

下郷町地域防災計画

令和2年3月

下郷町防災会議

第1編 一般災害対策編

目次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的及び方針・位置づけ	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の構成	2
第4	他の法令に基づく計画との関係	2
第5	計画の周知徹底	2
第6	地域防災計画の作成又は修正	2
第2節	災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	3
第1	災害対策の基本理念	3
第2	基本方針	3
第3	災害直前及び発災後の活動目標	5
第3節	下郷町の概況と災害要因の変化	7
第1	郷土の自然的条件	7
第2	本町の社会的条件	7
第3	本町における社会的災害要因の変化	8
第4節	調査研究推進体制の充実	10
第1	町による調査研究体制	10
第2	自主防災組織等地域における取組み	10
第5節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	11
第1	防災関係機関の実施責任	11
第2	防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱	12
第6節	住民等の責務	18
第1	住民の責務	18
第2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	18
第2章	災害予防計画	19
第1節	防災組織の整備・充実	19
第1	町の防災組織（町民課）	19
第2	防災関係機関の防災組織	20
第3	自主防災組織（町民課）	20
第4	応援協力体制の整備（町民課）	20
第5	その他の防災組織（ダム管理者）	21
第6	公的機関等の業務継続性の確保（町民課）	21
第2節	防災情報通信網の整備	22
第1	町防災情報通信網の整備（町民課）	22
第2	福島県総合情報通信ネットワークの概要（町民課）	23

第 3	その他通信網の整備活用（町民課）	23
第 4	通信手段の周知（町民課）	23
第 3 節	気象等観測体制	24
第 1	気象観測施設網（町民課）	24
第 4 節	水害・土砂災害予防対策	25
第 1	水害予防対策（建設課・農林課・ダム管理者）	25
第 2	土砂災害予防対策（建設課・町民課・農林課・道路管理者・会津鉄道㈱）	26
第 5 節	火災予防対策	32
第 1	消防力の強化（町民課・消防本部）	32
第 2	広域的な応援体制の整備（町民課・消防本部）	32
第 3	火災予防対策（町民課・消防本部）	32
第 4	初期消火体制の整備（町民課・消防本部）	33
第 5	火災拡大要因の除去計画（建設課・総務課・町民課）	33
第 6 節	建造物及び文化財災害予防対策	35
第 1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策（建設課・総務課）	35
第 2	文化財災害予防対策（教育委員会・町民課）	35
第 7 節	電力、ガス施設災害予防対策	36
第 1	電力施設災害予防対策（東北電力㈱）	36
第 2	ガス施設〔L P ガス〕災害予防対策（各施設管理者・取扱事業者）	38
第 8 節	緊急輸送路等の指定	40
第 1	緊急輸送路等の指定（建設課・町民課）	40
第 2	緊急輸送路等の整備（国・県・町）	40
第 9 節	避難対策	43
第 1	避難計画の策定（町民課）	43
第 2	指定緊急避難場所の指定等（町民課・健康福祉課）	45
第 3	指定避難所の指定等（町民課・健康福祉課）	46
第 4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点（町民課）	48
第 5	避難路の選定（町民課・建設課）	48
第 6	避難場所等の居住者等に対する周知（町民課）	49
第 7	学校、病院等施設における避難計画（教育委員会・施設管理者）	49
第 10 節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	51
第 1	医療（助産）救護体制の整備（医療機関・健康福祉課・総務課）	51
第 2	防疫対策（健康福祉課・町民課）	52
第 11 節	食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定	53
第 1	食料、生活物資等の調達及び確保（町民課）	53
第 2	飲料水の確保（町民課・建設課）	54
第 3	物資等輸送力の把握（総務課・町民課）	54
第 4	防災資機材等の整備（町民課）	54
第 5	災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立（町民課）	55

第 12 節 防災教育	56
第 1 一般町民に対する防災教育（町民課）	56
第 2 防災上重要な施設における防災教育（町民課・消防本部）	57
第 3 全ての職員に対する教育・研修・訓練（町民課・総務課）	57
第 4 学校教育における防災教育（教育委員会）	58
第 5 災害教訓の伝承（町民課）	58
第 13 節 防災訓練	59
第 1 総合防災訓練（町民課）	59
第 2 個別訓練（町民課）	60
第 3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（防火管理者・自主防災組織・町民課）	61
第 4 訓練の評価と地域防災計画への反映	61
第 14 節 自主防災組織の整備	62
第 1 自主防災組織の育成指導（町民課）	62
第 2 自主防災組織の編成基準（町民課）	62
第 3 自主防災組織の活動（自主防災組織）	62
第 4 企業防災の促進（町民課）	64
第 5 地区防災計画の作成（町民課・総合政策課）	64
第 15 節 要配慮者対策	66
第 1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的な事項（町民課・健康福祉課）	66
第 2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供管理（町民課・健康福祉課）	67
第 3 個別計画の策定（町民課・健康福祉課）	69
第 4 社会福祉施設における対策（健康福祉課）	70
第 5 在宅者に対する対策（町民課・健康福祉課）	70
第 6 外国人に対する防災対策（健康福祉課・町民課）	71
第 7 避難所への移送（町民課・健康福祉課・総合政策課）	71
第 8 避難所における要配慮者支援（健康福祉課・教育委員会）	71
第 16 節 ボランティアとの連携	73
第 1 ボランティア活動の意義と福島県災害ボランティア連絡協議会の設置	73
第 2 ボランティア団体の把握、登録等（健康福祉課）	73
第 3 ボランティアの連携体制の整備（健康福祉課）	73
第 4 ボランティアの種類（健康福祉課）	74
第 17 節 災害時相互応援協定の締結	75
第 1 自治体間の相互応援協力（総務課・町民課）	75
第 2 民間事業者・団体との災害時応援協定（町民課）	75
第 3 応援協定の公表（総務課）	75
第 4 連絡体制の整備（町民課）	76
第 3 章 災害応急対策計画	77
第 1 節 応急活動体制（全班）	77

第 1	災害応急対策の時系列行動計画（全班）	77
第 2	町の活動体制	79
第 3	災害対策本部の組織図、各部の事務分掌	82
第 2 節	職員の動員配備（全班）	89
第 1	配備基準	89
第 2	職員の配備体制	90
第 3	配備人員	90
第 4	動員伝達方法（本部班）	91
第 5	非常参集等（全班）	92
第 6	職員配備状況の報告と安否確認の実施（総務班）	93
第 3 節	災害情報等の収集伝達	94
第 1	気象警報・注意報等について（福島地方気象台）	94
第 2	被害状況等の収集、報告（財政管財班・運送調達班・本部班）	101
第 4 節	通信の確保	109
第 1	通信手段の確保（本部班）	109
第 2	県総合情報通信ネットワークの運用（本部班）	110
第 3	町における通信の運用（本部班）	110
第 5 節	相互応援協力	111
第 1	県と町の相互協力（災害対策本部）	111
第 2	国に対する応援要請（災害対策本部）	111
第 3	緊急消防援助隊の派遣要請（本部班）	112
第 4	民間事業者との災害時応援協定（総務班・運送調達班）	112
第 5	町と公共的団体等との協力（本部班）	112
第 6	町への情報連絡員（リエゾン）の受入れ体制（本部班）	113
第 6 節	災害広報	114
第 1	町の広報活動（総務班）	114
第 2	広報の方法（総務班）	115
第 7 節	救助・救急	117
第 1	自主防災組織、事業所等による救助活動（自主防災組織・事業所）	117
第 2	町・消防本部による救助活動（本部班・消防本部）	117
第 3	消防本部による救助・救急活動（消防本部）	118
第 4	広域的な応援（本部班）	118
第 8 節	自衛隊災害派遣要請	119
第 1	災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲	119
第 2	町長の災害派遣要請の要求（災害対策本部）	120
第 3	部隊の自主派遣（自衛隊）	121
第 4	災害派遣部隊の受入れ体制（災害対策本部）	121
第 5	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	122
第 6	派遣部隊の撤収（災害対策本部）	123

第 7	経費の負担区分（財政管財班）	123
第 9 節	避難	124
第 1	避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示（災害対策本部）	124
第 2	警戒区域の設定（災害対策本部）	128
第 3	避難の誘導（福祉介護班・消防団・自主防災組織）	129
第 4	避難行動要支援者等対策（社会福祉施設管理者・福祉介護班）	129
第 5	広域的な避難対策（本部班）	130
第 6	安否情報の提供等（町民班）	131
第 10 節	避難所の設置・運営	132
第 1	避難所の設置（本部班・福祉介護班）	132
第 2	避難所の運営（福祉介護班・保健保育班・学校教育班・自主防災組織）	133
第 11 節	医療（助産）救護	136
第 1	医療機関の被害状況等の収集、把握（保健保育班）	136
第 2	医療（助産）救護活動（保健保育班）	136
第 3	傷病者等の搬送（運送調達班）	137
第 4	医薬品等の確保（保健保育班）	137
第 5	人工透析の供給確保（保健保育班）	137
第 12 節	緊急輸送対策	138
第 1	緊急輸送の範囲（運送調達班）	138
第 2	緊急輸送路等の確保（工務管理班）	139
第 3	輸送手段の確保（財政管財班・運送調達班）	139
第 4	緊急輸送路の情報の集約と提供（県警察本部・道路管理者・運送事業者）	140
第 13 節	災害警備活動及び交通規制措置（県警察本部）	141
第 1	災害警備活動	141
第 2	交通規制措置（工務管理班・南会津建設事務所）	142
第 14 節	防疫及び保健衛生	145
第 1	防疫活動（保健保育班）	145
第 2	栄養指導（保健保育班）	146
第 3	保健指導（保健保育班）	146
第 4	精神保健活動（保健保育班）	147
第 5	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達（保健保育班）	147
第 6	動物（ペット）救護対策（農林班）	147
第 15 節	廃棄物処理対策	148
第 1	災害廃棄物処理（本部班）	148
第 2	し尿処理（本部班）	149
第 3	廃棄物処理施設の確保及び復旧（本部班）	150
第 4	応援体制の確保（本部班）	150
第 16 節	救援対策	151
第 1	給水救援対策（水道班）	151

第 2	食料救援対策（運送調達班・農政班）	151
第 3	生活必需物資等救援対策（運送調達班）	152
第 4	支援物資等の支援体制（本部班）	152
第 5	義援物資及び義援金の受入れ（出納班）	152
第 6	消防防災ヘリコプターの受入れ体制の整備（本部班）	153
第 17 節	被災地の応急対策	154
第 1	被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談（工務管理班）	154
第 2	障害物の除去（工務管理班）	154
第 3	災害相談対策（町民班）	155
第 18 節	応急仮設住宅の供与	157
第 1	応急仮設住宅の建設（工務管理班）	157
第 2	借上げ住宅等の提供（工務管理班）	158
第 3	住宅の応急修理（工務管理班）	158
第 19 節	死者の搜索、遺体対策等	160
第 1	全般的な事項（町民班）	160
第 2	遺体の搜索（町民班・消防団）	160
第 3	遺体の収容（町民班・消防団）	160
第 4	遺体の火葬・埋葬（町民班）	161
第 20 節	生活関連施設の応急対策	163
第 1	上水道施設等応急対策（水道班）	163
第 2	下水道施設等応急対策（水道班）	163
第 3	電力施設等応急対策（東北電力㈱）	164
第 4	ガス施設〔L P ガス〕応急対策（福島県L P ガス協会）	164
第 5	電気通信施設等応急対策（東日本電信電話㈱）	165
第 6	鉄道施設の応急対策（会津鉄道㈱）	167
第 21 節	文教対策	169
第 1	児童生徒等の保護対策（学校教育班）	169
第 2	応急教育対策（学校教育班）	169
第 3	文化財の応急対策（文化財班）	172
第 22 節	要配慮者対策	173
第 1	要配慮者に係る対策（福祉介護班）	173
第 2	社会福祉施設等に係る対策（社会福祉施設管理者・福祉介護班）	173
第 3	障がい者及び高齢者に係る対策（福祉介護班）	174
第 4	児童に係る対策（福祉介護班・保健保育班）	174
第 5	外国人に係る対策（福祉介護班・町民班）	175
第 23 節	ボランティアとの連携	176
第 1	ボランティア団体等の受入れ（福祉介護班）	176
第 2	ボランティア団体等の活動（福祉介護班）	176
第 3	ボランティア活動保険の加入促進（福祉介護班）	177

第 24 節 災害救助法の適用等	178
第 1 災害救助法の適用	178
第 2 災害救助法の適用基準	179
第 3 災害救助法の適用手続（災害対策本部）	180
第 4 災害救助法による救助の種類等	180
第 5 災害対策基本法に基づく従事命令等（県）	181
第 25 節 水害・土砂災害応急対策	182
第 1 水害応急対策（水防計画）	182
第 2 土砂災害応急対策	189
第 4 章 災害復旧計画	194
第 1 節 施設の復旧対策（全班）	194
第 1 災害復旧事業計画の作成	194
第 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	195
第 3 激甚災害の指定	196
第 4 災害復旧事業の実施	197
第 2 節 被災地の生活安定（全班）	198
第 1 義援金の配分（出納班）	198
第 2 被災者の生活確保（工務管理班・総合政策班・運送調達班）	198
第 3 被災者生活再建支援法に基づく支援（本部班）	200
第 4 災害弔慰金の支給（財政管財班）	202
第 5 被災者への融資（農政班・総合政策班・福祉介護班）	202
第 6 罹災証明書等の交付（町民班・消防本部）	203
第 7 被災者台帳の作成（町民班）	204
第 8 地震保険の活用	205
第 5 章 火山対策計画	206
第 1 火山の概況及び基本方針	206
第 2 防災のための体制整備及び事業等の推進	207
第 3 噴火警報等	208
第 4 災害予防対策	212
第 5 災害応急対策	214
第 6 災害復旧	216
第 7 緊急減災対策	216
第 6 章 雪害対策計画	217
第 1 節 雪害対策の概要	217
第 1 雪害対策について	217
第 2 過去の雪害被害	217
第 2 節 雪害予防対策	218
第 1 雪害予防体制の整備（建設課・町民課）	218

第 2	生活基盤の耐雪化（総務課・健康福祉課・教育委員会・建設課・町民課）	218
第 3	雪崩対策の推進（建設課・町民課）	222
第 4	救済体制の整備（町民課・健康福祉課）	223
第 5	広報活動（町民課・総務課）	225
第 6	豪雪地帯の教育条件の整備対策（町民課・建設課・教育委員会）	225
第 3 節	雪害応急対策	226
第 1	防災活動体制（工務管理班・事業者・運送調達班・総務部・財政管財班）	226
第 2	応急活動体制の整備（本部班・工務管理班・総務班）	227
第 3	地域ぐるみの除排雪（本部班・工務管理班・総務班・自主防災組織）	228
第 4	避難勧告等の発令及び避難誘導等（本部班・福祉介護班・保健保育班・自主防災組織・消防団・社会福祉施設管理者）	229
第 5	災害復旧（全班）	229

第1章 総 則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

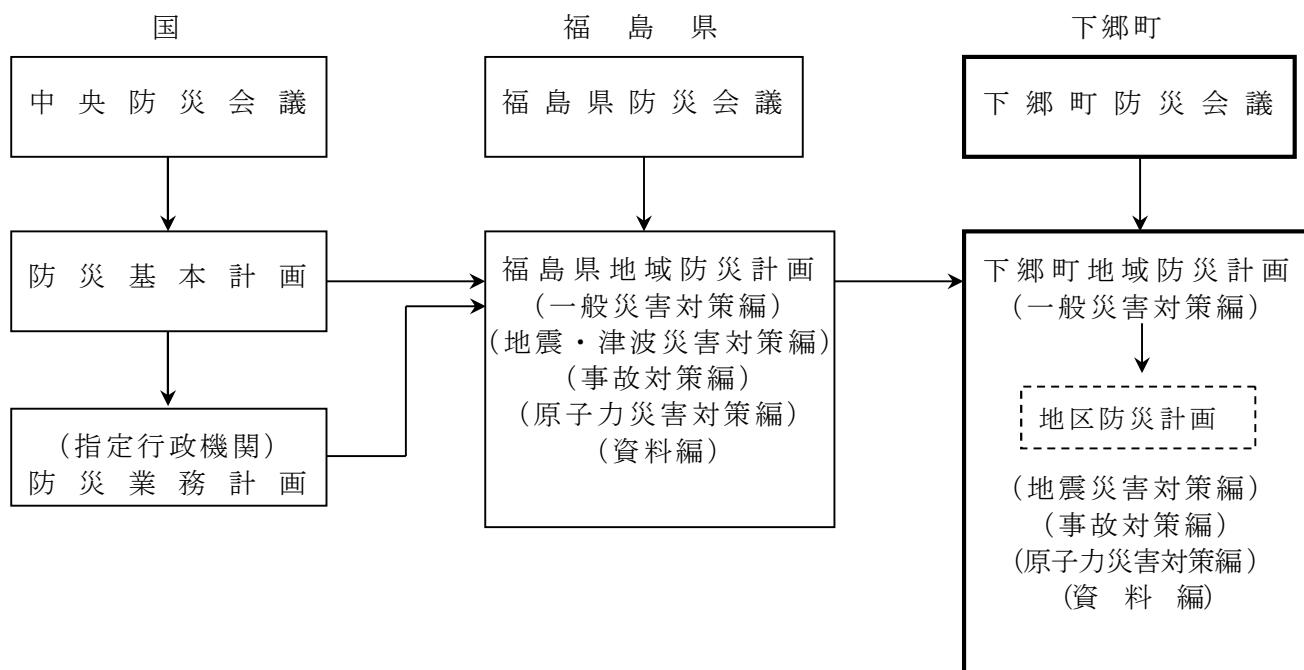
第1 計画の目的

この計画は、町内の風水害等の災害に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、下郷町防災会議が作成する地域防災計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び、県の地域防災計画（一般災害対策）と連携した計画とする。

国、県、町における防災会議と防災計画（災害対策編）の位置づけ



第3 計画の構成

下郷町地域防災計画は、次の各編で構成する。

第1編 一般災害対策編

風水害、雪害等及び火山災害の対策について定める。

第2編 地震災害対策編

地震災害対策について定める。

第3編 事故対策編

航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災の対策について定める。

第4編 原子力災害対策編

原子力災害対策について定める。

第5編 資料編

各編に関連する各種資料を掲載する。

第4 他の法令に基づく計画との関係

下郷町地域防災計画は、下郷町における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第5 計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施するものとする。

2 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図るものとする。

第6 地域防災計画の作成又は修正

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、下郷町地域防災計画（一般災害対策編）の作成又は修正に当たっては、県計画を参考として作成又は修正するものとする。

第2節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- (1) 下郷町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

第2 基本方針

この計画は、防災対策に関し、町及び防災関係機関について必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、次の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災生活圏の形成

県が示す、中通り軸、会津軸、浜通り軸からなる縦軸と、横断道軸、北部軸、南部軸からなる横軸を骨格とし、その結節点を7つの生活圏と捉えた「多極ネットワークの形成」を地域整備の目標にあわせ、自立的な防災性を高めていくものとする。

このため、地域の特性を生かし防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

東日本大震災や大島町土砂災害、広島市土砂災害等の大規模災害を契機に、地域住民に

による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるものと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していく体制をあらかじめ整備しておかなければならないものと考える。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

2 広域連携による災害対応力の強化

被災地域による対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、県内の生活圏相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速・的確な広域相互応援活動の実現に向けては、生活圏相互の応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結び付けられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の資源配分の決定に余裕を生むことになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応をとるためには、県、町、国をはじめとする防災関係機関を含めた応急対策活動のマニュアルづくりの推進が重要となる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動には限界がある。このため、全ての職員がいざというときに防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があ

り、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

5 平常時のネットワークを通した災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざというときにどのようなことができるかをあらかじめ検討しておく必要がある。町のそれぞれの機関、課・係で所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取り決めをしておくことが重要である。

また、地域防災計画に代表される災害対応計画は「被害発生」を前提にいかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となる。このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止をめざした「防災まちづくり」を実施していくことが重要である。防災まちづくりは、全ての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるものである。各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えることが必要である。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 地域活動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、町は、町民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

第3 災害直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。

活動区分	活動目標
直前対応	<p>■ 災害直前活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<p>■ 初動体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 <p>■ 生命・安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<p>■ 被災者の生活の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<p>■ 地域・生活の回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・まち環境の回復 ・生活の再建
復興対応	<p>■ 地域・生活の再建・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・まち復興計画の推進 ・まち機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第3節 下郷町の概況と災害要因の変化

第1 郊土の自然的条件

1 位置及び面積

本町は、福島県の西南、南会津郡の東端に位置し、南は那須山脈によって栃木県那須塩原市に接し、北は会津若松市、東は天栄村及び西郷村、西は昭和村、そして南西は南会津町に接している。東西 27 km、南北 24 km、面積は 317.09 km²を有し、町の中心地にある役場の位置は、東経 139 度 52 分 31 秒、北緯 37 度 15 分 08 秒、標高 496.478m である。

2 地勢

町の中央をほぼ南北に貫通する阿賀川（大川）は、東より 5 本、西より 3 本の支流を集めて北に走り、福島・新潟県境で阿賀野川と名称を変え日本海に注いでいる。町の面積の 80%以上が山地で、町の境界の南東は那須山系の山脈が走り、那須山を主峰とする 1,000m から 2,000m 級の高峰が連なる日光国立公園である。

3 地質

地質は、基石が古生層、新期花崗岩、安山岩、石英粗面岩等からなっており、土壌はこれら基石が風化したもので、壤土及び砂質壤土である。

4 気象

本町の気候は、東日本型に属し、夏は高温多湿であるが、標高は平地で 450m から 750m と高いことから、朝晩は涼しく、高温期間は比較的短い。降雪期は 11 月下旬から 3 月中旬までで、平均積雪量は、町中心部で約 60 cm、山間部で約 100 cm、豪雪年はその 2 倍近くに及ぶこともある。

第2 本町の社会的条件

1 郊土構造

本町は、昭和 30 年の町村合併による檜原町、旭田村、江川村の 3 地区とする区分が底流をなしている。また、人口規模が比較的大きい町中心地付近の拠点集落地帯、河川沿いに比較的まとまった農地を有する農業振興地帯、人口規模が少なく市街地から離れている農業集落地帯に分類することができる。このほか、流動的人口が交錯する観光資源が点在している。

2 人口

人口の推移を長期的にみると、昭和 30 年の町村合併以前は増加しており、合併時を境に減少している。自然増減では、昭和 35 年 172 人増が昭和 60 年 3 人減に転じ、社会増減では、合併以来減少傾向が続いている。

町の総人口は、昭和 60 年の 9,033 人より減少傾向にあり、令和 1 年には 5,640 人となっており、平成 29 年から 6,000 人を割り込んでいる。世帯数は、昭和 60 年 2,297 世帯から令和 1 年 2,249 世帯と 1.02% の減少となっており、また 1 世帯当たりの人員は、昭和 60 年の 3.92 人から、令和 1 年には、2.51 人と減少しており核家族化の進展がうかがえる。

総人口に対する高齢者の割合は 42.93% に及んでいる。高齢化率は、年々増加傾向にあり高齢者のみの世帯も少なくない。

3 土地利用

土地利用の状況をみると、平成30年では、総面積317.04km²のうち農地22.01km²(6.94%)、宅地2.20km²(0.69%)、山林・原野69.38km²(21.88%)、雑種地・その他223.45km²(70.48%)であり、山林・原野の占める割合が大きい。

【土地面積の推移】 (出典 固定資産税概要調書 平成30年1月1日) 単位:km²

年次	総面積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他	備考
平成30年	317.04	8.42	13.59	2.20	56.95	12.43	2.23	221.22	

※その他は国有林・公道等を指す

4 交通

(1) 道路

本町の道路網は、町内をほぼ南北に貫流する阿賀川を縫うように国道121号が走り、これを背骨とするとこれから肋骨のように国道118・289号をはじめ県道・町道がのびている。町の外環を完全に一周できる道路は接続されておらず行き止まりの集落が少なくない。

(2) 鉄道

第三セクターの会津鉄道㈱は、阿賀川及び国道118・121号沿線に走っており、町内の駅は6カ所である。

(3) 空港

福島空港までは、主要道路最短ルートで80分を要す。

(4) 港湾

港湾は、高速道路を可能な限り使用して、いわきまで2時間、相馬まで3時間半、新潟まで2時間かかる。

第3 本町における社会的災害要因の変化

風水害及び雪害・火山災害において、自然的条件に起因するもののほか、過疎、少子化、高齢化の進展や都市機能の集中、建築物の状況等の社会的条件の変化によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

まず第1には、人口の年齢構成が不安定な点である。過疎化、少子化、高齢化の進展が続き年少人口及び生産年齢人口の減少と高齢化率が上昇している。わが町の高齢化比率は44.6%(令和1年8月1日現在)で県の推計比率を約25年先取りしている。高齢者だけの世帯と独居老人世帯が増加しており町内全世帯の36.6%と3世帯に1世帯の割合に及んでいる。このために、災害時にはマンパワーの不足と、高齢者の被害が増大する可能性が非常に高い。

第2には、通勤、通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による夜間と昼間時の人口移動の変化で、平成27年国勢調査による昼夜間人口比率は、91.6%となっている。就業構造の変化により、かつては最も高い比率を占めていた第1次産業の農業は、全てといつていいほど兼業農家となり、就労の場は町中心部あるいは町外となっている。したがって、昼間に発災した場合の、高齢者世帯の被害の増加と山間地帯の即時対応の対策は重要課題である。

第3は、人々の生活様式の変化により、電力、水道、電話等のライフライン施設への依存

度が高まっていることである。これらの施設は災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか二次災害発生の危険性も含んでいる。

第4は、コミュニティ意識の低下である。社会一般的には近隣住民同士のつながりが希薄となっている今日、この状況が本町でも例外ではなく、自然発生的にコミュニティ醸成の高揚を期待することは難しくなっている。自治体消防の中核である消防団は、平成31年4月1日現在19部30班374名で活動しているが団員の高齢化が進行し、組織拡充に当たって、新入団員の確保が困難となっており、その原因是若者の絶対数の減少によるだけでなく、ボランティア精神の低下によるところもあると指摘せざるを得ない。

第5は、本町は自然環境に恵まれていることから、防災に対する意識が都市部と比較し低いことは否めない事実といえる。具体的には、避難場所が至る所に広く存在し、河川近くの掛け地や山裾野の危険地帯を除けば容易に危険をしのぐことができるとする意識は存在している。また、自然水利に恵まれ、緊急時の飲用水をはじめ生活用水の確保について、都市部で考えているほどの深刻さは感じられない。さらに、建築物が密集している地区は極めて限定されており、この点からも一般的な防災に対する意識の高さを期待することはできない。

このような本町における社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 町による調査研究体制

1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、今後、ハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

町が整備した詳細な情報は、地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県によるデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に資する。

第2 自主防災組織等地域における取組み

平成23年7月末の新潟・福島豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

そのため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街角防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

本節は、下郷町、福島県、及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の実施責任と町域に係る防災に関し処理すべき業務を示す。

第1 防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の処理すべき業務又は業務の大綱

1 町

処理すべき事務又は業務の大綱	
1	防災組織の整備及び育成指導
2	防災知識の普及及び教育
3	防災訓練の実施
4	防災施設の整備
5	防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
6	消防活動その他の応急措置
7	避難対策
8	災害に関する情報の収集、伝達及び広報
9	被災者に対する救助及び救護の実施
10	保健衛生
11	文教対策
12	被災施設の復旧
13	その他の災害応急対策
14	その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	1 火災、災害警戒防御活動に関すること。 2 警戒、警報等の広報及び伝達に関すること。 3 災害時における人命又は財産確保のための応急活動及び救護活動に関すること。 4 危険物の安全及び規制に関すること。 5 自主防災組織の育成に関すること。

3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福島県 南会津地方振興局	<ol style="list-style-type: none"> 地方本部室の確保及び設置に関すること。 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 本部員会議の運営及び記録に関すること。 管内町村、消防本部及びその他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 管内町村の支援についての調整に関すること。 緊急消防援助隊との連絡調整に関すること。 ボランティア情報の収集及び提供に関すること。 その他災害対策の実施に関すること。 被災情報の収集及び集計に関すること。 管内町村、消防本部その他の防災関係機関の災害対策の把握に関すること。 防災関係機関等に対する情報提供に関すること。
福島県 南会津保健福祉事務所 (南会津保健所)	<ol style="list-style-type: none"> 医療関係機関及び福祉関係施設の被害の調査に関すること。 医療関係機関及び福祉関係施設の安否情報の収集に関すること。 医療情報の提供に関すること。 医療救護班の編成に関すること。 被災地における医療救護所（臨時の医療施設を含む）の設置に関すること。 医療救護所への医療チームの派遣調整及び派遣された医療チームとの連絡調整に関すること。 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 福祉避難所に関すること。 被災地における飲料水の供給に関すること。 被災地における防疫、その他環境衛生及び食品衛生に関すること。 被災地における健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 動物（ペットに限る）救護対策に関すること。 災害時要援護者対策（外国人の支援を除く）に係る町村との調整に関すること。 心身障がい者（児）世帯、児童、母子世帯、高齢者（世帯）、医療依存度の高い難病患者等の援護対策に関すること。
福島県 南会津農林事務所	<ol style="list-style-type: none"> 食料対策に関すること。 農林業及び山地対策に関すること。 土地改良事業対策に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福島県 南会津建設事務所	1 水防対策に関すること。 2 その他土木、建築関係対策に関すること。 3 災害時における交通復旧及び輸送の確保 4 被災県公共土木施設の復旧
福島県 南会津警察署	1 情報収集、伝達及び広報に関すること。 2 人命救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者の捜索及び死者の検視に関すること。 4 交通規制及び交通秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
農林水産省東北農政局 福島県拠点	1 災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
林野庁関東森林管理署 会津森林管理署	1 山火事防止対策に関すること。 2 森林治水・治山による災害防除に関すること。 3 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関すること。 4 その他山林一般に関すること。 5 災害時における災害復旧用材の備蓄に関すること。
気象庁 仙台管区気象台 (福島地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその結果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層活動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	1 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 2 直轄公共土木施設の整備と防災管理 3 洪水予警報等の発表及び伝達 4 水防活動の支援 5 被災直轄公共土木施設の復旧 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

5 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 県、市町村、その他の防災関係機関が実施する応急的な災害対策の支援協力
郡山駐屯地	
第6特科連隊第3科	

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株) 福島支店	1 電気通信施設の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 3 被災電気通信施設の復旧
東北電力(株)田島営業所	1 電力供給施設の整備及び防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
日本赤十字社 福島県支部	1 医療、助産等救護の実施 2 義援金の募集 3 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (福島放送局)	1 気象・災害情報等の放送 2 町民に対する防災知識の普及
日本郵便(株) (檜原郵便局、江川郵便局、旭田郵便局、弥五島郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
会津鉄道(株)	1 鉄道施設等の整備及び防災管理 2 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力 3 災害時における応急輸送対策 4 被災鉄道施設の復旧
会津乗合自動車株式会社 田島営業所	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時における避難者等の緊急輸送の協力

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新聞社 (福島民報社南会津支局・福島民友新聞株式会社南会津支局)	1 災害状況及び災害対策に関する報道
民間放送各社	1 気象(津波)予報、警報等の放送 2 災害状況及び災害対策に関する放送 3 放送施設の保安 4 町民に対する防災知識の普及
運輸業者	1 災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
南会津郡医師会	1 医療、助産等救護活動の実施 2 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 3 防疫その他保健衛生活動の協力
福島県 下郷町社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受入れ 2 生活福祉資金の貸付

8 その他公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福島県 会津よつば農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん 4 被災組合員に対する融資のあっせん
福島県 下郷町森林組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資のあっせん
㈱東邦銀行 会津下郷支店	1 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
福島県 下郷町商工会	1 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
福島県 下郷町建設組合	1 災害時における応急復旧工事への協力に関する事。
福島県 南会津地方 環境衛生組合	1 ごみの収集運搬及び処分に関する事。 2 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処分に関する事。 3 その他環境衛生業務に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等医療施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における受入者の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設等の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
燃料供給業者 (福島県石油商業組合)	1 施設の安全管理 2 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
L P ガス関係 (L P ガス販売業者)	1 安全管理の徹底 2 ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組みにより防災に寄与するよう努める。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び町が実施する防災に関する施策に協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の充実に万全を期す。

第1　町の防災組織（町民課）

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

1 下郷町防災会議

町は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、県及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務及び組織

県防災会議に準じ、町の条例で定める。

(ア) 下郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(イ) 下郷町に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(ウ) 下郷町に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧対策に関し、町並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

(エ) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

(オ) 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関する事。

(3) 組織

下郷町防災会議は、下郷町防災会議条例第3条の規定により、構成される（第5編 資料編参照）。

2 下郷町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、下郷町地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

ア 町の地域に係る災害に関する情報を収集する。

イ 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を

作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 組織

- ア 町災害対策本部の長は、町災害対策本部長とし、町長をもって充てる。
- イ 町災害対策本部に、町災害対策副本部長、町災害対策本部員その他の職員を置き、町の職員又は町の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、町長が任命する。

ウ 組織

第3章第1節「応急活動体制」参照

3 下郷町水防本部

(1) 設置の根拠

水防法第3条

(2) 所掌事務

洪水による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

下郷町災害対策本部に準ずる。

第2 防災関係機関の防災組織

町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、下郷町地域防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第3 自主防災組織（町民課）

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会、自治会等を単位として設置するものであり、町は、各集落の行政区及び防災活動を目的とした任意の団体を自主防災組織として認め、その充実強化を図る。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約等で定めるところによるが、各集落の行政組織により効率的な運営体制とし、防災活動を目的とした任意の団体にあっては、その組織運営に従い効率的な運営体制とする。

第4 応援協力体制の整備（町民課）

1 県内市町村間の相互応援協定

町は、「南会津郡内旧7カ町村による消防相互応援協定」、「会津若松市との消防相互応援協定」、「岩瀬郡天栄村との消防相互応援協定」、「西東京市との災害時における相互応援に関する協定書」、「西白河郡(4町村)・南会津郡(4町村)との災害時における相互応援に関する協定書」及び「新潟県三条市・南会津郡災害相互応援協定書」を締結している。この消防相互応援協定及び災害相互応援協定が下郷町地域防災計画の目的達成に適切かつ充分なものであるか見直し、必要によっては協定関係市町村と再検討するものとする。

2 県内防災関係機関の相互応援

県内の区域を所管し又は県内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を發揮するため、情報を共有しながら相互に連絡協調して、円滑な組織の整備・運営が成し得るよう努めることとされている。

3 経費の負担

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるものほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

4 民間協力計画

町及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に、町の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共団体、民間企業及び団体などと、あらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第5 その他の防災組織（ダム管理者）

ダム等の施設管理者は、関係する各法に基づき、その施設にふさわしい自主防災組織の整備充実を図る。

第6 公的機関等の業務継続性の確保（町民課）

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食料等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

また、業務継続体制の整備を通じて、町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部機能の充実・強化に努めるものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、県、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 町防災情報通信網の整備（町民課）

1 町防災行政無線の概要

一般住宅、公共施設、事業所等に戸別受信機（約2,300台）を有する町防災行政無線は、平成9年4月1日より本格運用した。同報系の屋外子局は各行政区（38）よりさらに細区分した主要集落（46カ所）に設置されている。移動局は、車載型9台、携帯型14台で、町役場町民課、建設課、農林課に配備されている。

町役場操作卓から呼出し可能パターンは、戸別屋外一括、戸別一括、行政区を単位とした集落別、町職員、町議会議員、消防関係、公共施設である。緊急時には統制をかけて一斉指令等の機能を発揮することができる。また、遠隔制御機のある広域消防署下郷出張所からは消防関係の呼出しができる。

2 戸別受信機の修理・チャンネル変更等施設の維持管理

戸別受信機は、落雷のほか不適切な設置場所、バックアップ電源用の電池切れ、ボリュームの下げ過ぎ等のために、受信不能又は聞き取りにくい状態となることがある。これらの早期対応は利用者の通報によるところであるが、日常的に行政側は注意を喚起しなければならない。

利用者のグループの所属替えによるチャンネル変更は、防災の責務上優先して速やかに行わなければならない。

防災行政無線に関わる法律に基づいた強制的な点検等に頼ることなく、特に中継局のバッテリー等は消耗機材であること等施設設備の特性を熟知し、そのメンテナンスを定期的に行うものとする。

3 機械操作の習熟徹底

町役場の操作卓は、勤務のない時間帯は町職員による日直者及び宿直の警備員が行うこととされている。災害の非常時にも迅速適切に対応できるよう、関係者の習熟訓練を徹底しておかなければならない。町では、住民に対する災害情報の提供、被害状況の収集伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）を導入し、運用している。また、戸別受信機についても町内全戸について設置済みである。

今後とも、施設・設備の定期的な点検整備・更新を行うとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

第2 福島県総合情報通信ネットワークの概要（町民課）

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網である。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成10年4月1日から運用を開始し、平成21～24年度に更新を行い、従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行った。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

第3 その他通信網の整備活用（町民課）

町は、消防庁が運用するJ-ALENT（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

また、住民だけでなく観光客等への対応として携帯電話大手4社（ドコモ・au・ソフトバンク・楽天モバイル）のエリアメールの配信サービス導入を行った。

なお、町においては、管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組みを促進する。

第4 通信手段の周知（町民課）

1 町と関係機関間の連絡体制の周知

町は、通信連絡網を整備し、防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておく。

2 住民への連絡体制の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておく。

第3節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

また、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

第1 気象観測施設網（町民課）

町内における気象観測施設の整備状況は次のとおりである。

1 雨量観測施設

所在地	管理者	備考
大字塩生字大石1000	下郷町	気温 気圧 湿度
小影（戸石川）	北陸地方整備局	戸石川雨量観測所
大川ダム管理支所	北陸地方整備局	気温 気圧 湿度 震度計
大字合川字宮ノ前丁996-2	北陸地方整備局	下郷雨量観測所
大字音金字大峠3013-3	北陸地方整備局	観音山雨量観測所
大字塩生字大石【塩生雨量】	南会津建設事務所	

2 水位観測施設

所在地	管理者	備考
(旭ダム)	昭和電工	
大川ダム管理支所	北陸地方整備局	
大字弥五島	北陸地方整備局	若水水位観測所
大字高隣字東上	北陸地方整備局	鶴沼川水位観測所
大字戸赤字林下	福島県	危機管理型
大字枝松字居平	福島県	危機管理型

3 積雪（雪量）観測所

所在地	管理者	備考
大字塩生字大石1000	下郷町	警戒体制積雪量100cm 緊急体制積雪量130cm
大字戸赤字竹の子下852	下郷町	
大字中山字中平25	下郷町	
大字戸赤字竹の子下（木地小屋）	南会津建設事務所	
大字小沼崎字半丈乙（下郷）	南会津建設事務所	

第4節 水害・土砂災害予防対策

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、水害、土砂災害等の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策（建設課・農林課・ダム管理者）

1 河川対策

(1) 現状

本町は、18河川（資料編 2-4-1）を有し、その総延長は、93kmとなっており、特に未改修地域は、雨期における増水が甚だしく溢水の危険性を有している。

これらの実情を踏まえ改修工事の促進はもとより、予防対策として河川、排水路の浚渫を実施するなど、予防事業及び施設整備を行うものとする。

(2) 計画

本町管理の河川については、治山事業、砂防事業等各種制度事業の導入等長期計画をもとに積極的に改修工事を実施するものとする。

本町は、災害時の水防に万全を期すため適宜水防倉庫の整備を図り、県水防計画に定める基準に基づき水防資材の備蓄に努め、常に使用できるよう整備点検を行うものとする。

2 ダムによる防災対策

(1) 現状

本町に直接的に関係するダムは、旭ダム、大川ダム、大内ダム、羽鳥ダムである。町が事業主体となってダムを建設する発想はない。また、町内に新たにダムが建設される構想もない。

維持管理については、各ダムの管理機関が異なるが、ダム施設の目的、特徴等を考慮し、災害予防に向けた平常時からの情報交換に努めなければならない。

(2) 計画

防災に関わる計画は、もっぱらダム機能の住民に対する理解と、施設管理者との緊密な情報交換にある。洪水時における放流時の事前通報及びサイレンでの一斉警告等、流域住民が不安に陥らないよう迅速かつ的確な情報の発信が重要である。

3 災害危険箇所

福島県地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは、「福島県水防計画書」に定める「重要水防区域（資料編2-4-2）」の一覧表のとおりである。

本町の河川ごとの土石流危険渓流、また、河川氾濫の原因となる地すべり等危険区域は、資料編（資料編2-4-4、2-4-6、2-4-8）に示すとおりである。

4 その他施設の維持補修

(1) 現状

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、農業用水路、ため池等）は町内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適当又は不十分にな

っているものもある。

特に、危険施設については、監視体制を強化するとともに、状況により河川管理者及び農業用施設等管理者と協議し必要な措置をとることとしている。

(2) 計画

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、農業用水路、ため池等）の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。なお、小被害の増加に対処するため、用排水路等の改修又は新設などのため、国県の制度事業等を積極的に導入する。

第2 土砂災害予防対策（建設課・町民課・農林課・道路管理者・会津鉄道株）

台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、住民の生命、財産に多大の損害を与える可能性がある土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所など町内各地に存在する

土砂災害を未然に防止するため、関係機関は以下のような土砂災害に対する対策を講じるものとする。

1 土砂災害危険箇所について

(1) 土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、土砂災害が発生するおそれのある箇所を周辺住民に周知するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立するため、県が総点検し公表したものであり、「10 土砂災害が発生するおそれがある箇所」のうち土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所をいう。

(2) 現状

本町には、91箇所の土砂災害危険箇所があり、これを基に土砂災害警戒区域の指定を進めているが、令和2年1月1日現在、指定数は93箇所（土砂災害危険箇所総数に対して102.2%）となっている。

平成26年8月に広島市で発生した大規模土砂災害においては、土砂災害警戒区域に指定されていない箇所で甚大な被害を受けたほか、平成25年10月の台風26号では、伊豆大島で避難の遅れ等から人的被害が発生している。また、国において平成29年1月に見直しが行われた「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難勧告等の対象とする区域を設定する際、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。

(3) 計画

現状を踏まえ、県では、ホームページ等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、町が避難勧告等の判断を的確にできるよう、助言できる体制を整備するとしている。

町は、広報誌への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により土砂災害危険箇所や避難場所の位置、とるべき避難行動等を周知するとともに、緊急時における警戒避難体制の整備を推進する。

2 土石流対策

(1) 現状

本町の土石流の発生するおそれのある渓流は 50 箇所存在している（令和 2 年 1 月現在）。

具体的には資料編（資料編 2-4-6）に示すとおりである。砂防ダム等の施設整備は県事業により推進されている。

（2）計画

県は、土石流による災害から県民の生命や財産を守るため、砂防事業を推進するとともに、関係市町村に対し、土石流危険渓流や砂防指定地、土石流災害に対処するための警戒避難に関する資料を提供するとしている。

町は、これに有効に対応するため必要に応じて現地調査、資料提供等積極的に協力し、施策推進を図るとともに、県と連携し、危険箇所マップ等の配布により、住民等への周知徹底を図る。

3 地すべり対策

（1）現状

本町の地すべり危険箇所は 7 箇所となっている（令和 2 年 1 月現在）。

具体的には資料編（資料編 2-4-4）に示すとおりである。

（2）計画

県は、地すべりによる災害から県民の生命や財産を守るため、地すべり対策事業を推進することとしている。また、関係市町村と連携し地すべり危険箇所や地すべり防止区域、地すべりに対処するための警戒避難に関する資料を提供するとしている。

町は、これに有効に対応するため必要に応じて現地調査、資料提供等積極的に協力し、施策推進を図るとともに、県と連携し、危険箇所マップ等の配布により、住民等への周知徹底を図る。

4 急傾斜地崩壊対策

（1）現状

本町の急傾斜地崩壊危険箇所は 34 箇所存在する（令和 2 年 1 月現在）。

具体的には資料編（資料編 2-4-8）に示すとおりである。

（2）計画

県は、がけ崩れによる災害から県民の生命や財産を守るため、急傾斜地崩壊対策事業を推進することとしている。また、関係市町村と連携し急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、がけ崩れに対処するための警戒避難に関する資料を提供するとしている。

町は、これに有効に対応するため必要に応じて現地調査、資料提供等積極的に協力し、施策推進を図るとともに、危険箇所マップ等の配布により、住民等への周知徹底を図る。

5 土砂災害警戒区域等の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとしている。

令和元年 10 月 21 日現在、町内では土砂災害警戒区域として土石流 47 箇所、地すべり 3 箇所、急傾斜地の崩壊 43 箇所、計 93 箇所、うち土砂災害特別警戒区域として土石流 26 箇所、急傾斜地の崩壊 43 箇所、計 69 箇所が指定されている。

(1) 基礎調査の実施

県は、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとしている。

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、町長の意見を聴いて、土砂災害が発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定するとしている。

(3) 土砂災害警戒区域における対策

ア 町地域防災計画への記載

町は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

イ 要配慮者利用施設利用者のための警戒避難体制

町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地等について資料編（資料編2-4-10）に定める。名称及び所在地等を定めた施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

町は、町地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

ア 特定の開発行為に対する許可制度

県は、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校や医療施設などの要配慮者関連施設の建築のための開発行為について審査し、「対策工事の計画が安全を確保するために必要な技術的基準に従っている」と判断した場合に限って許可をするとしている。

イ 建築物の構造の規制

建築主事を置く町、県及び民間確認検査機関は、居室を有する建築物について、土砂

災害に対して構造が安全であるかどうかの建築確認を行う。

ウ 建築物の移転等の勧告

県は、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対し、移転等の勧告を行うとしている。

6 造成地の災害予防対策

(1) 現状

造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規程されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行っている。

(2) 造成地における基準等（県土木部）

ア 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、原則として開発行為を認めない。

イ 人工がけ面の安全装置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。

エ 消防水利の設置

宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

オ 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。

カ 小規模造成地の扱い

宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

7 二次災害予防対策

県及び町は、降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備を図るものとする。

また、町は、危険性が高いと判定された箇所の警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてあらかじめ検討しておくものとする。

8 道路及び橋りょう等災害予防対策

(1) 現状

本町は、国道、県道、町道のほか農道、林道と山地を通る道路が多いため落石等のおそれのある箇所が多く、落石・法面崩壊等によって、交通網の寸断と住民生活の安定を損なうおそれがある。

道路の被害は、高盛土部における路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の陥没・沈下に伴う道路施設の破壊が予想される。

橋りょうについては、老朽化しているもの等があるため、落橋防止対策が必要である。また、トンネルにおける、二次的な災害を防止するための防災施設についても今後改善する必要がある。

(2) 計画

国直轄管理・県管理の道路及び橋りょうについては、県防災計画により町が果たすべき役割について積極的に対応する。

町は、農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、町が管理する道路及び橋りょうについて、定期的に法面の崩壊、落石、老朽化の度合い等の点検を実施し、安全度の低い箇所から順次「災害防除事業」を行って、安全の確保に努める。

9 会津鉄道㈱の災害予防対策

会津鉄道㈱は、地震による災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、事業者の災害予防対策規程等の定めによるところにより、東日本旅客鉄道株式会社に準じて予防対策を実施するものとする。

10 治山対策

(1) 現状

本町の保安林面積は、民有林 9.4 千 ha、国有林 1.4 千 ha の合計 10.8 千 ha で、全森林の 39.3%を占めている。このうち水源かん養保安林は 2.3 千 ha、土砂流出防備保安林は 8.0 千 ha で、両保安林が保安林全体の 74.1%を占めており、山地の崩壊防止等に大きな役割を果たしている。

(2) 計画

県は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある県土を形成するため、治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施するとしている。また、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や旱魃等の森林整備等の対策を推進するとしている。

治山事業の導入は保安林指定が前提であることから、町は、住民の理解と協力を深めるため、自然災害に対する治山事業の効果及び歴史的な取組みの足跡等、広報活動にも重点を置き、治山事業導入の条件整備を積極的に推進するものとする。

11 森林整備対策

(1) 現状

本町の林野面積は、27.5 千 ha で郷土面積の 86.8%を占めている。これを保有形態別にみると国有林は 6.2 千 ha(22.5%)、民有林は 21.3 千 ha(77.5%)である。これらの森林の持つ水源かん養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

(2) 計画

森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まる中で、町は、県、森林組合、森林所有者等とともに一体となって森林整備を促進する。

12 土砂災害が発生するおそれがある箇所

町内で土砂災害が発生するおそれがある主な箇所は次のとおりとする。

- (1) 土石流危険渓流
県土木部河川港湾総室で定める土石流危険渓流箇所調書
- (2) 地すべり危険箇所
県農林水産部農村整備総室で定める地すべり危険地区一覧表
県農林水産部森林林業総室で定める地すべり危険地区一覧表
県土木部河川港湾総室で定める地すべり危険箇所調書
- (3) 急傾斜地崩壊危険箇所
県土木部河川港湾総室で定める急傾斜地崩壊危険箇所調書
- (4) 土砂災害警戒区域等
県土木部河川港湾総室で定める土砂災害警戒区域等一覧表
- (5) 道路の落石等のおそれのある箇所
県土木部道路総室で定める防災点検箇所一覧表
- (6) 崩壊土砂流出危険地区
県農林水産部森林林業総室で定める崩壊土砂流出危険地区一覧表
- (7) 山腹崩壊危険地区
県農林水産部森林林業総室で定める山腹崩壊危険地区一覧表

第5節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等を実施する。

なお、林野火災対策については、第3編 事故対策編 林野火災対策計画に定める。

第1 消消防力の強化（町民課・消防本部）

1 消消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、年次計画を立て、国庫補助制度、防災対策事業等を活用して充実強化を図る。また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう指導する。

2 消消防水利の整備

消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、湖沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」の達成を図る。

3 救助体制の整備

消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。町は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域的な応援体制の整備（町民課・消防本部）

1 広域的な応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても隨時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

さらに、県及び消防本部は、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努める。

今後、県及び消防本部は、広域的な応援に係るマニュアルづくりの検討を行うものとする。

2 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受け入れ体制

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等についてマニュアル化を行うなど、県、消防本部、町間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の策定が、県により進められている。さらに、県及び消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるとしている。

第3 火災予防対策（町民課・消防本部）

1 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消防本部は、春・

秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭については、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、消防本部は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館、民宿等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査

消防本部は、火災原因の究明を行い、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備（町民課・消防本部）

1 消火器等の普及

町及び消防本部は、災害発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画（建設課・総務課・町民課）

1 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発・指導する。

ただし、国選定の伝統的建造物群保存地区である大内地区は、その整備計画によるものとする。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、研究施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、県及び消防本部の指導に対し、町は協力する。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、建造物の不燃化を促進し、災害に強いまちづくりを行う。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策（建設課・総務課）

1 民間の建築物

既存住宅・建築物の耐震性能を向上させるため、建築物所有者等に対して、国・県・町が行う助成制度の活用を促し、耐震診断・改修等の促進を図る県の指導に対し、町は協力する。

2 公共建築物の対策

町は、公共建築物の地震や火災、災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法の規定により、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 文化財災害予防対策（教育委員会・町民課）

1 文化財保護思想の普及啓発

町民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じて、町民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

消防機関は、町教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

町教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を隨時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気設備及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策（東北電力株）

1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、本店、支店及び事業所（以下、この節において「店舗」という）に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

ア 風害対策

風害については、各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処するものとする。

イ 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した水害による被害の状況、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化とケーブルダクトの閉鎖等）等を実施するものとする。

また、調整池内の堆砂について、過去に発生した水害を基に適切な維持管理を行うものとする。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検、整備を実施するものとする。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸
- b 導水路と渓流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留壁、橋りょう
- d 土捨場、巡視路
- e 水位計
- f 発電所建家、屋外機器等

(イ) 送電設備

a 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更又は擁壁や石積みによる補強等を実施するものとする。

b 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施するものとする。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、これらの防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさあげを実施するものとする。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うものとするが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処するものとする。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施するものとする。

(ア) 水力発電・変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用、スノージャム流入防止対策等を実施するものとする。

(イ) 送電設備

鉄塔には、耐雪設計及び耐雪結構を採用し、電線は難着雪化対策を行うものとする。

また、降雪期前に樹木の伐採を行うとともに、気象通報等により雪害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行うものとする。

また、気象通報等により雷害が予想される場合は、系統切替により災害の防止又は拡大防止に努めるものとする。

(イ) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷遮へいを行うものとする。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器、耐雷ホーン等の取付けにより対処するものとする。

(2) 電気工作物の点検・調査等

電気工作物は、常に法令に定める電気設備技術基準に適合するよう確保し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

ア 本店及び店舗は、災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進め

るほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(4) 災害用資機材の輸送体制の確立

本店及び店舗は、災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 本店及び店舗は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 本店及び店舗は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設〔L Pガス〕災害予防対策（各施設管理者・取扱事業者）

1 現況

都市ガス、簡易ガスのない、わが町において、L Pガスは、生活に欠くことができない重要なエネルギーとして、広く一般家庭に浸透し、今の生活を支えている。このような、L Pガスの安定供給及び一般家庭での災害の防止を図るため、供給設備の維持管理及び消費設備の調査並びに安全器具等の設置、社員等に対する保安教育は不可欠なものとなっている。

2 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) L Pガス設備の強化計画

ア 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

特に、豪雪地帯においては、屋根からの落雪で壊れないような措置を講ずるとともに、除雪時においてもL Pガス設備に損傷を与えないような措置を講ずるものとする。

イ 安全器具の設置

耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

ウ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や、緊急措置の実施のための連絡を迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに、使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等から調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理用工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 救急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスマーティー、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、(一社)福島県L Pガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）に当たっては、原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先度を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

市街地において、ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日頃から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 緊急輸送路等の指定（建設課・町民課）

町は、陸、空のあらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図るため、災害（二次災害を含む）に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送路等を指定する。

1 緊急輸送路

- (1) 町は、町災害対策本部、南会津地方振興局（県災害対策地方本部）、隣接市町村の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定する。
- (2) 確保すべき路線の順位は、次のとおりとする。

ア 第1次確保路線

町内の基幹的輸送に不可欠で、県地方災害対策本部、町災害対策本部等の主要拠点と接続する国県道等の主要路線で、最優先に確保すべき路線。

イ 第2次確保路線

町災害対策本部と集落人家を接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路。

ウ 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路。

2 ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ及び消防防災活動の拠点として、ヘリコプター臨時離着陸場を指定する。

番号	所在地	名称	管理者	電話番号
1	下郷町大字中妻字大百刈5	下郷中学校（駐車場）	教育長	67-2126
2	下郷町大字沢田字下林1911	大川ふるさと公園（多目的広場）	町長	67-2905

第2 緊急輸送路等の整備（国・県・町）

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。また、物資受入れ拠点を役場内に指定にする。

1 第1次確保路線

種別	路線名	区間	備考
国道	121号	二川橋交差点～南会津町境	
	118号	会津若松市境～天栄村境	
	289号	林中～役場～南倉沢	

2 第2次確保路線

種別	路線名	区間	備考
国道	400号	昭和村境～県道戸赤栄富線交差点	
県道	高隣田島線	高隣～南会津町境	白岩字南上平～澳田字半道田冬期通行止
	戸赤栄富線	国道400号交差点～下郷会津本郷線交差点	
	下郷会津本郷線	栄富～大内	
	湯野上会津高田線	小野下～大内	
	弥五島停車場線	国道121号～弥五島駅前	
	落合豊成線	国道121号～高隣田島交差点	
	芦ノ牧温泉南停車場線	国道121号～小出	
	会津下郷停車場線	国道121号～会津下郷駅前	
	湯野上温泉停車場線	国道121号～湯野上温泉駅前	
町道	落合音金線	養鰐公園駅～音金上坪	
	落合左走線	養鰐公園入口～左走集落	
	落合山崎2号線	落合～山崎	
	野際線		
	大松川音金線	大松川～杉ノ沢	
	大松川音金線	十文字～音金	
	沢田十文字線	田沢道州1号交差点～十文字交差点	沢田～鶴ヶ池(フルーツライン)冬期通行止
	桧原桃曾根線	桧原～桃曾根	
	塩生下夕原10号線	国道289号～塩生(医療機関)経由～高隣田島線	
	塩生上ノ原9号線	高隣田島線～国道289線(寺前)	
	張平5号線	国道289号～大百刈張線	
	大百刈張平線	張平集落内～中学校裏、国道121号	
	和田線	国道289号～旧大松川分校	
	南倉沢居平1号線	国道289号～南倉沢	
	張平沢入線	国道289号～高隣田島線	小松川～沢入冬期通行止
	栄富線	橋坂～中妻	
	張平沢入線	高隣田島線～沢入	
	水門和貢線	国道121号～水門	
	成岡本通線	下郷会津本郷線～成岡	
	桑取火線	戸赤栄富線～桑取火	
	赤土線	戸赤栄富線～赤土	
	大倉線	国道121号～大倉	
	弥五島白岩線	国道121号～白岩字阿久戸	
	雜根線	高隣田島線～雜根	

種別	路線名	区間	備考
	雑根丑ヶ曾根線	雑根～丑ヶ曾根	
	芦ノ原柏木原線	町道雑根線境～柏木原	
	湯野上中山線	湯野上～大沢	
	湯野上館本線	湯野上橋	
	田代4号線	国道118号～田代	
	田代5号線	田代	
	小出桑原線	芦ノ牧温泉南停車場線～会津若松市境	
	沼尾線	沼尾～会津若松市境	
	大内小屋前線	大内集落内	

3 第3次確保路線

種別	路線名	区間	備考
県道	湯野上会津高田線	大内～会津美里町（旧会津高田町）境	
町道	田沢道州1号線	塩生～鶴ヶ池	
	張平杉ノ沢線	国道289号～杉ノ沢	
	南倉沢野際線	南倉沢～野際	
	下郷中学校線	国道121号～中学校	
	大百刈張平線	大百刈～高隣田島線	
	中妻中平線	高隣田島線～中学校裏	
	中妻小松川線	高隣田島線～小松川	
	駅前小学校線	楨原小学校入口	
	塩生学校線	旭田小学校入口	
	桧原下沢田線	コミニティセンター入口	
	大松川宮内線	大松川集落内	
	大松川宮内和田1号線	国道289号接続部	
	小松川寺山線	小松川～大松川	
	湯野上学校線	江川小学校入口	
	体育館線	町民体育館入口	
	田沢道州2号線	田沢道州1号境～鶴ヶ池	
	塩生大石5号線	役場入口	
林道	高野赤土線	赤土～南会津町境	

第9節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要なため、町その他の防災関係機関等において、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図る。

第1 避難計画の策定（町民課）

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

また、町は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、指定緊急避難場所やタイミング、判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

さらには、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を発令する基準

（1）避難勧告等の判断基準の策定について

町は、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏

まえ、以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難勧告等の判断基準を策定している。

なお、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。

イ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理総室、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

- ・水害：福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）
- ・土砂災害：福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理総室）

2 避難準備・高齢者等避難開始に関する情報提供、勧告又は指示の伝達方法

3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者

4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (1) 給水措置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 衣料、生活必需品の支給

- (5) 負傷者に対する応急救護
- (6) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援

6 指定避難所の管理に関する事項

- (1) 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
- (2) 避難受入れ中の秩序保持
- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務

7 指定避難所の整備に関する事項

- (1) 受入れ施設
- (2) 給食施設
- (3) 給水施設
- (4) 情報伝達施設
- (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- (6) ペット等の保管施設

8 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- (1) 情報の伝達方法
- (2) 避難及び避難誘導
- (3) 避難所における配慮等
- (4) 老人デイサービスセンターの活用等

なお、要配慮者に対する救援措置については、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (2) 標識、誘導標識等の設置
- (3) 住民に対する巡回指導
- (4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等（町民課・健康福祉課）

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

1 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また町は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、居住者等に開放され、救助者

等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2) 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ 学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

ウ 誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。

エ 都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該の内における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

第3 指定避難所の指定等（町民課・健康福祉課）

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

町長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

また、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有することであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 福祉避難所として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2m²以上とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

5 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を

取消、その旨を知事（危機管理総室）に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の施設の整備に努める。

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点（町民課）

1 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受入れるための体制の整備を地域と協議の上、進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む）等について事前の協議を行っておく。

4 その他の施設の利用

町は、指定した避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合には、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第5 避難路の選定（町民課・建設課）

避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8m以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

第6 避難場所等の居住者等に対する周知（町民課）

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、町は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- 1 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- 2 災害に関する情報伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第7 学校、病院等施設における避難計画（教育委員会・施設管理者）

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画において、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入れ施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡し方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活

動能力等についても十分配慮して定めておく。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- (5) 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- (6) 避難所及び避難経路の設定並びに受入れ方法
- (7) 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること
- (8) 避難者の確認方法
- (9) 家族等への連絡方法
- (10) 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

3 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時受入れ場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

4 その他の防災上重要な施設の避難計画

駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

5 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、町外も含めた町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

町は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備（医療機関・健康福祉課・総務課）

1 医療（助産）救護活動体制の確立

町は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、関係機関と調整し、その確立を図る。

(1) 町

町は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

- ア 救護所の指定及び整備と住民への周知
- イ 救護班の編成体制の整備

(2) その他の機関

ア 日本赤十字社福島県支部下郷町分区

日本赤十字社福島県支部下郷町分区は、常備救護班の編成体制及び福島赤十字病院の災害医療における機能の整備充実を図る。

イ 南会津郡医師会

南会津郡医師会は、災害時において迅速な医療（助産）救護活動を実施するため、地域の医療関係機関の協力により、救護班の編成体制の整備充実を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

(1) 町

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 傷病者等搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

町、消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

(2) 搬送経路、搬送拠点の確保

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合や重症患者の航空輸送を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路や広域搬送拠点を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

4 医療関係者に対する訓練等の実施

町は、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努める。

第2 防疫対策（健康福祉課・町民課）

1 防疫体制の確立

町は、被災地における防疫対策、感染症対策等で南会津保健福祉事務所と連携し、防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

第11節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定を図る。

また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保（町民課）

1 食料

(1) 町は、地域住民の非常用食料の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関、生産者、農業協同組合、販売業者等と食料調達に関する協定を締結するなどして食料の調達体制の整備に努める。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 町は、災害応急対策に従事又は応援派遣する職員用として食料の確保に努めるものとする。

2 生活物資

(1) 町は、必要に応じ、生活物資の備蓄を行うとともに、販売業者等と物資調達に関する協定を締結するなどして生活物資の調達体制の整備に努める。

なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定するものとする。

(2) 備蓄及び調達の品目としては、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討しておく必要がある。

(3) 町が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

(4) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、生活物資や非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図る。災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活物資等の確保について平常時から、防災訓練での供与訓練等の実施に努める。

第2 飲料水の確保（町民課・建設課）

1 応急飲料水の確保

(1) 町は、発災後3日間は被災者1人1日3㍑に相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資器材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努める。

(2) 町は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

(3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(4) 町は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

2 資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等の資機材の整備に努める。

第3 物資等輸送力の把握（総務課・町民課）

1 一般物資輸送力の把握

町は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数や輸送事業者など、町内の輸送事業者を通じて輸送力の把握に努める。

2 燃料輸送力の把握

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、町内の燃料小売り事業者を通じて車両等の台数など輸送力の把握に努める。

第4 防災資機材等の整備（町民課）

1 防災資機材の整備

(1) 町は、災害時に必要となる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、防水シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

(2) 長期間の避難者受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

町は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

第5 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立（町民課）

1 災害廃棄物処理計画の策定

町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針（以下、「指針」という）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示す。

県は、指針に基づき、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、県災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すとしている。

町、国及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 広域処理体制の確立

町及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

第12節 防災教育

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町、及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、町民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。町は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

また、消防学校が行う自主防災組織の指導者を対象にした教育の機会には、積極的に参加するものとする。

第1 一般町民に対する防災教育（町民課）

1 防災知識の普及啓発

町及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 実施時期

ア 風水害予防に関する事項	5月	～	9月
水防月間	5月1日～	5月31日	
イ 土砂災害予防に関する事項	6月1日～	6月30日	
土砂災害防止月間	6月1日～	6月7日	
がけ崩れ防災週間	6月1日～	6月7日	
ウ 火災予防に関する事項	5月	～	6月
春季全国火災予防運動	3月1日～	3月7日	
秋季全国火災予防運動	11月9日～	11月15日	
エ 雪害予防に関する事項	12月	～	3月
雪崩防災週間	12月1日～	12月7日	
オ 地震・津波災害に関する事項	1月15日～	1月21日	
防災とボランティア週間	1月15日～	1月21日	
防災とボランティアの日	1月17日		
防災週間	8月30日～	9月5日	
防災の日	9月1日		

(2) 普及の内容

町は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。

ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 下郷町地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

ウ 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、町民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等の広報媒体の積極的な利用を図るものとする。

(4) 消防学校における教育の充実

消防学校の機能強化に合わせて県が行う自主防災組織、自衛消防隊、少年消防クラブ等の指導者を対象とする防災教育や、町防災担当者や防災ボランティアについてのコーディネーター育成等についての研修の際は、積極的に参加する。

(5) 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

第2 防災上重要な施設における防災教育（町民課・消防本部）

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館等の不特定多数の者を受入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

第3 全ての職員に対する教育・研修・訓練（町民課・総務課）

町及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げる。また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第4 学校教育における防災教育（教育委員会）

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようになると、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようになると、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科等、教育活動全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科等による防災教育

教科等においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようとする。

4 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的に実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上に努めさせる。

第5 災害教訓の伝承（町民課）

1 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

2 災害教訓の伝承の取組み

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第13節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

第1 総合防災訓練（町民課）

1 概要

町は、大規模な災害等の発生を想定し、防災関係機関、他の地方公共団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図るものとする。

福島県南会津地方振興局管内町村が隔年、持ち回りで実施している地方防災訓練には、本町が会場地でない年度においては多数参観者を動員し教訓を引き出す機会とし、会場地となる年度においては、本町の総合防災訓練と兼ね、住民をも巻き込んだ名実ともに総合的な防災訓練を実施するものとする。

また、町においても、町単独あるいは他の市町村と合同の総合防災訓練を毎年実施するように努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるものとする。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行う。また、必要に応じて広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施するものとする。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、避難、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ、ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上下水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPGガス施設応急復旧
- (7) 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け、備蓄品の供与等、災害派遣医療チーム等受入れ

第2 個別訓練（町民課）

1 概要

町及び防災関係機関は、前記1の総合防災訓練のほか、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的、かつ、継続的に個別訓練を実施する。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

町及び防災関係機関は、水防活動に必要な知識と水防作業の指導、さらに情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るため、水防訓練を実施する。

なお、水防法第4条に規定する指定水防管理団体においては、同法第35条の規定に基づき、毎年水防団及び消防機関の水防訓練を実施するものとする。

(2) 通信訓練

町及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、電子メールなどの多重化した通信手段及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集、被災現場に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

県及び町並びに防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

町は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（防火管理者・自主防災組織・町民課）

1 概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災活動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関係機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

4 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災行動の継続的な実施に努める。

5 避難者対応訓練

町は、平常時に要配慮者を含む避難者の安全な避難を目的とし、消防団や自主防災組織と連携して避難所への誘導訓練や避難所運営などの避難者対応訓練を実施する。

また、観光シーズンなどにあわせて、町全体の観光客の安全な避難を目的として観光客への避難誘導訓練及び受入れ体制訓練等を消防団や自主防災組織と連携して隨時実施する。

第4 訓練の評価と地域防災計画への反映

町は、訓練の実施後においては地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図るとともに、次の訓練に反映させる。

第14節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日頃から積極的に活動を行うことが重要である。

さらに、企業に対しても災害時に果たす役割を十分認識させ、防災活動の推進に努めさせることが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導（町民課）

町及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帶意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるとともに、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

なお、その際、女性の参画の促進に努める。

また、町は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図られるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

第2 自主防災組織の編成基準（町民課）

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ、適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づける。
- (4) 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動（自主防災組織）

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策

定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (1) 各自の任務分担
- (2) 地域内での危険箇所
- (3) 訓練計画
- (4) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (5) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (6) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (7) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常時持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

(ア) 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

(ウ) 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防本部が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（A E D）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防本部等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

(エ) 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用した炊出し方法、配給方法などについて習熟を図る。

(オ) 避難訓練

各家庭の非常時持出品を準備するとともに、秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法について

の確認訓練も併せて行うものとする。

(カ) 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時の活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

第4 企業防災の促進（町民課）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、町内各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

県・町及び民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、県及び町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むとともに、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第5 地区防災計画の作成（町民課・総合政策課）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第15節 要配慮者対策

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

第1 町地域防災計画、全体計画において定める全般的な事項（町民課・健康福祉課）

1 町地域防災計画において定める事項

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、町地域防災計画において以下の事項を定める。

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 全体計画において定める事項

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当）」に基づく「全体計画」を町地域防災計画の下位計画として位置づけ、町地域防災計画において定める事項に加え、以下の事項を定める。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供管理（町民課・健康福祉課）

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、定期的に更新するものとする。

1 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、以下の要件に該当するものとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している者で単身世帯の者
- (5) 町の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会が支援の必要があると認めた者

2 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

3 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

4 町内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者などの情報を集約する。

5 避難行動要支援者名簿の更新と共有

町は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも1年に一度避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

- (1) 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

(2) 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が、要介護認定の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や、避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局は、その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

(3) 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局その情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

6 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- (1) 消防本部・消防団等
- (2) 警察署
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 下郷町社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

7 名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

8 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために下記の措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (3) 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上複製しないよう指導すること。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 名簿情報の取扱い状況を報告させること。

9 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

10 避難のための情報伝達

町は、災害が発生するおそれがある場合は、避難勧告等を適切に発令し、その発令に当たっては、要配慮者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、避難準備・高齢者等避難開始の発令が重要であるため、適切に避難準備・高齢者等避難開始を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にもわかりやすい表現を使用する。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は、迅速かつ着実に避難情報が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、検体端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせること。

11 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿をもとに避難支援等を行うとともに、平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿をもとに、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第3 個別計画の策定（町民課・健康福祉課）

町は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や行政区、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第4 社会福祉施設における対策（健康福祉課）

1 施設等の整備

社会福祉施設の管理者は、利用者が寝たきり高齢者や障がい者（児）等であり、災害時においては移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防本部等への通報・連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、職員に対して、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（P T S D））の顕在化に備え、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施するものとする。

第5 在宅者に対する対策（町民課・健康福祉課）

1 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

2 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人ひとり避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、行政区、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第6 外国人に対する防災対策（健康福祉課・町民課）

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接觸する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第7 避難所への移送（町民課・健康福祉課・総合政策課）

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第8 避難所における要配慮者支援（健康福祉課・教育委員会）

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむをえずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

町は、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するため必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等と連携を図り、災害時に人的支援が得られるような受入れ体制を構築する。

第16節 ボランティアとの連携

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申入れに対して、町及び関係機関・団体は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義と福島県災害ボランティア連絡協議会の設置

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものとがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に生かされる方法等について検討を進めるため、県は、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会等と福島県災害ボランティア連絡協議会を設置し、災害時におけるボランティア活動への対応について協議を行うとともに、ボランティア関係団体との連絡調整体制の確立を図る。

町は、日本赤十字社福島県支部下郷町分区、下郷町社会福祉協議会等と連携を密にし、ボランティア活動の円滑な推進を図る。なお、県及び町は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

第2 ボランティア団体の把握、登録等（健康福祉課）

町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、下郷町社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努めるものとする。

なお、消防職員OBを対象とした消火・救急救助ボランティア等のボランティア登録制度の導入について検討していくものとする。

また、町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第3 ボランティアの連携体制の整備（健康福祉課）

1 町からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、関係機関等と連携を図りながらボランティア活動に関する情報の共有に努める。

2 コーディネート体制の整備

町は、下郷町社会福祉協議会のボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておく。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。また、県及び町は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておく（例えば、被災地域外からのボランティアの活動拠点について、「道の駅」等の活用を検討する等）とともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施するものとする。

3 ボランティア活動保険

町は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

第4 ボランティアの種類（健康福祉課）

ボランティア活動には、一般ボランティアと、専門職ボランティアの2つが考えられる。専門職ボランティアには、医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験を持つ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していく。

第17節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、様々な場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

第1 自治体間の相互応援協力（総務課・町民課）

1 県内市町村との相互応援協定

県内市町村との相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない中通り地区や浜通り地区の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

2 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、姉妹都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受け入れなどが有効であるため、県外市町村との間で相互応援の協定を検討する。

第2 民間事業者・団体との災害時応援協定（町民課）

災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要になる場合に備えて、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体と応援協定を締結する。

1 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等（資料編 3-18-2）と災害時の食用米の供給に関する協定の締結に努めるとともに、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を検討する。災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

2 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者に物資の管理、受払い、運送業務を委託するため、運送事業者と災害時応援協定の締結を進める。

3 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、町内石油取扱業者（資料編 3-14-2）との災害時応援協定を締結し、災害発生時の燃料の確保、安定供給のための体制及び災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油の体制を整備する。

第3 応援協定の公表（総務課）

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、

住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるよう努めるものとする。

第4 連絡体制の整備（町民課）

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、連絡の訓練実施に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制（全班）

防災関係機関は、町内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 災害応急対策の時系列行動計画（全班）

1 時系列行動計画作成の意義

町は、時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、防災関係機関、町民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課・各班における業務継続計画（B C P）にも関連するものである。

災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する。

2 初動対応において重要な対策

町民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

(1) 災害発生後 1 時間以内

- ア 住民への速やかな避難指示、誘導
- イ 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、町民に向けての町長メッセージ発出
- ウ 通信連絡網の確立
- エ 被害情報の収集・発信
- オ 自衛隊への災害派遣要請

(2) 災害発生後 3 時間以内

- ア 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による自治体、県知事等への応援要請
- イ 避難所の開設、応急給水開始
- ウ 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- エ 各種公共施設の安全対策

(3) 災害発生後 6 時間以内

- ア 災害派遣医療チーム（D M A T）、広域援助体制による救助活動
- イ 応急復旧作業
- ウ 被害情報とともに安心情報の発信
- エ 広域避難の調整

3 時系列行動計画

	災害応急対策業務	担当班	災害発生後 1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害対策本部体制	本部班	・災害対策本部の設置 ・会場設営 ・関係機関への通知 ・県との連絡体制設置 ・第1回本部員会議開催	・第2回本部員会議開催（以降、適時開催）	
2	情報連絡	本部班	・関係機関との情報収集	・定期的な情報収集	
3	職員の動員	総務班	・職員全員登庁 ・指定職員参集 ・職員の安否確認		
4	災害情報収集伝達	本部班	・各班への災害情報伝達	・定期的な被害報告	
5	通信の確保	本部班	・県総合情報通信ネットワーク ・重要通信の確保	・使用可能な通信手段の通知	・アマチュア無線協力要請 ◆伝言ダイヤル等活用周知
6	相互応援協力	総務班		・協定に基づく応援要請	・広域応援受け入れ準備
7	広報計画	総務班	・町長緊急メッセージ	・被害即報マスコミ提供	・安心情報適時提供
8	ホームページ・メール等	総務班	・緊急速報メール等による避難指示、情報発信	・災害対応ホームページ掲載 ・災害情報の掲載	
9	消防活動	消防団・自主防災組織	・地域による初期消火活動	・県内広域応援による消火活動	・緊急消防援助隊による消火活動
10	救助・救急	消防団・自主防災組織	・地域による救急活動	・県内広域応援による救急活動	
11	自衛隊災害派遣	災害対策本部	・派遣要請依頼の準備	・自衛隊派遣要請依頼 ・受け入れ体制、作業計画作成	
12	避難・避難所	本部班 福祉介護班	・避難勧告等 ・住民への周知 ・避難所の確保	・避難所開設、周知	・県等への避難所設置要請
13	医療救護	保健保育班	・医院等の被災状況収集	・薬品等の調達要請	◆DMAT活動開始
14	道路の確保	工務管理班	・道路被害状況収集	・道路開通状況広報 ・緊急輸送路開設作業	
15	緊急輸送	財政管財班		・運用車両把握と確保	・避難者等の輸送
16	防疫及び保健	保健保育班		・防疫本部設置	・防疫活動実施
17	ペット救護	本部班			・獣医師会等への支援要請
18	廃棄物処理	本部班			
19	救援対策（食料、生活必需品）	運送調達班		・応急給水の開始	・食料必要数収集
20	救援対策（トイレ、入浴）	本部班			・仮設トイレ等の調達要請
21	救援物資、義援金受付	財政管財班 出納班		・個人等物資受け入れ辞退の周知	
22	建物応急危険度判定	工務管理班			・被災地区の建物把握
23	仮設住宅建設	工務管理班	24時間以内に仮設住宅必要戸数の把握		
24	災害相談窓口	町民班	24時間以内に窓口開設		

・ : 町 ◆ : 関係機関

	災害応急対策業務	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
25	遺体の搜索等	町民班・消防団			・搜索活動開始
26	上水道応急対策	水道班	・被害状況調査	・状況広報 ・重要施設から復旧作業	・日本水道協会への要請
27	下水道応急対策	水道班	・被害状況調査		
28	電力施設応急対策	事業者	◆被害状況調査	◆状況広報 ◆応急復旧作業	
29	LPガス施設応急対策	事業者	◆被害状況調査	◆状況広報 ◆応急復旧作業	
30	鉄道施設の応急対策	会津鉄道㈱	◆被害状況調査	◆運行状況広報	◆応急復旧作業
31	電気通信施設の応急対策	NTT東日本	◆被害状況調査 ◆重要通信の確保	◆優先順位により通信の回復	
32	放送施設応急対策	財政管財班	◆被害状況調査	◆災害情報発信	
33	道路応急対策	工務管理班		・緊急道路復旧作業 ・交通規制	・緊急通行路情報広報
34	河川管理施設応急対策	消防団・工務管理班	・水防警戒 ・被害状況調査	・危険箇所安全対策	・応急復旧作業
35	ダム施設対策	事業者	◆臨時点検	◆危険箇所安全対策	◆応急復旧作業
36	公共建築物	工務管理班	・被害状況調査	・危険箇所安全対策	・応急復旧作業
37	児童生徒保護、応急教育	学校教育班	・安全な避難 ・被害状況調査	・(安全な場合)保護者への引渡し ・避難所受入れ準備	
38	文化財応急対策	文化財班		・被害情報収集	
39	要配慮者対策	福祉介護班	・被害状況調査 ・地域による要配慮者への声かけ、避難誘導	・福祉避難所運営	・避難状況把握 ・社会福祉施設等への受け入れ要請
40	ボランティア連携	福祉介護班			◆ボランティア相談窓口設置
41	災害救助法の適用	本部班	・適用の検討	・県への報告	

・ : 町 ◆ : 関係機関・事業者

第2 町の活動体制

1 町災害対策本部の設置

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準により、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に基づく下郷町災害対策本部（以下、この節において「本部」という）を設置する。

また、町長は、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、本部を解散する。

(1) 設置基準

設置基準	<ol style="list-style-type: none"> 局地的に甚大な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 観測所の積雪深が130cmを超える緊急事態に陥るおそれがあると本部長が判断したとき。 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき、災害救助法の適用が認められるとき。 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
------	---

(2) 設置及び廃止の通知

町長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに県、隣接市町村、各集落の駐在員、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者に通報する。

通知及び公表先	通 知 及 び 公 表 の 方 法	責 任 者
府 内	口頭、文書、府内放送、府内電話	府民課長
住 民	町防災行政無線、広報車	町民課長
県本部、地方本部	福島県総合情報通信ネットワーク	町民課長
防 災 関 係 機 関	有線電話、無線電話	町民課長
報 道 機 関	口頭、文書、有線電話	総務課長

(3) 設置等権限の代替職員

災害対策本部長及び災害対策副本部長の代替職員は次のとおりとする。なお、※は、その都度災害対策本部員の互選により決定する。

役 職	指定職員	代 替 職 員			
		第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
災害対策本部長	町 長	副町長	教育長	府民課長	総務課長
災害対策副本部長	副町長 教育長	教育長 府民課長	府民課長 総務課長	総務課長 ※	※

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、その他の状況により特に必要があると認めたときは、本部員の中から現地災害対策本部長を指名し、名称、所管区域及び設置場所を定めて現地災害対策本部を設置することができる。

なお、現地災害対策本部の組織、事務分掌等は、その都度、本部長が定めるものとする。

3 下郷町災害対策本部組織

下郷町災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「下郷町災害対策本部条例」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（府民課長・総務課長・総合政策課長・税務課長・健康福祉課長・農林課長・農業委員会事務局長・建設課長・教育次長・会計管理者・議会事務局長・消防団長・その他本部長が任命する者）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、町の災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要

の都度、召集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を召集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

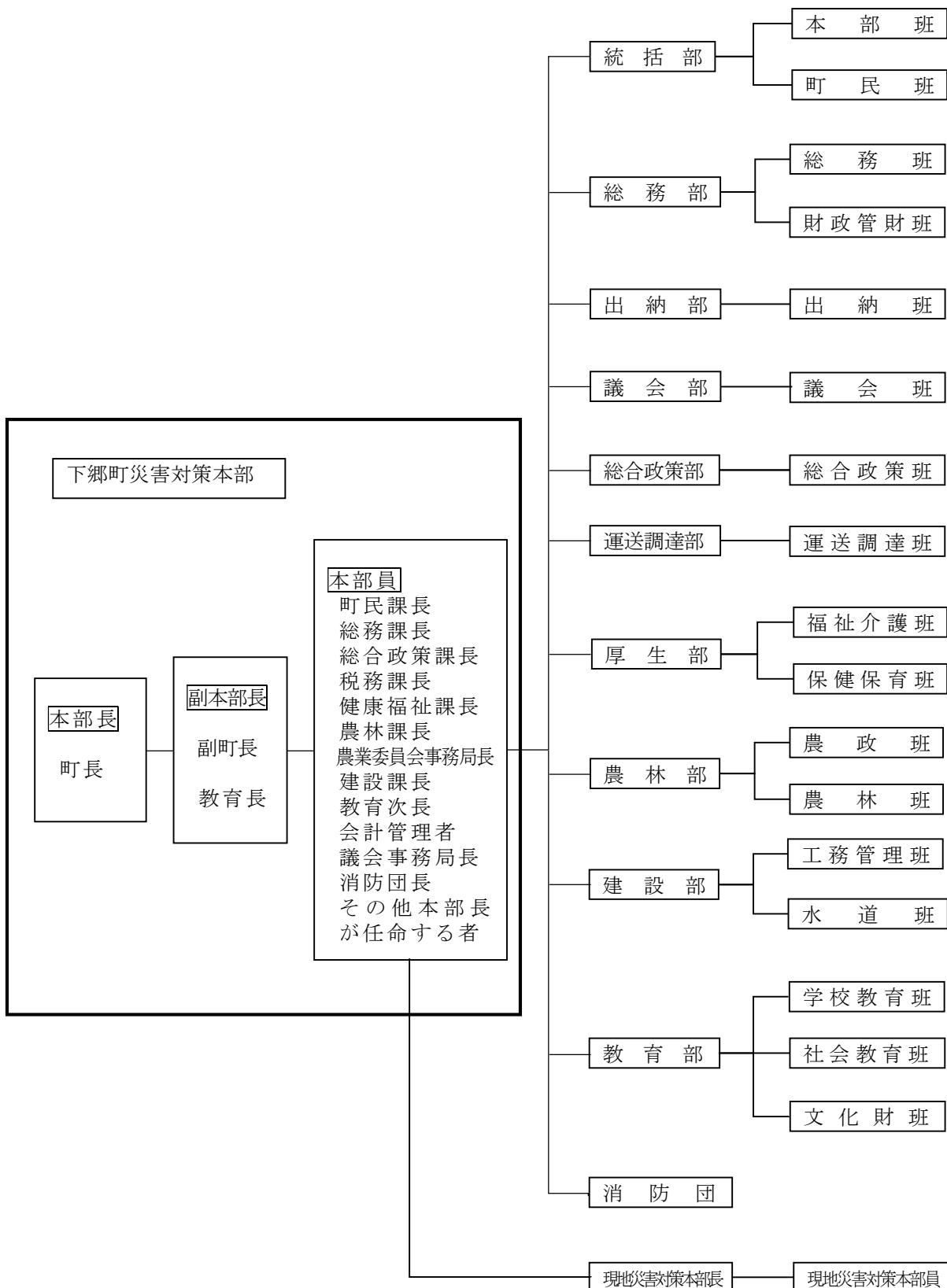
職名	事務分掌
本部長	災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。 (代替職員は第1順位に副町長、第2順位に教育長、第3順位に町民課長、第4順位に総務課長の順とする)
副本部長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 (代替職員は第1順位に教育長、町民課長、第2順位に町民課長、総務課長、第3順位に総務課長の順とする)
本部員	1 本部長の命を受け本部の事務に従事する。 2 各部・班からの応急対策の調整事項を持ち寄り、本部会議において協議し、決定事項を各部・班に指示する。 3 必要に応じ現地におもむき各部・班の指揮をとる。

(5) 災害対策本部の事務分掌（協議事項）

- ① 本部会議の招集に関すること。
- ② 災害応急対策の総合的調整に関すること。
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ④ 避難勧告及び避難指示（緊急）に関すること。
- ⑤ 避難所の開設に関すること。
- ⑥ 災害救助法の適用に関すること。
- ⑦ 県及び関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ⑧ 自衛隊に対する派遣要請に関すること。
- ⑨ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
- ⑩ 公共負担に関すること。
- ⑪ 災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ⑫ 現地災害対策本部に関すること。
- ⑬ 本部の廃止に関すること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害応急対策に関すること。

第3 災害対策本部の組織図、各部の事務分掌

1 下郷町災害対策本部組織図



2 本部各部・班の事務分掌

◆共通事項

- ア 部内の応援に関すること。
- イ 他部の応援に関すること。
- ウ 所管する課・係の重要書類及び電子データの保全に関すること。

部 名	班 名	分 布 事 務
総括部 (町民課)	本部班 (生活安全係)	1 災害対策本部の設置及び運営、命令に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 消防団の要請、連絡及び活動状況に関すること。 4 警察署、広域消防等関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法関係に関すること。 6 防災行政無線に関すること。 7 気象情報、災害情報の収集通報に関すること。 8 他の市町村に対する応援要請に関すること。 9 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 10 愛玩動物の保護及び情報交換に関すること。 11 避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること。 12 各部の連絡調整に関すること。 13 各部の所掌に属さない事項。 14 その他本部長から指示のあったもの。
	町民班 (戸籍保険係) (江川出張所)	1 住民の安否確認に関すること。 2 行方不明者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋火葬に関すること。 3 罹災証明の発行に関すること。 4 被災者台帳の作成に関すること。 5 江川出張所の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 布 事 務
総務部 (総務課)	総務班 (総務係)	1 災害時における職員の非常招集に関すること。 2 各行政区駐在員との連絡に関すること。 3 報道機関等に対する情報の提供及び発表に関すること。 4 災害に係る公聴及び町民の苦情等の処理に関すること。 5 災害の広報活動に関すること。 6 民間団体等の応援協力に関すること。 7 職員の安否確認に関すること。 8 職員の健康管理に関すること。

		9 職員への食糧及び飲用水の配給に関すること。 10 その他本部長から指示のあったもの。
財政管財班 (財政係) (管財係)		1 役場庁舎、町有施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 町有財産の被害調査に関すること。 3 管理台帳等のデータ保全・補修管理に関すること。 4 応急対策用車両の確保に関すること。 5 燃料等の調達あっせんに関すること。 6 災害応急対策費の予算措置に関すること。 7 災害応急対策に要する経費及び物品の経理に関すること。 8 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
出納部 (出納室)	出納班 (出納係)	1 出納に関すること。 2 災害義援金の受付及び配布に関すること。 3 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
議会部 (議会事務 局)	議会班 (議事調査係)	1 町議会議員との連絡に関すること。 2 議事等に関すること。 3 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合政策部 (総合政策 課)	総合政策班 (企画政策係) (商工観光係)	1 商工業関係、観光施設等の被害調査に関すること。 2 関係団体（商工会等）との連絡に関すること。 3 被災商工観光事業者の事業資金に関すること。 4 旅行者等の帰宅困難者支援に関すること。 5 交通関係機関との連絡、調整に関すること。 6 災害時における交通対策に関すること。 7 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 掌 事 務
運送調達部 (税務課)	運送調達班 (課税係) (収納係)	1 被災地の被害調査に関すること。 2 被害額の収集記録に関すること。 3 被災地写真撮影記録に関すること。 4 被災地の所得状況の調査に関すること。 5 固定資産の被災状況調査に関すること。 6 被災者の税減免等に関すること。

		<p>7 家屋被害認定調査に関すること。</p> <p>8 食糧の配給に関すること。</p> <p>9 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関すること。</p> <p>10 義援物資の受付、保管及び配布に関すること。</p> <p>11 民間運送業者への運送協力依頼に関すること。</p> <p>12 その他本部長から指示のあったもの。</p>
--	--	---

部 名	班 名	分 壇 事 務
健康福祉部 (健康福祉課)	福祉介護班 (福祉係) (介護保険係) (老人福祉センター) (社会福祉協議会)	<p>1 罹災者に対する援護対策に関すること。</p> <p>2 要配慮者の支援・救護に関すること。</p> <p>3 社会福祉施設利用者等の避難及び救護に関すること。</p> <p>4 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>5 避難所及び福祉避難所の開設、管理運営支援に関すること。</p> <p>6 炊出しに関すること。</p> <p>7 被災地における生活保護世帯、心身障害者世帯及び独居高齢者世帯の救護に関すること。</p> <p>8 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。</p> <p>9 ボランティアの受入れに関すること。</p> <p>10 その他本部長から指示のあったもの。</p>
	健康保育班 (健康係) (しもごう保育所) (湯野上保育所) (地域包括支援センター)	<p>1 災害時の応急医療に関すること。</p> <p>2 医薬品の確保及び配布に関すること。</p> <p>3 被災地における感染症予防対策に関すること。</p> <p>4 医療資機材、その他衛生資機材の確保に関すること。</p> <p>5 保健福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>6 児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>7 児童及び母子世帯の援護対策に関すること。</p> <p>8 避難所としての児童福祉施設の開放に関すること。</p> <p>9 被災者の精神的ケアに関すること。</p> <p>10 保健指導及び健康相談に関すること。</p> <p>11 職員の心のケアに関すること。</p> <p>12 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 壇 事 務
農林部 (農林課) (農業委員)	農政班 (農政係) (農業委員会事務局)	<p>1 農業災害の調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 特産物の被害調査及び関係者との連絡に関すること。</p> <p>3 農業気象の傍受及び通報に関すること。</p>

会事務局)	<p>4 農作物の技術対策に関すること。</p> <p>5 災害地の病虫害除去に関すること。</p> <p>6 家畜の伝染病の予防及び防疫に関すること。</p> <p>7 農地及び農業施設の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>8 被害農業者に対する資金の借入れ及びあっせんに関すること。</p> <p>9 災害時における農業関係資材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>10 農業水利の確保に関すること。</p> <p>11 農家に対する連絡調整に関すること。</p> <p>12 その他本部長から指示のあったもの。</p>
農林班 (農林係)	<p>1 林道及び治山施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>2 災害時における林業関係資材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>3 林産物の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>4 養鱒センター等、関連施設の被害調査及びその応急対策に関すること。</p> <p>5 森林組合等に対する連絡調整に関すること。</p> <p>6 森林病害虫の防除及び駆除に関すること。</p> <p>7 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 掌 事 務
建設部 (建設課)	工務管理班 (工務係) (管理係)	<p>1 都市公園の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>2 土木災害情報の収集に関すること。</p> <p>3 道路、橋りょう、河川等の被害箇所の応急復旧に関すること。</p> <p>4 交通不能箇所の調査及び通行路線の禁止、制限に関すること。</p> <p>5 道路障害物の除去に関すること。</p> <p>6 水防活動及び資機材の調達に関すること。</p> <p>7 災害応急住宅の建設に関すること。</p> <p>8 被害建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>9 建築資機材の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>10 公共施設の応急的営繕工事に関すること。</p> <p>11 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>12 その他本部長から指示のあったもの。</p>
	水道班 (水道係)	<p>1 水道施設、農業集落排水施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。</p> <p>2 被災地における飲用水の供給に関すること。</p> <p>3 飲料水の水質検査に関すること。</p> <p>4 その他本部長から指示のあったもの。</p>

部 名	班 名	分 嘉 事 務
教育部 (教育委員会)	学校教育班 (学校教育係長) (下郷中学校) (檜原小学校) (旭田小学校) (江川小学校) (学校給食共同 調理場)	1 学校施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 児童生徒の安全確保に関すること。 3 学校職員の動員に関すること。 4 罹災した児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。 5 罹災した児童、生徒の保健管理及び学校給食に関すること。 6 被災地の応急教育に関すること。 7 避難所としての学校施設の開放及び管理・運営協力に関すること。 8 その他本部長から指示のあったもの。
	社会教育班 (社会教育係) (公民館) (下郷ふれあい センター) (田沼文蔵記念 館) (町民体育会) (コミュニティ センター)	1 社会教育施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及びその応急対策に関すること。 3 社会教育、体育施設利用者の避難及び安全確保に関すること。 4 避難所として社会教育・体育施設の開放及び管理・運営協力に関すること。 5 その他本部長から指示のあったもの。
	文化財班 (文化財係)	1 文化財等の被害調査及びその応急対策に関すること。 2 文化財の保護に関すること。 3 その他本部長から指示のあったもの。

部 名	班 名	分 嘉 事 務
消防団 (消防団長)	訓練分団 第1分団 第2分団 第3分団	1 町内の状況確認に関すること。 2 消火、救助、救急、避難誘導に関すること。 3 避難所及び応急住宅等での出火予防に関すること。 4 行方不明者の捜索及び収容活動への協力に関すること。 5 被害防止のための応急措置に関すること。 6 消防団長から指示のあったもの。

4 本部設置の場所

本部は、役場庁舎被災時などの特別な場合を除き、役場庁舎公室とし、設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

役場庁舎が被災した場合には、下郷ふれあいセンター2階研修室を本部室に充てる。

なお、役場庁舎付近が被災のため、庁舎及び下郷ふれあいセンターに本部設置が不可能な場合の、代替機能については、役場庁舎周辺において大規模な災害が発生した場合に、同時に被災する可能性の少ない地域を候補地として検討を行う。また、災害対策本部の活動に必要となるその他の資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

5 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づくものとするが、原則として災害対策本部体制により実施するものとする。

第2節 職員の動員配備（全班）

一般災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第1 配備基準

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

	配 備 体 制	配 備 時 期
事前配備	情報連絡のため、町民課・生活安全係の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に移行できる体制とする。 【生活安全係体制】	1 大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、町民課長が配備を決定したとき。 2 その他特に町民課長が必要と認めたとき。
警戒配備	町民課の所要人数で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 【町民課体制、必要に応じて関係課体制】	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 下郷地域気象観測所（以下「観測所」という）の積雪深が100cmに達したとき。 3 阿賀川の水位が1.8m（田島・若水水位観測所）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 4 那須岳に噴火警報が発表されたとき。 5 その他特に町民課長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 【町民課全員、関係課体制】	1 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は一部被害が発生したとき。 2 阿賀川の水位が1.8m（田島・若水水位観測所）を超えて、なお上昇し続け、はん濫危険のおそれがあるとき。 3 大雨特別警報が発表されたとき。 4 那須岳が噴火したとき。 5 その他特に副町長が必要と認めたとき。
非常配備体制	応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認められる体制とし、激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて、応急対策に当たる体制とする。	1 局地的に甚大な災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2 観測所の積雪深が130cmを超えて、緊急事態に陥るおそれがあると本部長が判断したとき。 3 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき、災害救助法の適用が認められるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

第2 職員の配備体制

- 事前配備、警戒配備に関する指揮監督は、消防防災担当課長（町民課長）が行う。
- 特別警戒配備に関する指揮監督は、副町長が行う。
- 本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに各部長及び災害対策地方本部長（南会津地方振興局長）に連絡する。

第3 配備人員

配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

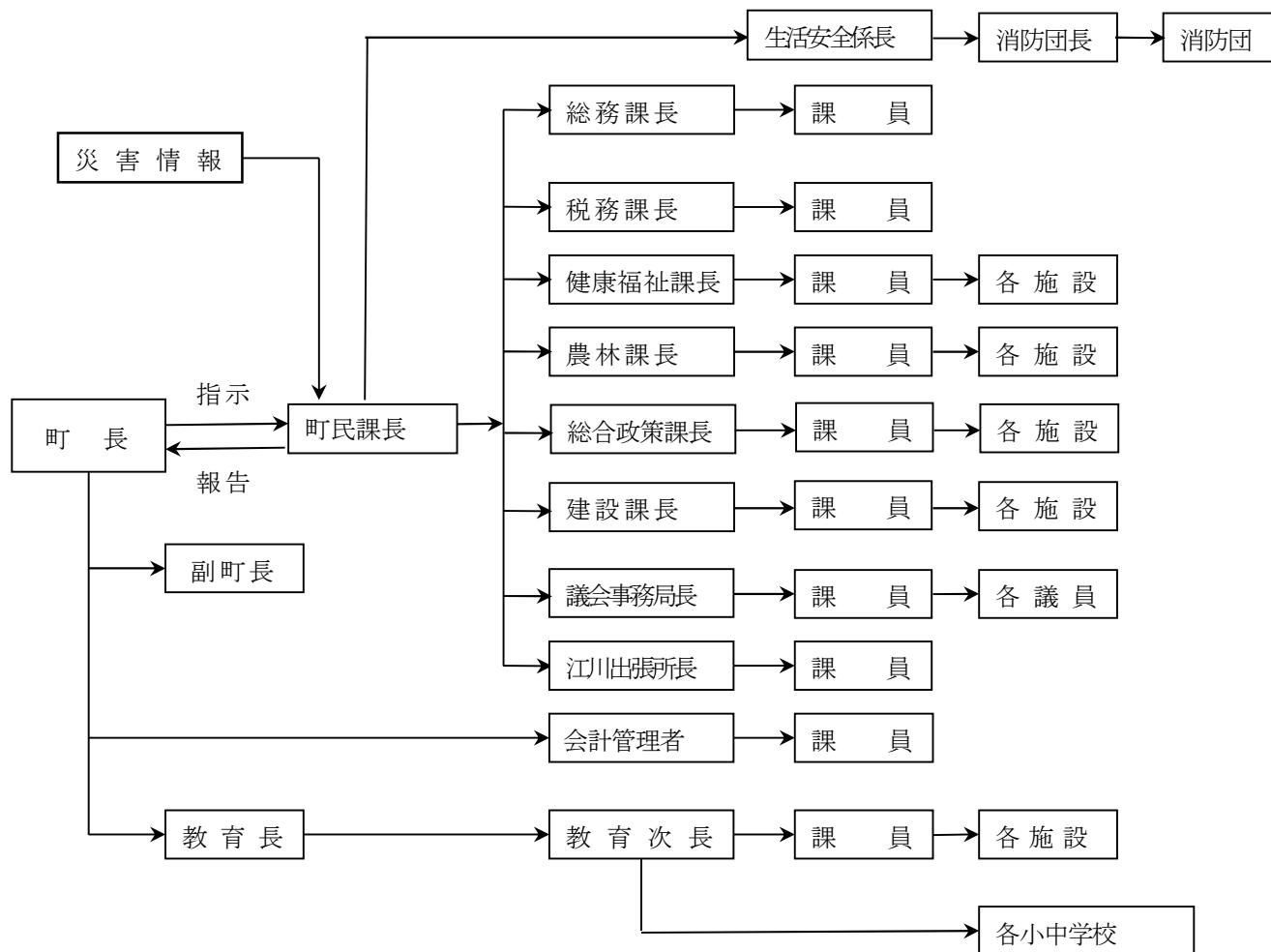
部 名	班 名	配 備 要 員 の 数	
		特別警戒配備	非常配備 体 制
統括部	本部班	全 員	全 員
	町民班	全 員	全 員
総務部	総務班	おおむね班員の1/3	全 員
	財政管財班	おおむね班員の1/3	全 員
出納部	出納班	おおむね班員の1/3	全 員
議会部	議会班	おおむね班員の1/3	全 員
総合政策部	総合政策班	おおむね班員の1/3	全 員
運送調達部	運送調達班	おおむね班員の1/3	全 員
厚生部	福祉介護班	おおむね班員の1/3	全 員
	保健保育班	おおむね班員の1/3	全 員
農林部	農政班	おおむね班員の1/3	全 員
	農林班	おおむね班員の1/3	全 員
建設部	工務管理班	おおむね班員の1/3	全 員
	水道班	おおむね班員の1/3	全 員
教育部	学校教育班	おおむね班員の1/3	全 員
	社会教育班	おおむね班員の1/3	全 員
	文化財班	おおむね班員の1/3	全 員
江川出張所		おおむね班員の1/3	全 員

第4 勤員伝達方法（本部班）

動員の伝達は、町民課長（消防防災担当課長）より、各課長を通じて行う。伝達手段としては、庁舎内放送、一般加入電話・携帯電話によるほか、必要に応じて町防災行政無線により行う。被害の状況によりこれらの伝達方法により難いときは、アマチュア無線所有者の協力や、徒歩による伝達等考えられる可能な方法を講ずるものとする。

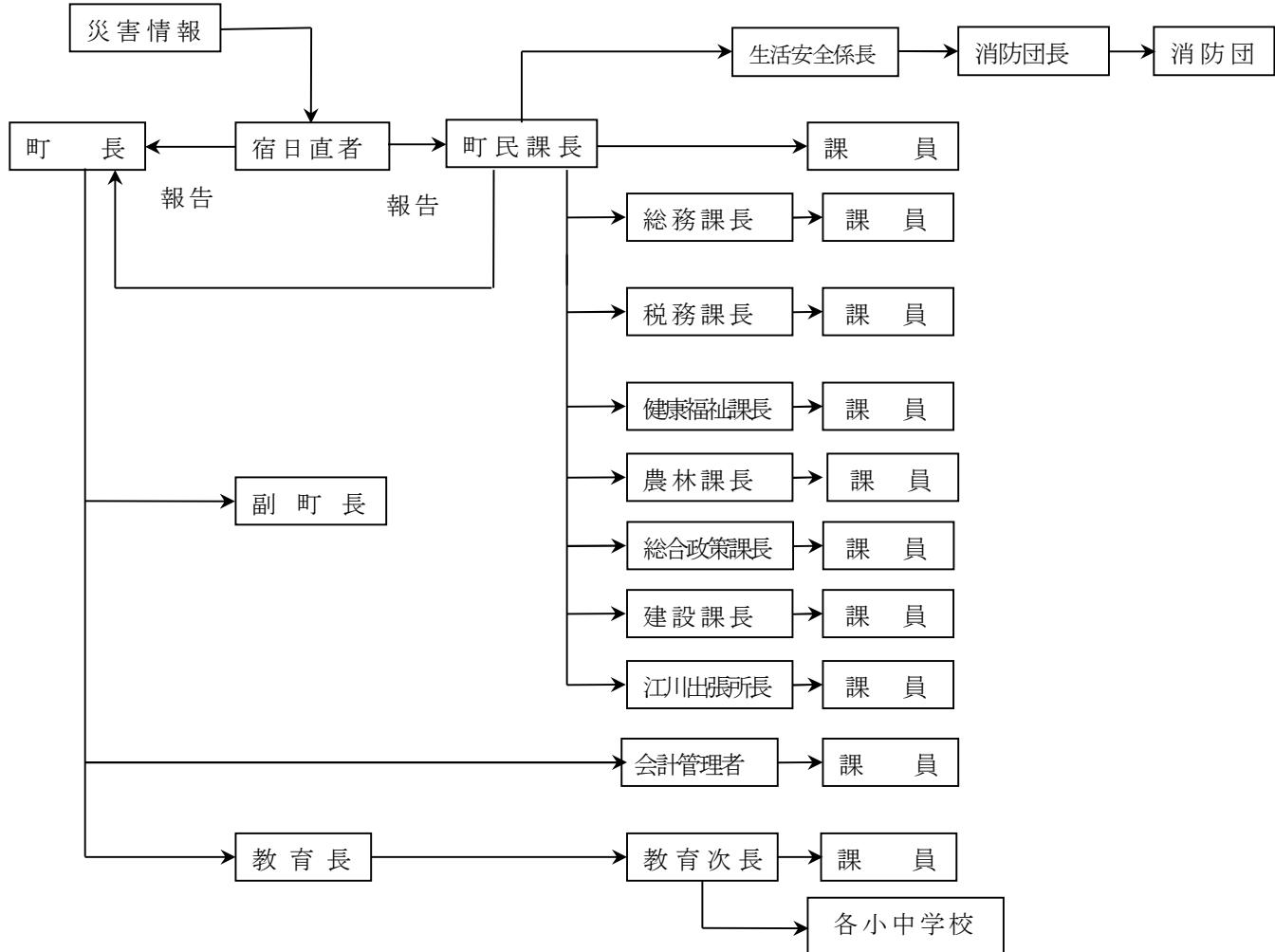
1 勤務時間内

勤務時間内における配備指令の伝達は次のとおり行う。



2 勤務時間外

- (1) 勤務時間外において、宿日直員が気象警報及び火災発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は、非常事態の発生を知ったときは直ちに町長、町民課長及び関係課長に連絡する。
- (2) 勤務時間外における配備要員の動員は次の系統により行う。



第5 非常参集等（全班）

1 勤務時間外における緊急配備体制

- (1) 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。
- (2) 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。
- (3) 職員は、災害の状況により所属、又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる町の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。
 - ①役場庁舎又は江川出張所
 - ②自己の業務に関連する最寄りの町の機関

2 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり次の点に留意する。

(1) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(2) 緊急措置

ア 消防団員を兼ねる職員は、原則として職員としての業務を優先させることとする。

イ 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引継ぎ、庁舎等に参集する。

(3) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属長に報告する。

- ・幹線道路、鉄道等の状況
- ・土砂災害、河川氾濫の状況
- ・建物の倒壊、損傷、建物への浸水状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

第6 職員配備状況の報告と安否確認の実施（総務班）

各部長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、災害対策本部の総務班に報告する。

また、各部長等は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部の総務班に報告する。

第3節 災害情報等の収集伝達

町において、風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。

また、町に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第1 気象警報・注意報等について（福島地方気象台）

1 定義と種類について

(1) 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起ころが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こる
おそれがある場合、その旨を警告して行う予報。

注意報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

情報：気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

(2) 種類

ア 特別警報

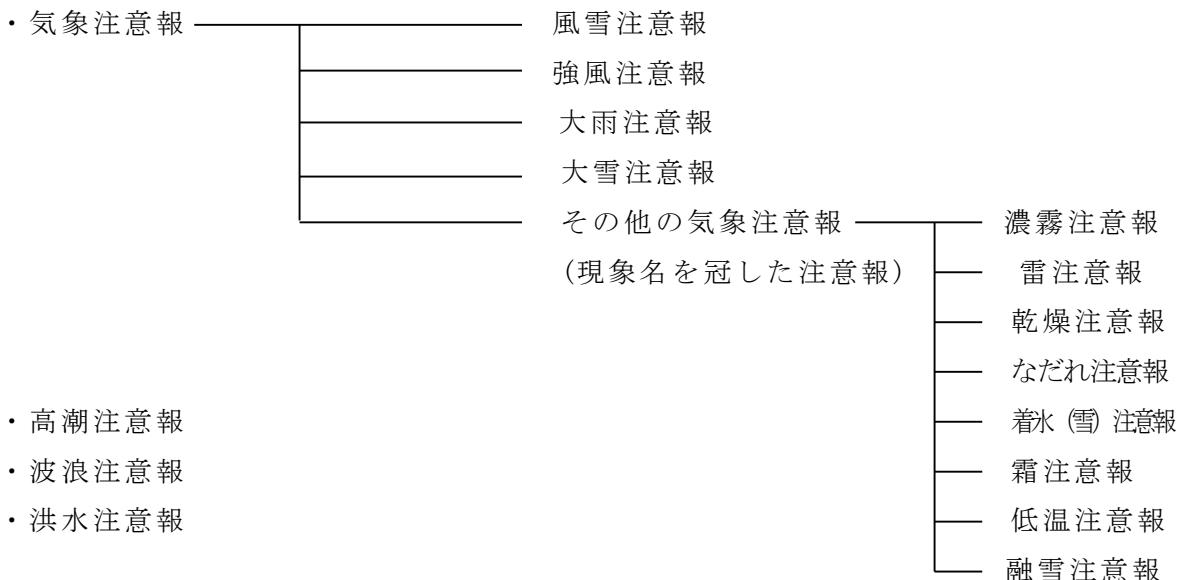
- ・気象特別警報
 - ・高潮特別警報
 - ・波浪特別警報

大雨特別警報
大雪特別警報
暴風特別警報
暴風雪特別警報

人 警 報

- ・氣象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
 - ・高潮警報
 - ・波浪警報

ウ 注意報



エ 情報

(イ) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(ロ) 土砂災害警戒情報

福島県（河川港湾班）と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、発表対象外区域となっている湯川村を除き原則として市町村ごとに発表する。なお、これを補足する土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるか等、すでに実施済みの措置の内容を再点検し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等のさらなる措置を検討する必要がある。

(ハ) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福島県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分泌」で確認することができる。

(ニ) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風

の発生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ その他

①火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

『イ』の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で平均風速8m/s以上吹く見込みの場合。

『ロ』の基準：平均風速12m/s（白河は14m/s）以上の風が1時間以上継続して吹く見込みの場合。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

2 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

(1) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	現在想定している基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警報

暴 風	平均風速が18m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
暴 風 雪	平均風速が18m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で下記の基準に到達することが予想される場合。 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように警戒すべき事項が明記される。		
	市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準
	会 津 南 部	下郷町	14
			120

洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 町で下記の基準に到達することが予想される場合。	
	流域雨量指數基準：鶴沼川流域=24.8、観音川流域=13.1、戸石川流域=6.3、 加藤谷川流域=13.9、阿賀川流域=49.6 複合基準（表面雨量指數、流域雨量指數）の組み合わせ：戸石川流域=（6、 5.6）、指定河川洪水予報による基準：—	
	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	12時間降雪の深さ	55 cm

ウ 注意報

風 雪	平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴い災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
強 風	平均風速が 12m/s 以上で、強風による災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
大 雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 市町で以下の基準に到達することが予想される場合。			
	市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
	会 津 南 部	下郷町	9	76
洪 水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 町で以下の基準に到達することが予想される場合。			
	流域雨量指數基準：鶴沼川流域=19.8、観音川流域=10.4、戸石川流域=5、 加藤谷川流域=11.1、阿賀川流域=39.6 複合基準（表面雨量指數、流域雨量指數）の組み合わせ：戸石川流域=（6、 5）、指定河川洪水予報による基準：—			
大 雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。			
	12時間降雪の深さ	30 cm		
濃 霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程：100m			
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。			
乾 燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ①最小湿度 40%、実効湿度 60%で風速 8 m/s 以上 ②最小湿度 30%、実効湿度 60%			
な だ れ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ①24時間降雪の深さが 40cm 以上 ②積雪が 50cm 以上で日平均気温 3℃ 以上の日が継続			
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が -2℃ より高い場合			

霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害があると予想される場合。 早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）
低 温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。 夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：会津の平地：最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続くとき
融 雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、5 km メッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線に到達した場合

オ 記録的短時間大雨情報

1 時間雨量に 100mm 以上を観測した場合

カ 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「防災気象情報の伝達系統図」参照

キ 特別警報の伝達

(ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに町に通知する。

(イ) 町は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

(ウ) 東（西）日本電信電話株（株エヌ・ティ・ティ ソルコ情報案内サービス事業本部仙台センタ）は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先して F A X により直ちに町に通知するよう努める。

(エ) N H K 福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

3 警報、注意報等発表の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	含まれる市町村
中 通 り	中 通 り 北 部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
	中 通 り 中 部	郡山市（湖南町を除く）、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村（会津南部の地域を除く）、三春町、小野町
	中 通 り 南 部	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
浜 通 り	浜 通 り 北 部	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	浜 通 り 中 部	広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	浜 通 り 南 部	いわき市
会 津	会 津 北 部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	会 津 中 部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市湖南町
	会 津 南 部	下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、天栄村（大字田良尾、大字羽鳥、大字湯本に限る）

4 地震後等の警報等暫定基準の設定

(1) 暫定基準を設定する事象

ア 大雨警報・注意報（土砂災害）

・震度5強以上の地震を観測した場合

・地震以外のその他の事象（台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合、土砂災害が発生した場合、土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）により、土石災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

イ 洪水警報・注意報

・河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合

・土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合

・その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行う。

なお、ア、イ以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪、波、高潮などに関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、防波堤・防潮堤の損壊、広範囲の地盤沈下などの状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

(2) 設定区域

町単位で設定することを基本とする。

ア 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）

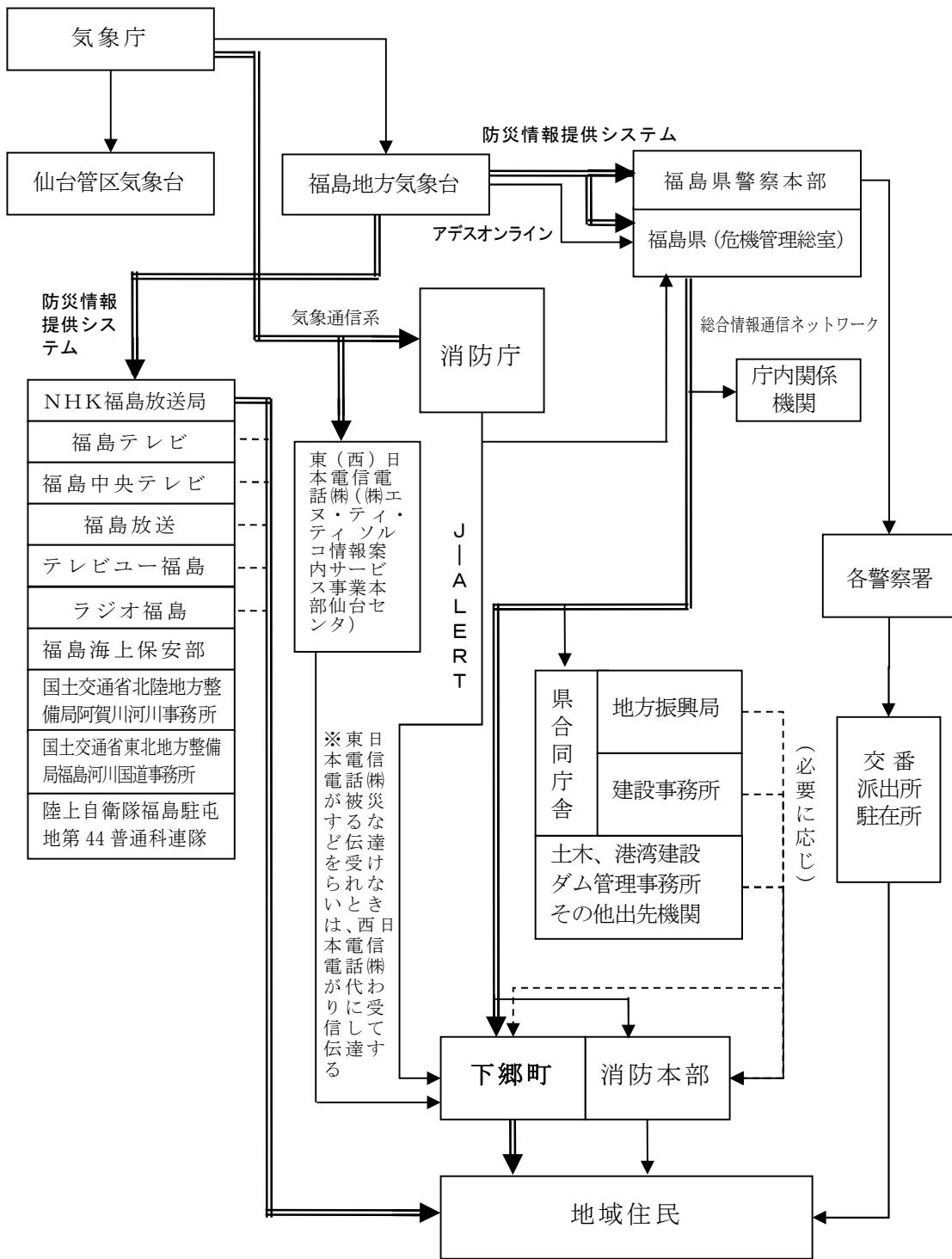
ただし、大雨警報・注意報の土壤雨量指標基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。

イ その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。

震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

防災気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

5 気象予警報等の受領及び伝達方法

- (1) 気象予警報等の受領及び伝達責任者は、町民課長とする。
- (2) 町民課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに課内及び関係各課に伝達するとともに、重要と認められるものについては、町長及び関係機関等に連絡する。
- (3) 休日、夜間等の勤務時間外にあっては、宿日直者が受領し、直ちに町民課長に連絡する。
- (4) 町民課長は、必要と認めるときは、住民に対し、防災行政無線及び広報車等により広報し、周知を図る。

6 異常現象発見時の通報

- (1) 住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事實を知った場合は、直ちに次に掲げるいずれかの関係機関に通報する。

異常現象等区分	通 報 先	電 話 番 号	所 在 地
気象に関する事項（竜巻、降雹等の異常気象現象）	下郷町役場	69-1122	下郷町大字塩生字大石 1000 番地
	南会津警察署	0241-62-1140	南会津町大字田島字大坪 54 番地 1
火災、ガス漏れの発見	南会津地方広域町村圏組合消防本部	119	南会津町大字田島字西上川原乙 65
その他災害が発生するおそれがある異常現象又は災害の発生を知った場合	下郷町役場	69-1122	下郷町大字塩生字大石 1000 番地
	南会津警察署	0241-62-1140	南会津町大字田島字大坪 54 番地 1

- (2) 町長は、通報先を確認するとともに、必要に応じて住民に防災行政無線、広報車などによって周知する。
- (3) 警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

第2 被害状況等の収集、報告（財政管財班・運送調達班・本部班）

1 被害調査

町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。特に、大規模な災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、天候状況を勘案しながら、必要に応じ車両等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、早期かつ適切な情報の収集に努める。

県及び町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、次の点に留意して行う。

- (1) 被害状況の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療・衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優

先して収集する。

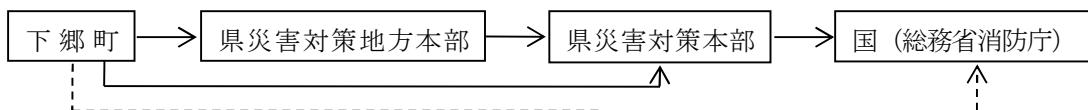
- (2) 災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。
- (3) また、必要に応じて、南会津警察署その他の関係機関と緊密な連絡をとり情報の収集に当たる。

2 被害状況等の報告方法

町は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに通報を行う。

- (1) 町の県への報告は、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、あわせて地方振興局にも報告する。
- (2) 被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。
- (3) いずれの場合においても、町が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。
- (4) 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県災害対策本部情報班に報告する。

報告の系統図



被害状況の報告先

県

		T E L	F A X
N T T回線		024-521-7194	024-521-7920
総合情報 通信ネットワーク	衛星系	T N - 8 - 10 - 201 - 2632、2640	T N - 8 - 10 - 201 - 5524
	地上系	T N - 8 - 11 - 201 - 2632、2640	T N - 8 - 11 - 201 - 5524

国（消防庁）

		平日（9:30～18:15）		左記以外	
		応急対策室		宿直室	
N T T回線	T E L	03-5253-7527		03-5253-7777	
	F A X	03-5253-7537		03-5253-7553	
消防防災無線	T E L	90-49013		90-49102	
	F A X	90-49033		90-49036	
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	T N - 048 - 500 - 90 - 49013		T N - 048 - 500 - 90 - 49102	
	F A X	T N - 048 - 500 - 90 - 49033		T N - 048 - 500 - 90 - 49036	

- ※ TNは、内線から無線への乗入れ番号
- ※ 災害対策本部を設置しない場合、県災害対策地方本部は南会津地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読みかえる（以下、この節において同様とする）

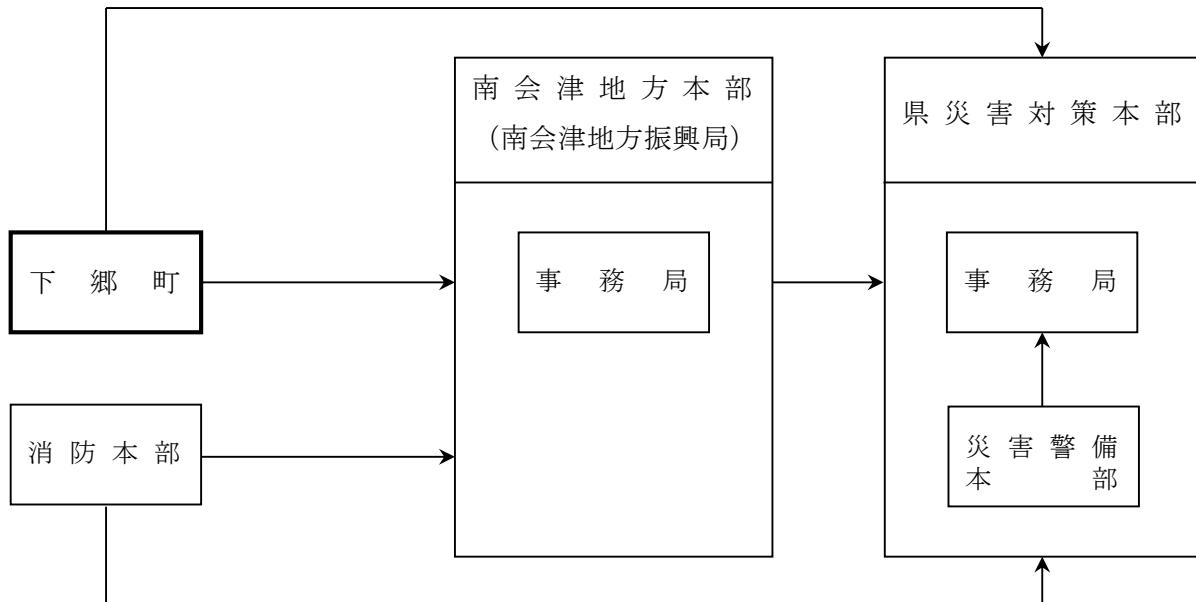
- (5) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- (6) 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワークを活用し、又は消防本部、警察署等に対し、非常通信依頼をする。
- (7) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし、報告する。

3 被害区分別報告系統

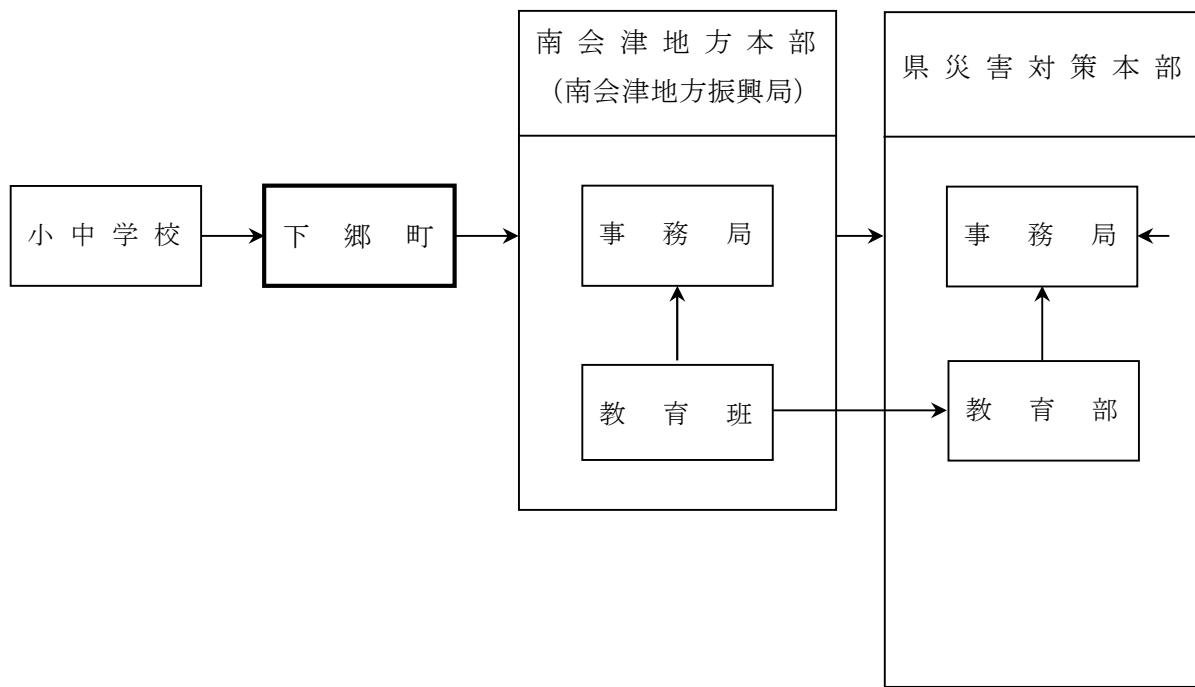
被害の区分別の報告系統は以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備するものとする。

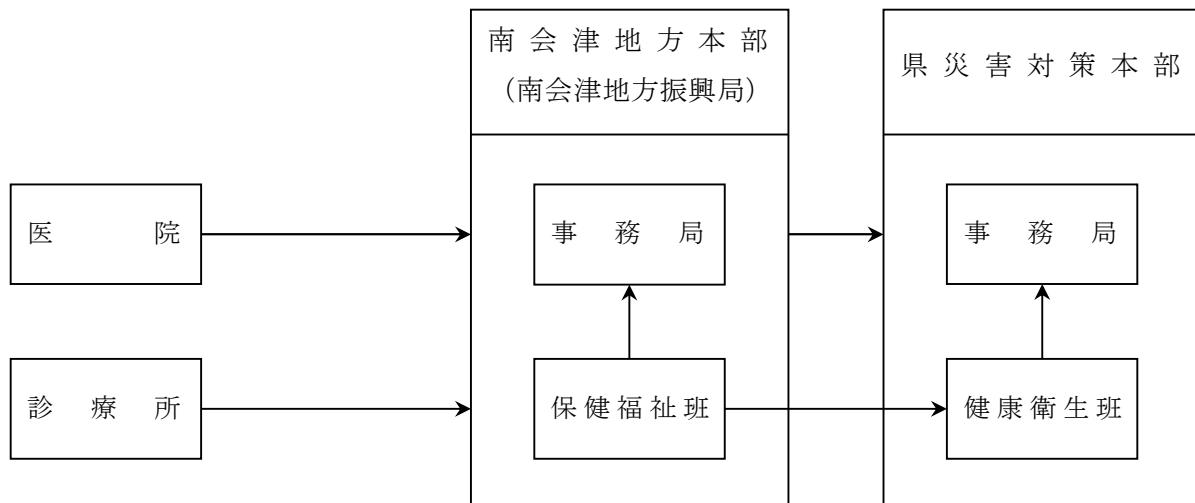
(1) 人的被害、建物被害等



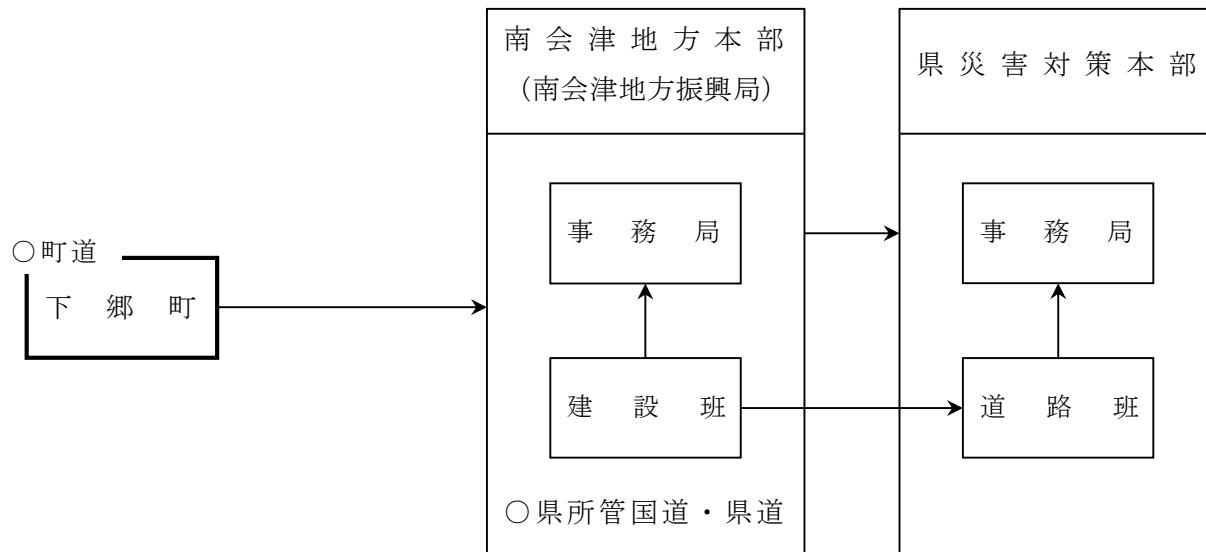
(2) 文教施設被害



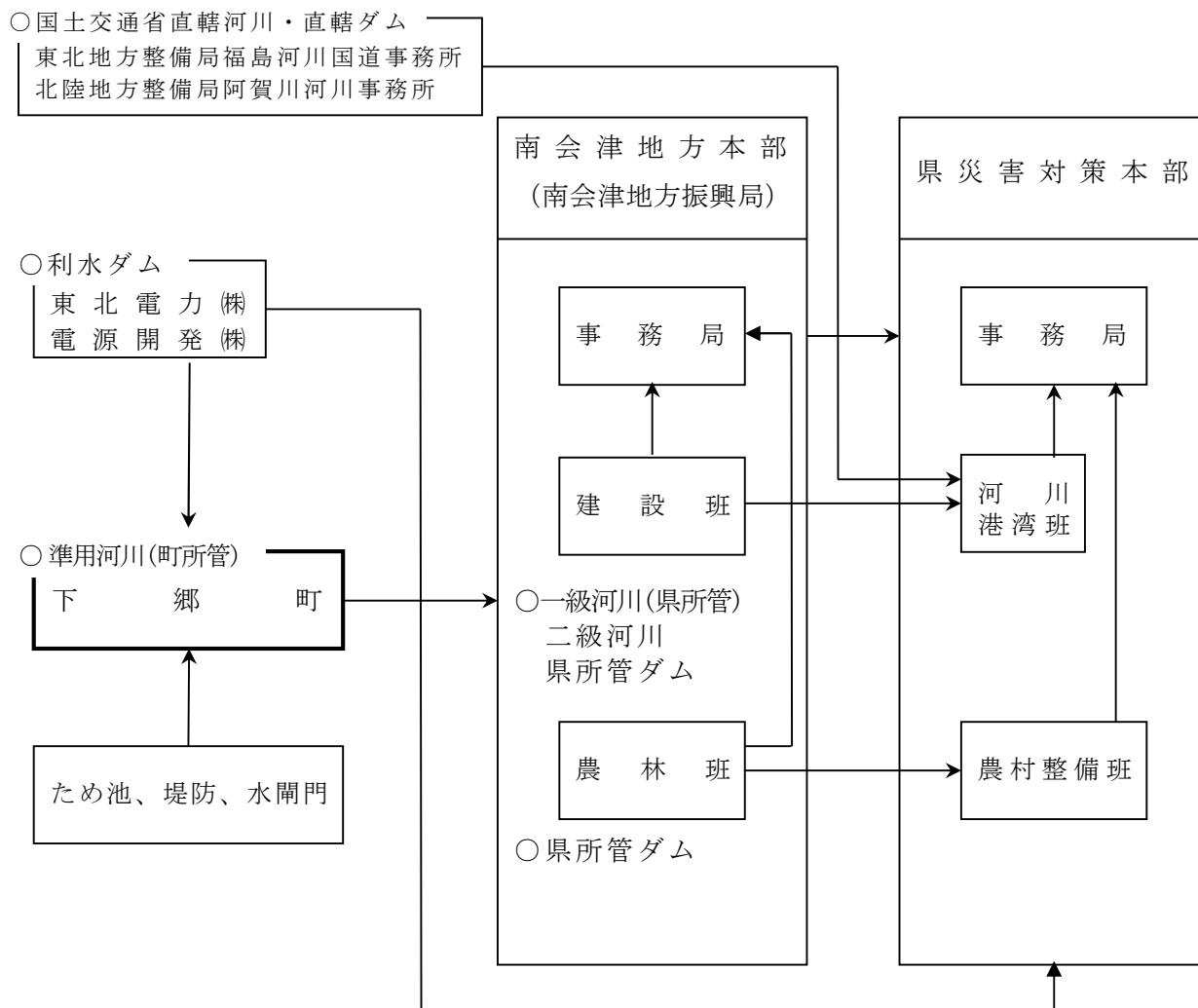
(3) 病院被害



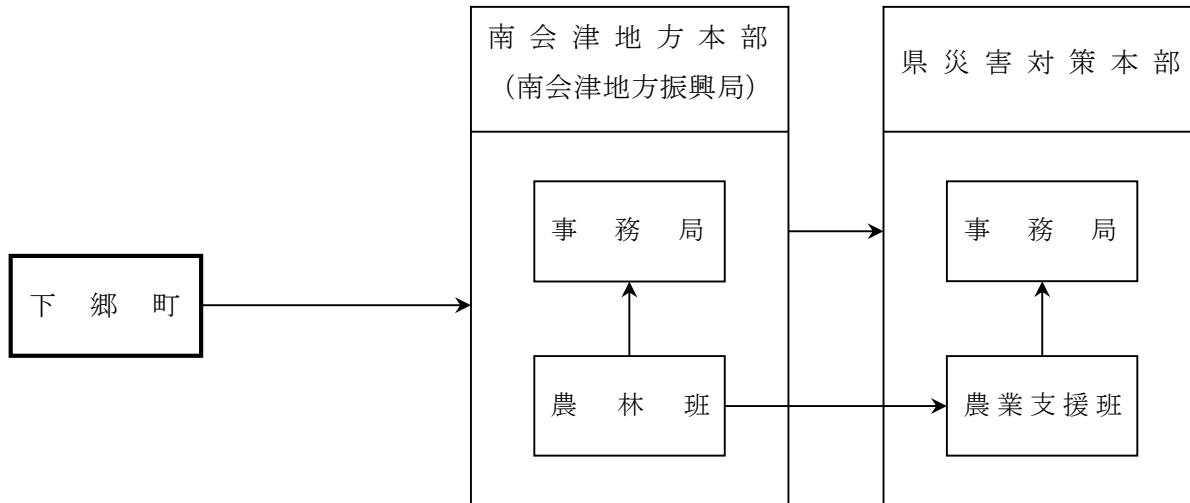
(4) 道路、橋りょう被害



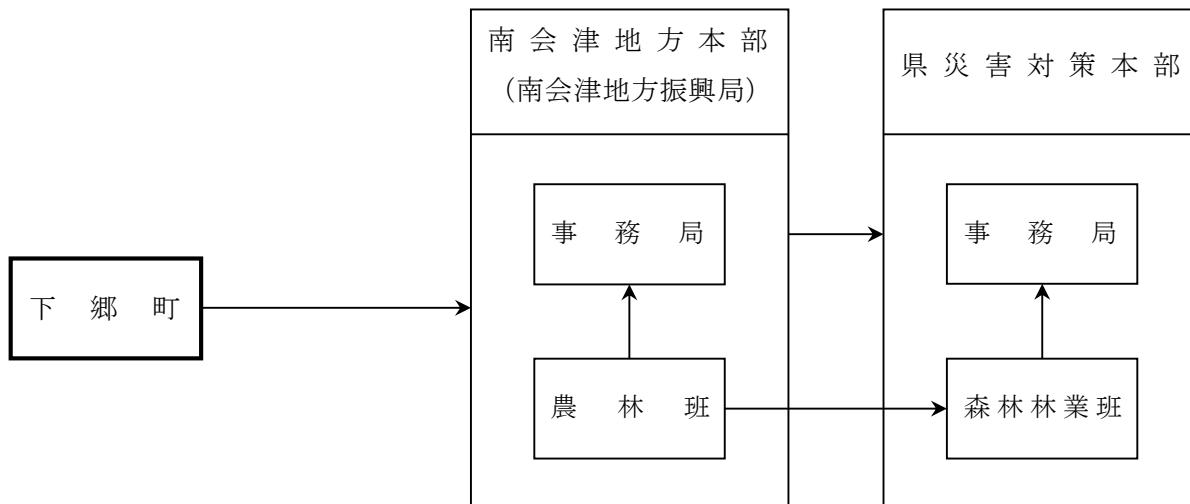
(5) 河川被害、その他水害被害



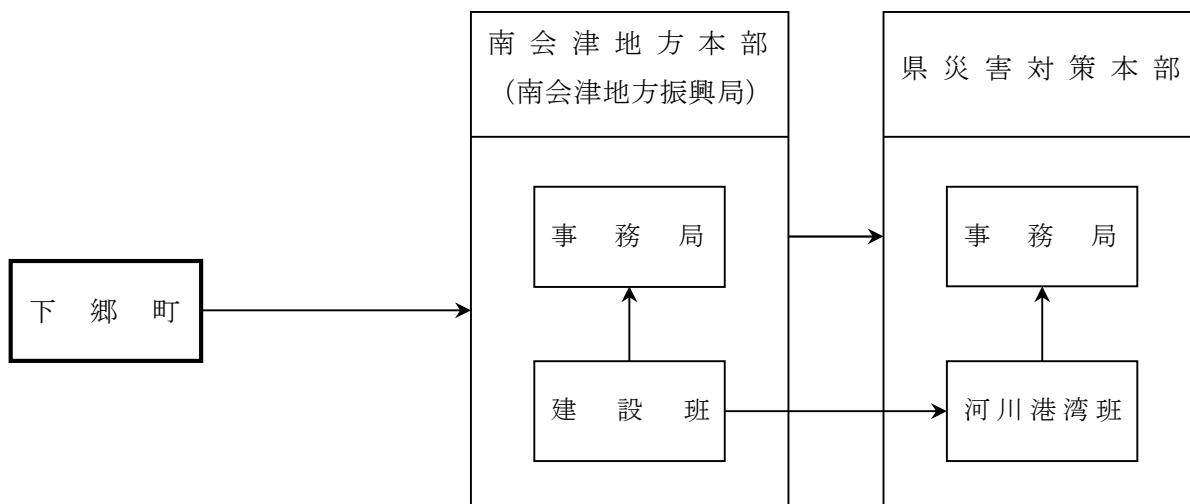
(6) 農産被害、畜産被害



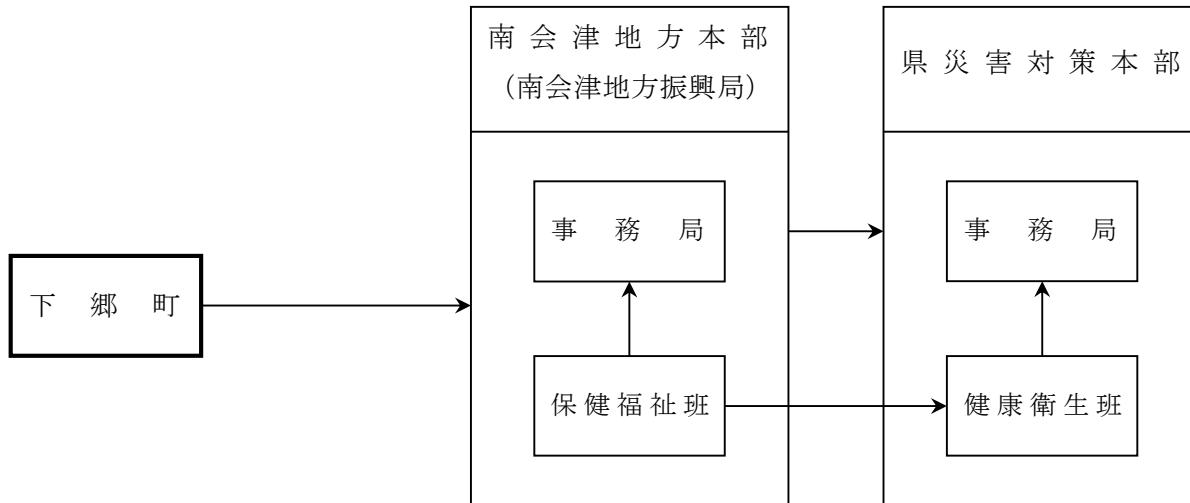
(7) 森林被害



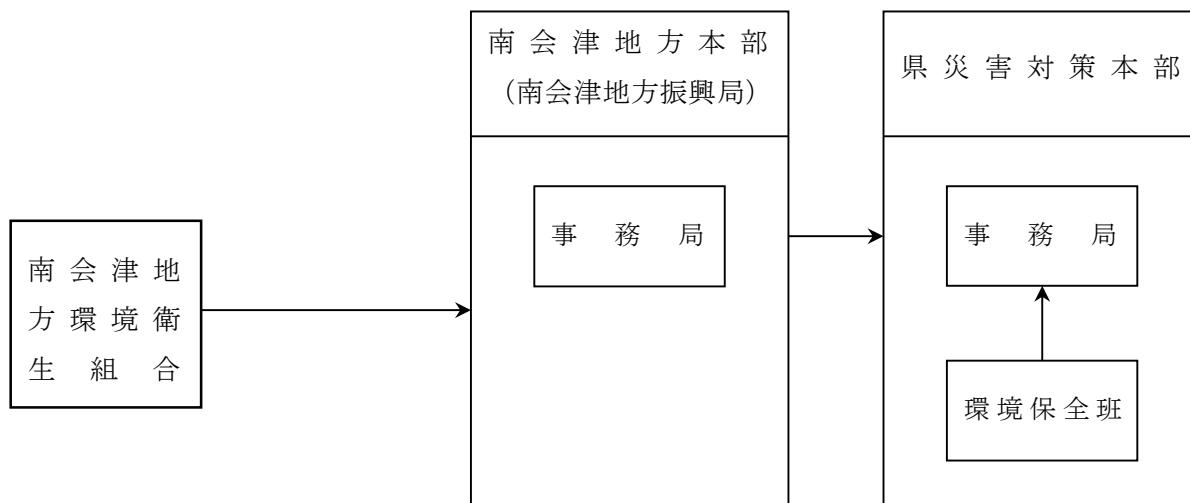
(8) 砂防関係施設の被害及び、土砂災害、雪崩災害の被害



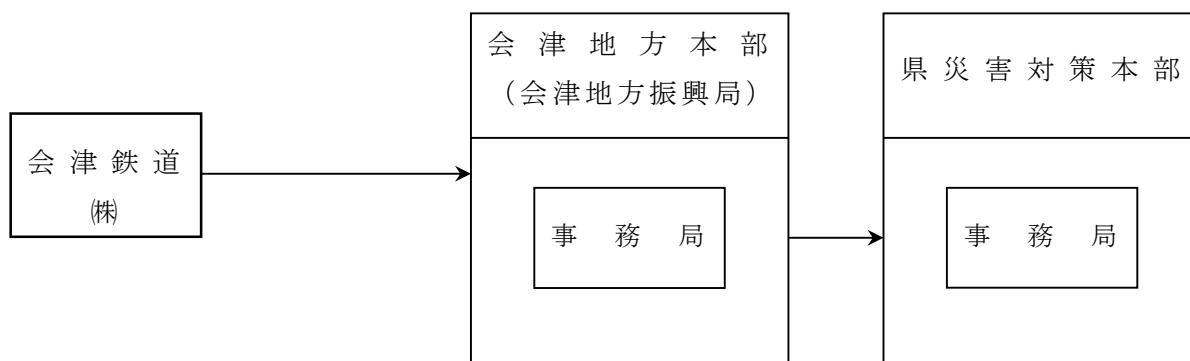
(9) 水道施設被害



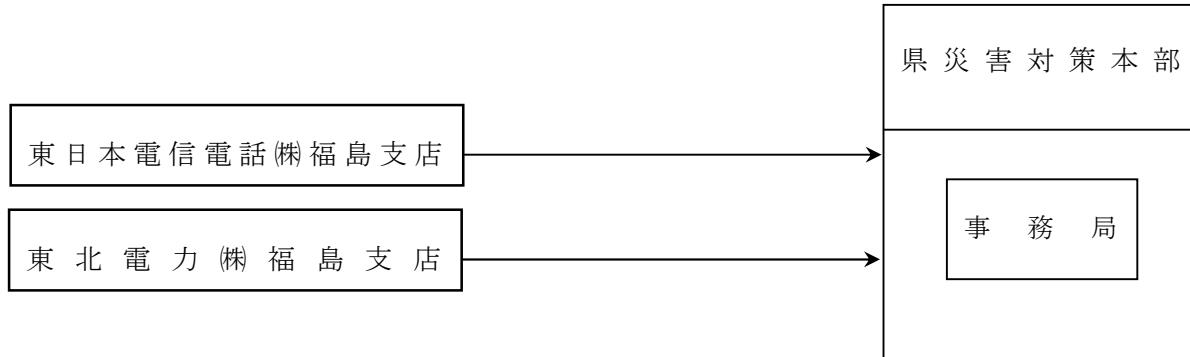
(10) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



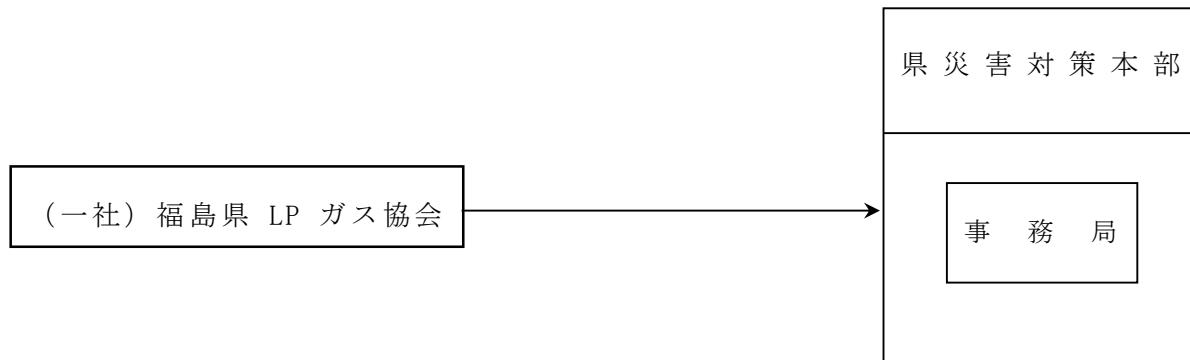
(11) 鉄道施設被害



(12) 電話・電力被害



(13) ガス施設被害



5 報告の種類等

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

報告の種類及び様式は次のとおりとする。

(1) 報告の種類

ア 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

イ 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

ウ 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

(2) 報告の様式

ア 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

イ 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保（本部班）

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による。

1 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。
- (2) 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。（NTT）
- (4) 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

2 通信の統制

災害発時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

3 各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

町及び防災関係機関等は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・県警察本部・東北電力㈱福島支店、(一社)日本アマチュア無線連盟福島支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

(2) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力をを行う。

(3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の利用

町は、災害応急対策に必要な通信機器及び災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源（移動電源車）について、必要に応じ、東北総合通信局に貸与を要請する。

第2 県総合情報通信ネットワークの運用（本部班）

1 災害時の通信連絡

県が行う気象予警報及び災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、報告その他応急対策に必要な指示、命令、国又は他都道府県等への応援要請等は総合情報通信ネットワークを活用し行う。

2 県総合情報通信ネットワークの運用

県総合情報通信ネットワークの運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき行われる。

第3 町における通信の運用（本部班）

町における通信の運用は、第1の通信手段の確保に準じて行う。

また、住民への警報等の伝達、避難の勧告及び指示等については、防災行政無線を活用する。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第1 県と町の相互協力（災害対策本部）

- 1 町長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ）を実施するため必要があると認めるときは、知事（市町村班）に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）若しくは、応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- 2 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。
- 3 町長が、知事に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請し、又は他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由
 - (2) 応援を要請する機関名
 - (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) その他必要な事項

4 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。
- (2) 知事は、町の実施する災害応急対策（応急措置を除く）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、町長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- (3) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

第2 国に対する応援要請（災害対策本部）

1 町長の応援職員派遣要請

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 職員応援派遣要請手続き

町長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、知事（町長）が、内閣総理大臣（知事）に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請（本部班）

町長又は町を管轄する消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの町の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請する。

第4 民間事業者との災害時応援協定（総務班・運送調達班）

町は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

第5 町と公共的団体等との協力（本部班）

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行う。

なお、これらの団体等の協力業務及び協力方法について、地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、①区長会、②日赤奉仕団、③南会津郡医師会、④J A会津よつば、⑤下郷町商工会、⑥下郷町森林組合、⑦下郷町建設組合等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第6 町への情報連絡員（リエゾン）の受入れ体制（本部班）

県は大規模災害時等に被災市町村に情報連絡員を派遣することとなっているため、町は平成25年2月に国土交通省東北整備局と災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣及び受入れを含む「災害時の情報交換に関する協定」を締結し、その受入れ体制を整備している。

第6節 災害広報

災害時において、被災地住民、町民及び関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第1 町の広報活動（総務班）

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線（戸別受信機含む）、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けることが必要であり、これらの情報を災害対応に当たる職員にも周知するよう努める。

1 広報する内容

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 町における避難に関する情報
 - ア 避難の勧告に関すること
 - イ 受入施設に関すること
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること
- (4) 安否情報、支援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む）
 - ア 給水及び給食に関すること
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
 - ウ 防疫に関すること
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること
 - オ 被災者への支援策に関すること

2 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

なお、ホームページの代理掲載について、西東京市と「災害時の情報発信に関する覚書」を締結している。

第2 広報の方法（総務班）

1 一般広報

町（災害対策本部）は、収集・選別した情報について、以下の方法により広報を行う。

- (1) 町の広報体制を活用した広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
- (4) インターネットを利用した広報（災害情報用ホームページ開設、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信など）
- (5) 携帯電話を活用した広報
- (6) テレホンサービスによる被災地情報提供

2 インターネットを利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報等を行う場合、以下の点に留意する。

- (1) 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- (2) 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報を分かりやすく提供するよう努めるものとする。
- (3) 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- (4) 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の活用について周知するものとする。

3 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として災害対策本部広報責任者（総務部長）の立会いのもとに行う。
- (3) 必要に応じ、他の場所で発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報責任者に発表事項及び発表場所等について協議するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を災害対策本部広報責任者に報告するものとする。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部広報責任者と協議の上、実施するものとする。
ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を総務部長に報告するものとする。
- (5) 総務部長は、報道機関に発表した情報を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

4 災害情報共有システム（Lアラート）

町は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や避難勧告等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようとする。

5 要配慮者に配慮した広報の実施

次のような要配慮者に配慮した広報の実施を心掛ける。

- ア 外国人に対して多言語による広報 ((公財)福島県国際交流協会等)
- イ 聴覚障がい者に対して文字放送、手話通訳等の実施

第7節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動（自主防災組織・事業所）

1 自主防災組織、事業所の防災組織及び町民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防本部、消防団又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、警察署と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

2 風水害及び土砂災害等による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 町・消防本部による救助活動（本部班・消防本部）

1 町は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。

また、警察署、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施する。なお、その状況について遂次、県に報告する。

2 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 町は、町で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに

関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくこと。

- (2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保、救助に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
- (3) 自主防災組織、事業所及び町民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
- (4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- (5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第3 消防本部による救助・救急活動（消防本部）

1 救助・救急活動

- (1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救助・救急活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

2 救助・救急における出動

- (1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

3 救助・救急体制の整備

消防本部、消防団詰所、警察署、派出所及び町内会事務所等における救助・救急資機材を整備し、消防団員及び住民等に対する救助・救急訓練を行い、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第4 広域的な応援（本部班）

大規模な災害が発生し、消防本部のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、町長は県（災害対策本部総括班）を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第8節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第1 災害派遣要請基準及び災害派遣要請の範囲

1 災害派遣要請基準

町長は、地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命に関わるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 開応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13条・第14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (12) 予防派遣（災害に際し、被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）

【具体的な要請例】

- ア 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合
- イ 居住地域に重大な被害をもたらす火山活動のおそれが高く切迫した状態で、噴火警報（レベル5「避難」又はレベル4「避難準備」）が発令された場合で、他の機関の応援だけでは対処ができない場合
- ウ 風水害により大量に発生した風倒木を放置した場合、河川等への流出による地域住民の人命に係る二次災害の発生が予測され、他の機関の応援だけでは対処ができない場合

(13) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 町長の災害派遣要請の要求（災害対策本部）

1 災害派遣要請の要求

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の要求要領

(1) 町長は、知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、南会津地方振興局長（災害対策本部地方総括班）を経由して、知事（災害対策本部総括班）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（災害対策本部総括班）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに南会津地方振興局長（災害対策本部地方総括班）へ連絡する。

ア 提出（連絡）先 県危機管理部危機管理総室、災害対策本部総括班

イ 提出部数 2部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 町長は、前項の要求ができない場合は、駐屯地司令の職にある部隊長（郡山駐屯地司令）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊連絡窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地	
担当区域	県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村
担当窓口	陸上自衛隊第6特科連隊 第3科 TEL 024-951-0225 内線 235 （県総合情報通信ネットワーク 811-380-01） (時間外) 郡山駐屯地当直司令 内線 302 （県総合情報通信ネットワーク 811-380-02）

第3 部隊の自主派遣（自衛隊）

1 初動における情報収集

(1) 情報の収集

部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

(2) 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに知事（災害対策本部総括班）及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

2 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県との連絡が途絶した場合や町長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事（災害対策本部総括班）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制（災害対策本部）

知事、町長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

1 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

2 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に關係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように、常に關係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 町における自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

4 派遣部隊の受入れ

知事は、自衛隊派遣を決定したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、關係出先機関の長及び町長と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。受入れ地については、「道の駅」等の活用を検討する。

また、知事は、出動部隊及び現地關係機関との連絡調整のため、必要があると認める場合は、県職員を現地に派遣するものとする。

- (1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物等の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第6 派遣部隊の撤収（災害対策本部）

町長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨知事に報告し、派遣部隊の撤収を要請する。撤収に当っては、関係機関と十分な事前調整を実施する。

第7 経費の負担区分（財政管財班）

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

1 県、町の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

2 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第9節 避難

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示（災害対策本部）

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき、地域住民等に対して、避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行う。

1 避難の実施機関

（1）実施の責任者及び基準

避難の準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりであるが、準備情報提供、勧告又は指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、近隣の安全な場所への移動、「屋内安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、避難勧告等について、第2章 第9節 第1で策定した避難勧告等の判断基準をもとに、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、避難準備・高齢者等避難開始の発令等を検討する。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

事項区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	町長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難の指示等	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示 「屋内安全確保」の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き又は屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認める時又は町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、流域雨量指標の予測値がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壤や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壤雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂災害警戒判定メッシュ情報がある。

ウ その他

町で定める基準に達したとき。

【参考】警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新している。 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害によって命が脅かされる危険性が認められる土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」）に「警戒」（赤色）が出現した場合は、当該領域に「避難準備・高齢者避難開始」、さらに、土砂災害警戒情報等が発表され、「土砂災害警戒区域等」に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した場合は、当該領域に「避難勧告」を発令することが基本となる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 河川の水位が水防団待機水位を越えている場合は、該当領域に「警戒」（赤色）が出現した時点で「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位を越えている場合は、該当領域に「非常に危険」（薄い紫色）が出現した時点で「避難勧告」を発令することが基本となる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「避難準備・高齢者等避難開始」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難勧告」を発令することが基本となる。

種類	概要
警報級の可能性	5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(3) 指定行政機関等による助言

町は、避難の勧告、指示又は「屋内安全確保」を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

各災害に関する避難勧告等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおり。

- ・水害 福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）
- ・土砂災害 福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）

2 避難のための勧告及び指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難措置の周知等

避難の勧告又は指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 町の措置

ア 知事への報告

町長は、避難のための立退きの勧告及び指示、立退き先の指示又は「屋内安全確保」を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難勧告・指示、「屋内安全確保」の指示の有無
- (イ) 避難勧告・指示、「屋内安全確保」の指示の発令時刻
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員
- (キ) 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

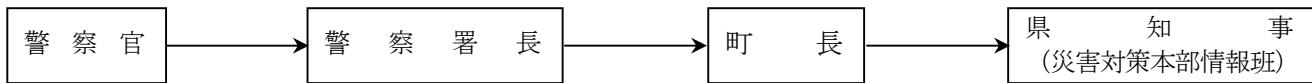
避難及び「屋内安全確保」の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

町は、自ら避難の勧告、指示及び「屋内安全確保」の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、迅速に住民へ周知する。なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

ウ 警察官又は自衛官の措置の報告系統

(ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



(ウ) 自衛官の措置



4 避難勧告等の解除

町は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

県は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。

第2 警戒区域の設定（災害対策本部）

1 警戒区域の設定権者

- (1) 町長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条。（1）、（2）の者が現場にいない場合に限る）
- (5) 知事（災害対策基本法第73条。町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとし、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

第3 避難の誘導（福祉介護班・消防団・自主防災組織）

1 実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難勧告等を発した者がその措置に当たる。

2 避難勧告等の伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）と併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

3 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健な者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。

4 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- ① 傷病者
- ② 要配慮者（高齢者、要支援者）、幼児等
- ③ 学童
- ④ 女性
- ⑤ 上記以外の一般住民
- ⑥ 災害応急対策従事者
- ⑦ ペット

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

第4 避難行動要支援者等対策（社会福祉施設管理者・福祉介護班）

1 情報伝達体制

- (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(2) 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

町は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

(2) 在宅者対策

町は、消防機関、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(3) 病院入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

(4) 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

第5 広域的な避難対策（本部班）

1 県への広域避難の要請

町は、大規模災害により町域を超えた広域避難が必要となった場合は、県に対して受入れ先確保の要請を行う。

県は、町の要請に基づき町からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入れが可能な市町村を調査、選定し、町と受入れ先市町村との調整を行う。

2 町の対応

町は、広域避難の際、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

3 病院、社会福祉施設等の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入れ元と受入れ先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施に当たる。

第6 安否情報の提供等（町民班）

1 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防本部、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第10節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入れ、保護することを目的とする。

第1 避難所の設置（本部班・福祉介護班）

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、原則として町が実施する。
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで広域避難が必要となり、町で開設する避難所だけでは避難者を受入れできない場合、町は相互応援協定等により受入れ先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入れ先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入れ能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2 町長の措置

町長は、下郷町地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受入れるべき者を誘導し、保護に当たる。

町はあらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1) 避難所の開設

町長は、下郷町地域防災計画に基づき、また、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

この場合、指定避難所のライフルインの回復に時間を見込む場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

・開設報告事項

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ

警察署、自衛隊等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所において実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者の受入

イ 被災者に対する給水、給食措置

ウ 負傷者に対する医療救護措置

エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器の設置を図ること）

カ その他被災状況に応じた救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) その他の施設の利用

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、町は避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

第2 避難所の運営（福祉介護班・保健保育班・学校教育班・自主防災組織）

1 避難所運営の主体

- (1) 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。
- 町長は、行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- (2) 行政区、婦人会、自主防災組織、防災士、ボランティア、外部支援者等は、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

また、避難所での生活が長期化する場合は、自主的運営による被災者自身による自発的な避難所での生活ルールづくりを支援する。

- (3) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (4) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となる

ことも考慮して、町は避難所の運営を行う。

2 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

町は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

ア 置き、マット、カーペット	カ 仮設トイレ
イ 間仕切り用パーティション	キ テレビ、ラジオ
ウ 冷暖房機器	ク インターネット情報端末
エ 洗濯機・乾燥機	ケ 簡易台所、調理用品
オ 仮設風呂・シャワー	コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

町は、避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境づくりに努める。

4 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

(3) 健康支援活動の実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

(4) 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

(5) 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者及び車中生活をおくる被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水・生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第11節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第1 医療機関の被害状況等の収集、把握（保健保育班）

町は、保健所及び医師会と連携し、医療機関の被害及び活動状況を一元的に把握し、県（健康衛生班）に速やかに報告する。

第2 医療（助産）救護活動（保健保育班）

県、町及び各医療関係団体は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じ速やかに災害派遣医療チーム（D M A T）や医療救護班を編成し、被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣精神医療チーム（D P A T）を編成し、精神保健医療活動を実施する。

また、被災地所轄の保健福祉事務所は、派遣された医療救護班の配置調整等を行う。

1 町

- (1) 町は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ南会津郡医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。
- (2) 町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する

2 県

- (1) 県は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行う。
 - ア 避難所
 - イ 災害現場
 - ウ 医療機関
- (2) 県は、町から医療（助産）救護に関する協力要請があったとき、又は、医療（助産）救護を必要と認めたときは、基幹災害拠点病院の県立医科大学附属病院や県立病院等の医師等による災害派遣医療チーム（D M A T）や医療救護班を派遣するとともに、必要に応じ関係機関に協力を要請する。
- (3) 災害派遣医療チーム（D M A T）の業務内容
 - ア 県災害対策本部内における情報収集及び関係機関との調整
 - イ 各D M A T本部における統括及び本部業務
 - ウ 被災地内病院における診療等（病院支援）
 - エ 消防本部・消防団等と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）
 - オ 被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）

カ 被災地内では対応困難な重症患者に対する治療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）での診療、施設の運営及び被災地外への航空搬送（航空搬送）等

(4) 医療救護班の業務内容

- ア 診療（死体検案・身元確認を含む）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

第3 傷病者等の搬送（運送調達班）

1 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

2 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに原則として、基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院（南会津病院）へ行う。

(1) 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部で実施する。

ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、県、町及び救護班及び医療機関等で確保した車両により搬送する。

(2) 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等に対し要請する。

(3) 傷病者搬送の要請を受けた県、町及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

3 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第4 医薬品等の確保（保健保育班）

町は、救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県（健康衛生班）に供給要請を行う。

第5 人工透析の供給確保（保健保育班）

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は南会津病院の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第12節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第1 緊急輸送の範囲（運送調達班）

災害救助法による輸送の範囲は、下記1のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

第1段階	<ul style="list-style-type: none">・救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等・後方医療機関へ搬送する負傷者等・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資・緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料
第2段階	<p>第1段階に加え、</p> <ul style="list-style-type: none">・食料、水等生命の維持に必要な物資・傷病者及び被災者の被災地域外への輸送・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	<p>第2段階に加え、</p> <ul style="list-style-type: none">・災害復旧に必要な人員及び物資・生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路等の確保（工務管理班）

1 緊急輸送路の確保

(1) 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、「第2章 第8節 緊急輸送路等の指定」により指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。なお、県公安委員会は、道路管理者に対して、放置車両対策を要請する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

ウ 沿道での車両保管場所確保等のために土地の一時使用

2 陸上輸送拠点の確保

県（災害対策本部物資班）及び町は、県倉庫協会との災害時応援協定による民間倉庫や、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び町物資受入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

3 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

県及び町は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第3 輸送手段の確保（財政管財班・運送調達班）

1 町の確保体制

(1) 町は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

ア 町有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当部局において保有する車両を利用するものとする。さらに、車両が不足する場合においては、運送調達班に連絡調整し、迅速な対応策をとるものとする。

なお、あらかじめ緊急通行車両に該当する車両は、南会津警察署に事前届出の申請を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておくものとする。

イ 外部への協力要請

(ア) 町は、必要な車両等の確保が困難なときは、県（災害対策本部広域応援・避難班、関係各部・防災関係機関の確保体制班）に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

(イ) 町は、必要に応じて「第1章 第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に定めた指定地方公共機関の輸送関係部門の協力を得て、災害時の緊急・救急輸送を行う。

また、指定地方公共機関の輸送部門関係機関と、あらかじめ「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」の締結について検討する。

(ウ) 各防災担当課は、関係業者（特殊車両等保有業者）に対して、保有する特殊車両等についての利用について協力要請を行う。

2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第4 緊急輸送路の情報の集約と提供（県警察本部・道路管理者・運送事業者）

県警察本部及び道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県（災害対策本部広域応援・避難班、道路班）に集約する。県は集約した情報をもとに、輸送に当たる運送事業者に交通情報を提供する。運送事業者においても、実走に基づく通行可能な道路の情報を県に情報提供し、情報の共有を行う。

また県は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第13節 災害警備活動及び交通規制措置（県警察本部）

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、町民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第1 災害警備活動

1 災害情報の収集

県警察本部は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

2 救出救助活動

県警察本部は、把握した被害状況に基づき、災害警備隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、消防本部等の防災関係機関と連携して救出救助活動を行うものとする。

3 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、町と緊密な連携のもと、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

4 身元確認等

県警察本部は、町と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

5 二次災害防止措置

県警察本部は、二次災害の危険箇所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施するとともに、把握した二次災害危険場所等について、町災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

6 社会秩序の維持

県警察本部は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

7 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

県警察本部は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

8 相談活動の実施

県警察本部は、町と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

9 ボランティア活動の支援

県警察本部は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第2 交通規制措置（工務管理班・南会津建設事務所）

1 被害状況の把握

県警察本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速かつ的確に推進するものとする。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

県警察本部は、被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接又は近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合等においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

ウ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式（災害対策基本法施行規則第5条 別記様式第2）

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

ウ迂回路対策

県警察本部は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

エ 広報活動

県警察本部は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

ア 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害

応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の番号標を有しているものを除く）

イ 確認手続き

県（生活環境班又は地方振興局）又は公安委員会（県警察本部又は南会津警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第3）

※「証明書」の様式（災害対策基本法施行規則第6条 別記様式第4）

（4）緊急通行車両等の事前届出・確認手続

ア 公安委員会は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

イ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行うものとする。

ウ 公安委員会は、事前届出の申請等の処理について、知事（生活環境班）と必要な調整を図るものとする。

エ 公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図るものとする。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

（1）通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

（2）前記（1）にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 公安委員会、警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

（1）警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

（2）前記（1）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、

自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めときは、道路管理者に對し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第14節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

第1 防疫活動（保健保育班）

1 町の業務

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の企画、推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という）第17条及び法第29条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

ア 法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受入れるため、衛

生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

町は、警察署、消防本部等の関係機関、地区の衛生組織、その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに南会津保健福祉事務所長を経由して知事あてに報告する。

イ 防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

第2 栄養指導（保健保育班）

1 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

2 栄養指導活動の内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊娠婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第3 保健指導（保健保育班）

町は、災害の状況により、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等による避難所、被災家庭、

仮設住宅等の巡回を行い、栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努めることとする。

第4 精神保健活動（保健保育班）

町は、災害対策の第1次的責任から県が行う次の精神保健活動に、可能な協力をを行う。

1 精神科医療体制の確保

町は、災害の状況に応じ、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣について県に依頼する。

2 被災者のメンタルヘルスケア

県及び町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（D P A T）を避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

3 精神科入院病床及び搬送体制の確保

県は、入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第5 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達（保健保育班）

町は、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について計画を樹立しておくものとする。

災害発生後、速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。併せて、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

第6 動物（ペット）救護対策（農林班）

町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び獣友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

第15節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第1 災害廃棄物処理（本部班）

1 排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

町及び南会津地方環境衛生組合においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時ににおける処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

2 収集体制の確保

町及び事務組合は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用等による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて、近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれきの処理については、原則として町又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

建築物等の解体等によるがれきの処理に当たっては、県（環境保全班、建築班及び救援班）及び町は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、県及び町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

この際、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行う。

第2 し尿処理（本部班）

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定する。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等の設置等に努める。

2 収集体制の確保

町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努め、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

このため、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、高齢者・障がい者等に配慮した仮設トイレの選定・確保に努める。

さらに、汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置された仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所の設置又は民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレの設置等の対策を講ずる。

第3 廃棄物処理施設の確保及び復旧（本部班）

1 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、事務組合は、普段より施設の維持管理を十分に行う。

2 復旧対策

南会津地方環境衛生組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又は環境保全班）に報告するなどの処置を講ずる。

第4 応援体制の確保（本部班）

町は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全班）に支援を要請する。県は、町からの要請あるいは客観的な判断のもとに、近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、町は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。

第16節 救援対策

災害により生活に必要な物資が被害を受け、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難している者あるいは在宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

なお、これらの救援対策の実施に当たっては、第一次的には住民に最も身近な行政主体としての町が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

第1 給水救援対策（水道班）

1 飲料水供給の概要

町は、県及び国の協力を得ながら、災害による被災者に対して、発災当初は概ね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 飲料水の応急給水活動

- (1) 町は、給水班を組織し、応急給水を実施する。
- (2) 町は、水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施する。
- (3) 応急給水は、次の方法により実施する。
 - ア 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」
 - イ 指定避難所等における「拠点給水」
 - ウ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」
- (4) 水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、町が行う応急給水活動に対して、可能な限り支援する。

3 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第2 食料救援対策（運送調達班・農政班）

1 対応の概要

町は、県の支援を得て、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

2 調達及び供給

町は、調達計画に基づき、JA等地元小売業者等が保有する米穀等を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多

様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、傷病者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

第3 生活必需物資等救援対策（運送調達班）

1 供給方針

町及び県は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

このうち、県が広域的に調達確保を行う場合は、町、東北経済産業局、日本赤十字社福島県支部などと連携を図り、物資の重複、調達先の競合による混乱の回避を図る。

さらに、県は、供給すべき物資が不足し調達の必要がある場合には、国の物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部等に物資の調達を要請する。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 生活必需物資等の調達及び供給

町は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地区内小売業者等から調達し、被災者等に供給する。また、町内での調達が困難な場合には、県に対して供給の要請を行う。

4 被災者への給与

避難所においては、被災者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第4 支援物資等の支援体制（本部班）

町は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等などを情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

第5 義援物資及び義援金の受入れ（出納班）

1 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、

公表する。また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、近年の大規模災害の教訓に鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わない。

2 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入れ体制を整えておくものとする。

第6 消防防災ヘリコプターの受入れ体制の整備（本部班）

消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請した町長等は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受入れ体制を整備するものとする。

- (1) 緊急離着陸場の確保及び安全対策の実施
- (2) 傷病者等の搬送先の緊急離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
- (4) その他必要な事項

第17節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、県と協力して社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を行う。

第1 被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談（工務管理班）

町は、建築物応急危険度判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去（工務管理班）

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町がその障害物の除去を行うものとする。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用し、又は町建設業協会の協力を得て実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（所轄の建設事務所）に派遣（応援）要請を行う。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

ア 対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

イ 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

ウ 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

エ 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。
- イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行いうるものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には町（関係事務組合を含む）の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保するものとする。

なお、町においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

- (1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定するものとする。
- (2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結するものとする。
 - ア 障害物の集積場所は、雨堤広場とする。

5 関係機関との連携

- (1) 町は、県、国の出先機関、建設業協会の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、住民の生命、財産の保護のため必要な場合は、障害物の除去について県に応援、協力要請を行う。

第3 災害相談対策（町民班）

1 臨時災害相談所の開設

町は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るために必要がある場合には、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

町は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して町長が決めるものとする。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各班及び国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- (4) その他住民の生活に関すること。

第18節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

第1 応急仮設住宅の建設（工務管理班）

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案について、町と共同して行うものとする。
- (2) 災害救助法適用の町が一である場合は、知事は建設を町長に委任することができるものとする。
- (3) 町は、平時においてあらかじめ、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行うものとする。
- (4) 県及び町は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、(一社)プレハブ建築協会に対し、あらかじめ締結した協定に基づき協力を要請するものとする。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

原則として、災害により被災し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、ウについては、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を求めて行うものとする。

ただし、知事により、町長が実施することとされた場合には、町が行うものとする。

(3) 規模・構造及び費用

- ア 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。
- イ 高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様は全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、応急仮設住宅の設計に当たっては、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の

気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

ウ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、公有地の中から災害の状況により選定する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

(5) 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

(7) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

イ 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ウ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第4項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 借上げ住宅等の提供（工務管理班）

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第3 住宅の応急修理（工務管理班）

1 実施機関等

(1) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、町と共同して行うものとする。

(2) 災害救助法適用の町が一である場合は、知事は応急修理を町長に委任することができるものとする。

2 実施方法

(1) 応急修理対象者

次の要件を全て満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと。
- エ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く）
 - (ア) (収入額) 500万円の世帯
 - (イ) 500万円 < (収入額) 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - (ウ) 700万円 < (収入額) 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

第19節 死者の搜索、遺体対策等

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第1 全般的な事項（町民班）

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保・開設、警察署及びラジオ、テレビ等の報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と、段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

2 広域的な遺体対策体制の整備

町は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

この場合において、県は、民間事業者への協力要請、他都道府県を含む広域的な支援体制の調整を行い、町を支援する。

第2 遺体の搜索（町民班・消防団）

1 搜索活動

町は、県、警察署、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

2 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

- (1) 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について、現物により給付する。
- (2) 費用、期間等は、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第3 遺体の収容（町民班・消防団）

1 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、靈柩車を確保することについても考慮する。

2 遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

町は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておく。

3 災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者の遺体に関する取扱いは、以下の事項について行う。

- ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う）
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う）

第4 遺体の火葬・埋葬（町民班）

1 遺体の火葬・埋葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬についてはその遺族が行うものであるが、この場合、町は、火葬、埋葬許可手続が速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 燃骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 町は、火葬場が被災した場合又は遺体が多数に上る場合は、近隣市町村との連携を図り、施設間の調整に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所管の火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正な対策に努める。

2 災害救助法を適用した場合の遺体の火葬・埋葬の基準

(1) 火葬・埋葬は原則として町内で実施する。

(2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）するものとする。

(3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して(2)に準じて実施するものとする。

(4) 費用・期間等

ア 以下の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実

施する者に支給するものとする。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

第20節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策（水道班）

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後、直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、災害応急・復旧対策の中枢となる庁舎、冷却水を必要とする発電所・変電所など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

2 応急復旧のための支援要請

町は、近隣市町村及び県への支援要請に当たって、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、隨時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設等応急対策（水道班）

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に障害がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

1 要員の確保

下水道管理者は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

2 応急対策用資機材の確保

下水道管理者は、施設の実状に即して、指定工事事業者等の協力を得て、応急対策用資機材の確保を図る。

3 復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等に配慮した復旧計画の策定に努める。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保

- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

4 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

第3 電力施設等応急対策（東北電力㈱）

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、東北電力㈱の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

第4 ガス施設〔LPGガス〕応急対策（福島県LPGガス協会）

1 出動体制

台風等風水害の発生が予測される場合又は震度4以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

2 (一社)福島県LPGガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

- (1) 台風等風水害等による災害が発生した場合等

台風等風水害等により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合は、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

- (2) 地震等による災害が発生した場合等

震度5以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

- (3) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPGガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3 災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して、注意事項及び協力依頼事項などについてPRし、その徹底をはかるのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点を置いて広報する。

- (1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及び地震時のガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビのほか、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

- (2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報するものとする。

ア ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

イ L P ガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4 被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により、災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。

また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

ア 販売区域の被害規模に関する情報の収集

イ 需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

ア 人身災害発生情報及び都市ガス、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況。

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

ウ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5 復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、次の事項について各設備ごとの被害状況を把握し、復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

ア 被害状況の概要

イ 復旧応援要員の要請

(ア) 救援を必要とする作業内容

(イ) 要員

(ウ) 資機材及び工具車両

(エ) 救援隊の出動日時・集結場所等

ウ 復旧作業の日程

エ 仮復旧の見通し

オ その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は、上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位による原则とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第5 電気通信施設等応急対策（東日本電信電話㈱）

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

1 電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、市（本部）及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

（2）情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

2 電話（通信）の応急措置

（1）設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

ア 電源の確保

イ 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備

ウ ビル建築物の防災設備の点検

エ 工事用車両、工具等の点検

オ 保有する資材、物資の点検

カ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

（2）応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア 通信の利用制限

イ 非常通話、緊急通話の優先・確保

ウ 無線設備の使用

エ 非常用公衆電話の設置

オ 臨時電報、電話受付所の開設

カ 回線の応急復旧

（3）応急復旧対策

ア 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

（ア）応急復旧工事

ア 電気通信設備を応急的に復旧する工事

б 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

（イ）原状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

（ウ）本復旧工事

а 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

б 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

イ 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順位	復旧する電気通信設備
1	<input type="radio"/> 気象機関に設置されるもの <input type="radio"/> 水防機関に設置されるもの <input type="radio"/> 消防本部・消防団等に設置されるもの <input type="radio"/> 災害救助機関に設置されるもの <input type="radio"/> 警察機関に設置されるもの <input type="radio"/> 防衛機関に設置されるもの <input type="radio"/> 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	<input type="radio"/> ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの <input type="radio"/> 選挙管理機関に設置されるもの <input type="radio"/> 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの <input type="radio"/> 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの <input type="radio"/> 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	<input type="radio"/> 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第6 鉄道施設の応急対策（会津鉄道株）

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて会津鉄道株（以下「会社」という）及び現地に、会社が定めている平成16年12月1日制定「災害及び運転事故発生時の処理手続き」により、応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 対策本部及び現地対策本部

「災害及び運転事故発生時の処理手続き」第34条に基づき運輸部長の要請により対策本部を設置する。

イ 対策本部の組織

対策本部の組織は、「災害及び運転事故発生時の処理手続き」第36条に基づき組織する。

(2) 通信設備等の整備

関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内関係機関相互における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、通信設備及び災害に関する警報装置を整備する。

ア NTT電話の緊急用連絡電話、指令専用電話、業務用携帯電話及びFAXを整備する。

イ 沿線電話、駅間直通電話を整備する。

ウ 風速計、雨量計、及びインターネット回線を整備する。

(3) 気象異常時の対応

会社が定めている平成14年3月29日制定13会鉄第735号の「運転取扱実施基準」及

び「災害及び運転事故発生時の処理手続き」により、迅速かつ的確に対処する。

ア 運転指令は、関係箇所及びメディア等からの気象異常（降雨、強風、降雪、地震等）の予報及び警報を知得したときは、速やかに関係箇所に伝達する。

イ 運転指令は、時間雨量、連続雨量、風速及び震度が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は、運転中止を乗務員及び関係箇所に指令する。

(4) 旅客及び公衆の避難

ア 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があったとき及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア 災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ 大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転の方法

列車の運転の方法は「運転取扱実施基準」によるが、概ね次により実施する。

ア 折り返し運転

イ 臨時列車の特発

ウ バス代行又は徒歩連絡

2 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、運転指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き沈静化に努める。

(3) 駅長及び対策本部は、乗客の避難、救護に対し、速やかに対応する。

第21節 文教対策

町教育委員会及び学校長等は、災害時において、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

第1 児童生徒等の保護対策（学校教育班）

1 学校の対応

- (1) 学校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- (4) 支援を必要とする児童生徒等については、あらかじめ支援体制等の組織を作るなど十分分配慮する。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引渡しについては、あらかじめ決められた引渡しの方法で確実に行う。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たる。

第2 応急教育対策（学校教育班）

1 応急教育の実施

町教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

2 被害状況の把握及び報告

学校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

3 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。

- (2) 町教育委員会は、調査の結果、心身の健康に不安がある者がいるときは、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関と連携を図り、必要な措置を講ずる。
- (3) 町教育委員会は、必要のあるときに、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- (4) 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握を行う。

4 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所等の早急な修繕を実施し、正常な教育活動の場の設定に努める。

(2) 学校施設の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

(3) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

(4) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の臨時施設を設けて、授業の早期再開を図る。

5 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は、原則として各所属校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小・中の別）に参集する。

ア 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 参集教員の県への報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告を受け、町教育委員会が南会津教育事務所へ報告する。

ウ 県教育委員会の指示

町教育委員会は県教育委員会の指示により適宜各校への教員割り振りを行う。

エ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	<ul style="list-style-type: none"> a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> a 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。 c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること（退職教員等）。 e 欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請すること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。 	
3 町域において相当大きな被害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。 	
4 町内全域に大きな被害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。 	

6 学用品確保のための調査

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、不足分の確保について県に要請する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、町の防災担当部局、県教育委員会及び町教育委員会は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、町担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

8 児童及び生徒のメンタルヘルス対策

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

第3 文化財の応急対策（文化財班）

文化財が被災した場合には、町（教育委員会）は、県（教育委員会）や文化庁に被害報告を行い、応急措置を受け、本修理を実施する。

- 1 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防護柵等を設けるなどして、現状保存を図れるよう所有者又は管理者へ指示する。
- 2 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるよう所有者又は管理者に指示する。
- 3 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう所有者・管理者を指導する。
- 4 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第22節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を行う。

第1 要配慮者に係る対策（福祉介護班）

1 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、次の点に留意し、民生委員・児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

2 県（保健福祉部各班、生活環境班）は、国（厚生労働省）との連携を図りながら、前記の町が行う措置について、他の都道府県及び市町村への応援要請等必要な支援を行う。

第2 社会福祉施設等に係る対策（社会福祉施設管理者・福祉介護班）

- 1 被災社会福祉施設等においては、「第9節 避難」の避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図る。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及び人員の不足数について把握し、近隣施設、町、県等に支援を要請する。

4 町は、以下の点に重点をおいて社会福祉施設等の支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策（福祉介護班）

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- 1 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- 2 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に對して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に確保する。
- 4 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- 5 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策（福祉介護班・保健保育班）

1 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町本部に通報する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

2 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、南会津保健福祉事務所及び民生委員・児童委員等の協力を得て、メンタルヘルスケアの実施に努める。

3 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通

報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第5 外国人に係る対策（福祉介護班・町民班）

1 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人の安否確認に努める。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、県及び語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

4 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第23節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第1 ボランティア団体等の受入れ（福祉介護班）

1 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し込み等があった場合には、迅速かつ的確に受入れる。

また、ボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体、中間支援組織（ボランティア団体・N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを町に設置し、対応に当たる。

2 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にするとともに、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるものとする。

特に、発災直後においては、近隣市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

3 活動拠点等の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。被災地域外からのボランティア活動拠点については、「道の駅」等の活用を検討する。

第2 ボランティア団体等の活動（福祉介護班）

ボランティア団体等の活動内容は、主として次のようなものが想定される。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊き出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

- 7 災害応急対策事務の補助
- 8 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 9 無線による情報収集及び伝達
- 10 被災ペットの救護活動

なお、組織化されていないボランティアについての受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が、社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、町及び県（生活福祉班）において効率的な活用を図るものとする。

また、町及び県（環境保全班）は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第3 ボランティア活動保険の加入促進（福祉介護班）

町及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入について広報等を通じて呼びかける。

第24節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととするとできるとされている（災害救助法第13条第1項）。
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている（災害救助法第7条～第10条）。

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。

(3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

- (1) 本町において、住家が滅失した世帯数が次表A欄の世帯数以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号）。
- (2) 福島県の区域内において、被害世帯数が1,500世帯以上に達し、本町の被害世帯数が次表B欄に示す世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第2号）。
- (3) 福島県の区域内において、被害世帯数が7,000世帯以上に達し、本町の被害世帯数が多数である場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）。
- なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては町の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）。
- (5) 多数の者が、生命身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）。

なお、住家滅失世帯数の算定は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失の場合は、1世帯をもって滅失1世帯とする。

○住家が、半壊、半焼等著しく損傷した場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。

○住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不可能となった場合は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

市町村の人口	A	B
5,000人未満	30(世帯)	15(世帯)
※5,000人以上～ 15,000人未満	40	20
15,000人～ 30,000人	50	25
30,000人～ 50,000人	60	30
50,000人～ 100,000人	80	40
100,000人～ 300,000人	100	50
300,000人	150	75

（※本町にあっては人口5,800人（平成27年10月1日国勢調査人口）であることから、住宅滅失世帯数はA欄40世帯、B欄20世帯である）

第3 災害救助法の適用手続（災害対策本部）

1 町

(1) 災害救助法による救助は、町の区域単位で実施されるものであり、町における被害が第2の1に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、町長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 県

- (1) 知事は、災害発生直後に、災害発生場所や被害状況、災害救助法適用の見込み及び救助の措置について、把握できる範囲において速やかに内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は必ず電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (2) 知事は、町長からの被害情報の情報提供に基づき、災害救助法による救助が必要であると認めたときは、速やかに町長及び県関係部局に同法に基づく救助の実施について指示するとともに、災害救助法の指定を完了した後に、被害状況や指定市町村名と適用月日時、すでにとった救助措置及び今後の救助措置見込みについて、内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は電話、FAX又は文書、電子メールにより行うものとする。
- (3) 知事は、応急救助が完了したときは、災害発生日時及び場所、確定した被害状況、災害救助法適用市町村名及び適用月日時、応急救助の実施状況及び救助費概算額等を内閣総理大臣に情報提供するものとする。この場合の情報提供は、文書により行うものとする。

3 救助の実施状況の記録及び情報提供

- (1) 救助の実施機関は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告するものとする。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。
- (2) 県においては、町からの報告を取りまとめの上、内閣府に情報提供するものとする。

4 特別基準の申請

- (1) 災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、内閣総理大臣の承認を得て、「特別基準」を設定するものとする。なお、現場の状況をふまえて硬直的な運用に陥らずに柔軟に「特別基準」の適用を行うこと。
- (2) 町長から救助の程度、方法及び期間について、「特別基準」の申請があった場合、及び県が実施する救助に関して、「特別基準」を設定する必要が生じた場合は、速やかに内閣総理大臣に協議を行い、同意を得た上で定めることができる。この場合の協議は、電話、FAX、電子メール等により行うものとする。
- (3) 内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により町に連絡するものとする。

第4 災害救助法による救助の種類等

1 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等に

については、資料編のとおりである。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

2 救助費の繰替支弁

災害救助法第29条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

第5 災害対策基本法に基づく従事命令等（県）

1 従事命令等の発動

知事は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」で定めるところにより損害を補償しなければならない。
- (2) 知事は、災害対策基本法第71条の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第25節 水害・土砂災害応急対策

第1 水害応急対策（水防計画）

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団（消防団）及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

1 水防の責任

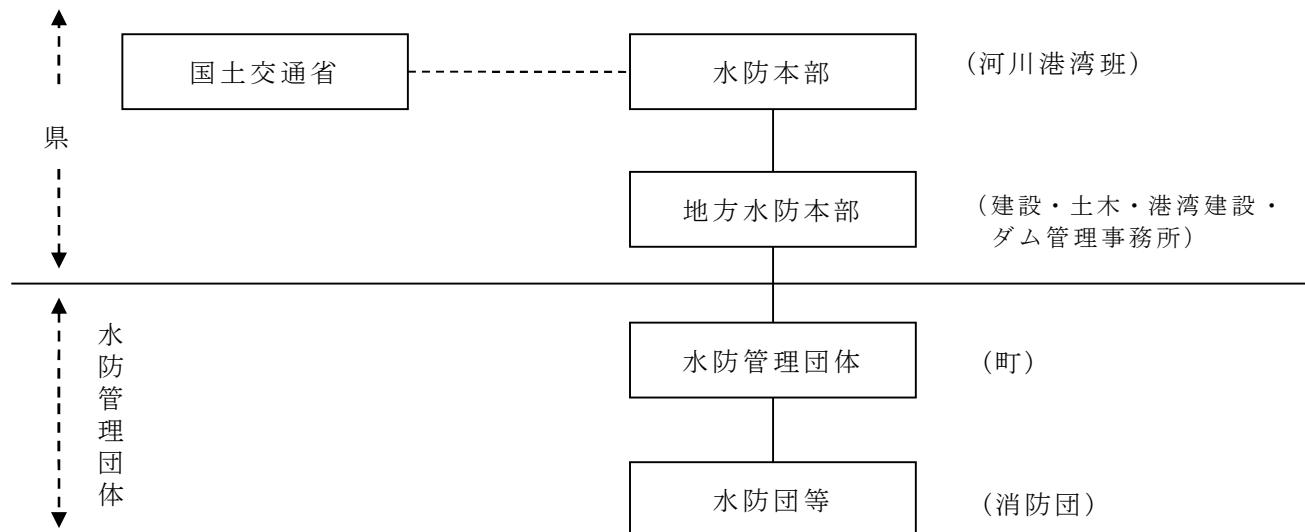
水防管理団体（町）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 水防組織

（1）水防組織の概要

ア 県と水防管理団体（町）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

〈水防組織〉



イ 各水防組織の役割

（ア）県水防本部

県内の水防事務を総括する。

（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）

（イ）地方水防本部

地方の水防事務を総括する。

(水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務)

(ウ) 水防管理団体

町の水防事務を総括する。

(地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団、消防団等（以下、「水防団等」という）への出動命令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立退きの指示（同法第29条）等の業務を実施）

ウ 水防組織間の連絡

- (ア) 県水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ各水防管理団体に連絡される。
- (イ) 県水防管理団体からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りでない。
- (ウ) 各水防管理団体は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

(2) 町の水防組織

ア 町の水防本部（以下「水防本部」という）

(ア) 水防本部設置基準

水防本部は、次の(a)から(c)に示す事態が生じたときに設置する。

- (a) 以下に示す気象業務法の定めに基づく警報、及び注意報が発表されたとき。ただし、水防本部長が必要であると認めた場合に限り設置する。

警 報：大雨、洪水の各警報

注意報：大雨、洪水の各注意報

- (b) 町内において震度6（弱）以上の地震を観測したとき、若しくは震度4以上の地震により、河川等が被災し、水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。

- (c) その他、本部長が必要と認めるとき。

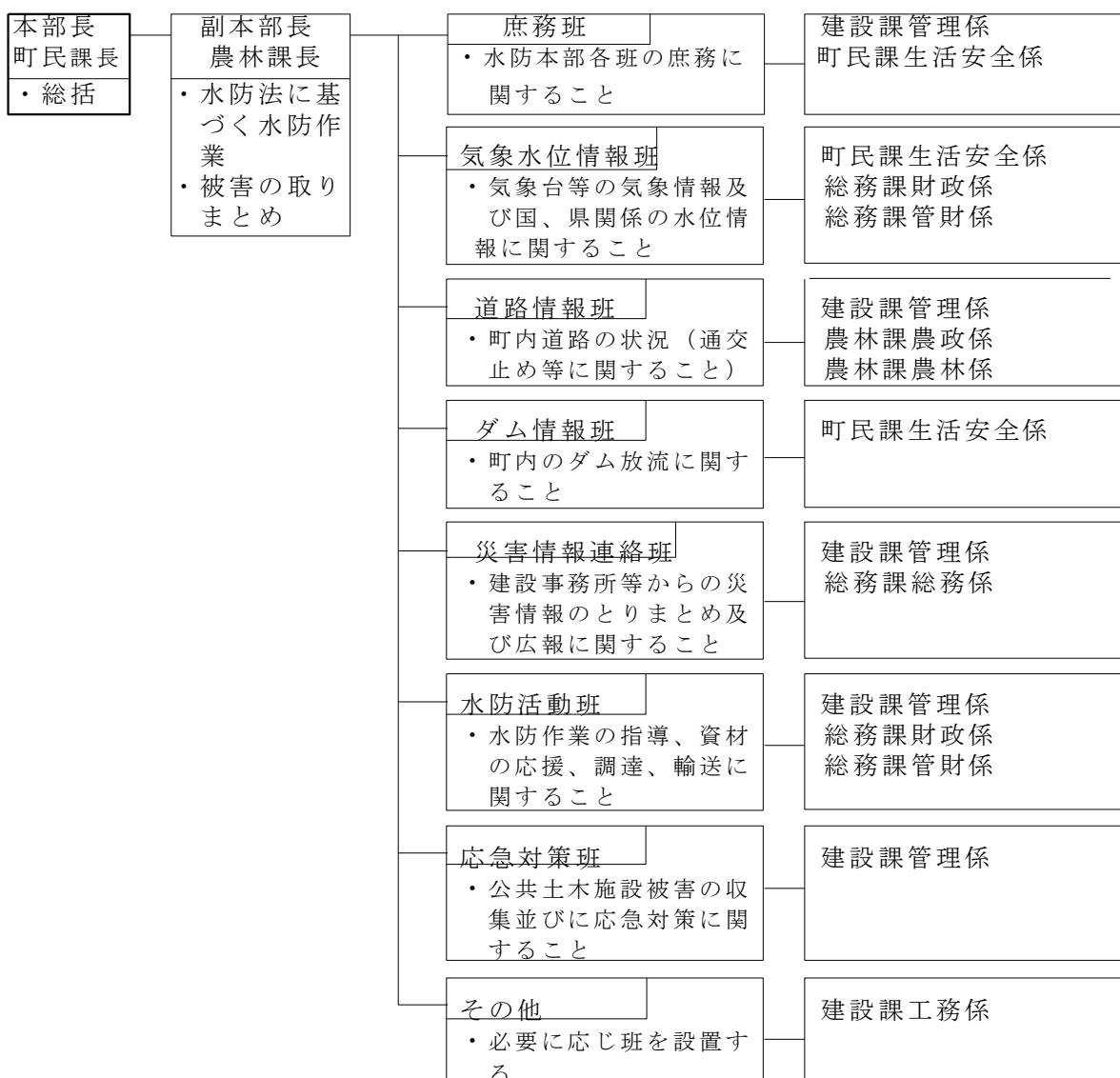
(イ) 水防本部の組織

水防本部の組織は水防本部組織表のとおりとする。

(ウ) 水防本部事務局

水防本部の事務局は、本部班に置く。

水防本部組織表



なお、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設置されたときは、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。

(エ) 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、次に定める水防非常要領による非常配備を行う。

水防非常配備要領

種 別	配 備 体 制	配 備 に つ く 時 期
水防第1配備体制 (水防1)	少人数の人員で、主に情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集その他の活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき
水防第2配備体制 (水防2)	所属人員の約半分を動員し、水防活動が発生したときも対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防第3配備体制 (水防3)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生のおそれがあり、第2配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

○水防本部員の注意事項

- (a) 水防本部員は、常に気象情報の変化に注意し、非常配備が発令されれば直ちに出動できるよう備えるものとする。
- (b) 第1配備体制発令後はできる限り外出を避け、自宅にて待機するとともに、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (c) 本部員の勤務時間は、交代者と引継を完了するまでとする。

(オ) 水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

3 水防活動（建設課・消防団）

(1) 河川等の巡視、状況報告

水防管理団体（町）及び水防団等は、相互の緊密な協力のもとに、河川等の巡視を実施し（特に重要水防区域等）、水防活動の必要性等の把握に努めるものとし、異常等について速やかに地方水防本部へ報告する。

地方水防本部は管内状況を把握し、隨時県水防本部に報告する。

(2) 雨量、水位等の状況通報

ア 雨量及び水位については、地方水防本部から水防管理団体（町）に通報がされる。通報の内容に応じ注意を喚起するとともに、水防団の出動について万全を期すものとする。

イ 通報式

雨量 ○○観測所の降雨量は○○mmです。

降り始めの日時は○○日○○時、天候は○○です。

水位 ○○時現在○○量水標の水位は○○mです。

ウ 観測所

福島県水防計画書資料編を参照のこと。

(3) 水防警報

ア 関係機関から水防警報の通知を受けたときは、直ちに関係機関に通知するとともに水防態勢をとるものとする。

イ 水防対策本部が水防情報に関して町内一円に気象状況の周知徹底を図る必要があるとき又は水防警報等の通知をしなければならないときは、関係各機関はこれに協力す

るものとする。

(4) 水防団等の活動

ア 水防団等の出動

水防管理団体（町）は、次の事態が生じた場合には、水防法第17条の規定により、次のとおり出動指令を発し、速やかに所轄の水防団を非常配置につかせるものとする。

また、水防団等の活動状況について、下記の様式により地方本部に連絡するものとする。

- (ア) 所轄河川等が警戒水位に達する等、治水上の危険が生じたとき。
- (イ) 地方水防本部からの指示があったとき。
- (ウ) その他、水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。

水防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第1段階 待機	*水防団の足止めを行うもの。 水防団等の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。一般団員は直ちに次の段階に入りうるよう準備する。	洪水が予想される場合に発せられる。
第2段階 準備	*水防活動の準備を通知するもの。 水防団の団長等は所定の詰所に集合し、水防資機材の整備・点検、作業員の配備計画に当たる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所、及び堤防等の巡視等に一部の団員を出動させる。	
第3段階 出動	*水防団の活動を通知するもの。 水防団等の団員全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。	
第4段階 解除	*水防活動の終了を通知するもの 人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告の上、解散する。	

様式

水防活動状況報告書 平成 年 月 日

区分	事務所名	河川等名	箇所				概要		状況	備考
			郡	町	大字	字	延長	原因		

※ 水防活動実施位置がわかる図面を添付の上、FAXで送信すること。

イ 水防作業上の留意事項

水防団は、以下の注意事項に留意し水防活動を行うものとする。

- (ア) 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部署を遵守すること。
- (イ) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- (ウ) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「漏水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人身を動搖させてはならない。
- (エ) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、帶水時間にもよるが、概ね水位が最

大のとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで厳重に警戒すること。

- (オ) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

(5) 優先通行及び緊急通行等

ア 優先通行

水防用の緊急用車両が水防法第18条による優先通行を行うときには、県に準じた標識（福島県水防計画書資料編）を掲げるものとする。

イ 緊急通行等

水防団等は、水防上緊急の必要がある場合には、水防法第19条の定めに基づき一般交通の用に供しない道路等を通行することができる。

また、水防用緊急車両の通行止の必要性が生じたときには、災害対策基本法第76条の定めにより、支障となる車両の移動等による交通の確保を行うことができる。

(6) 被害軽減等の措置

破堤・越水等の甚大な被害が発生、又はそのおそれが大な場合は、水防管理団体（町）は、水防団と協力し応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるよう努めるものとする。

(7) 応援要請

ア 水防管理者は、水防法第22条の規定に基づき、南会津警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

イ 他の水防管理団体への応援要請

水防管理者は、水防法第23条の規定に基づき、民間団体に対し応援を求めることができる。

なお、水防管理者は、水防活動時における民間団体の応援が円滑に行われるよう、あらかじめ応援態勢について民間団体と協定等を定めておくものとする。（福島県水防計画書資料編）

(8) 公用負担と費用負担

ア 公用負担

水防のため必要があるときは、水防管理団体及び水防団等は、法第21条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

○必要な土地の一時使用

○土石、竹林、その他の資材の使用

○車両、その他の運搬具又は器具の使用

○工作物その他の障害物の処分

(ア) 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命じる権限を行使するものは、下記の証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

(表)

第 号	公用負担権限証明書 下郷町消防団 団長 ○○○ 上記の者○○○区域における水防法第28条 第1項の権限行使を委任することを証明する。 平成 年 月 日 下郷町長 ○○○○○ 印
--------	--

(裏)

水防法
第28条 水防のため緊急の必要があるときは 水防管理者、水防団長又は、消防機関の長 は、水防の現場において必要な土地を一時 借用し、土石竹木、その他の資材を使用し、 若しくは収用し、車馬その他の運搬具若し くは器具を使用し、車馬その他の障害物を処 分することができる。
2 水防管理団体は、前項の規定により損失 を受けた者に対し、時価により損失を補償 しなければならない。

(イ) 公用負担命令表

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として下記に示す命令票を目的物の所有者又は、これらに準ずる者に手渡した後にこれを行うものとする。

第 号	公 用 負 担 命 令 票
1 目 的 物 種類 ○ ○ ○	数 量 ○ ○ ○
2 負担の内容 使用、収容、処分	平成 年 月 日
○ ○ 様	
下郷町長 ○ ○ ○ ○ ○ 印	事務担当者 ○ ○ ○ ○ ○ 印

イ 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、水防法第41条の定めにより、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額、及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定めるものとする。

(9) 決壊・避難のための立退き通報

ア 水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準すべき事態が発生した場合、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を地方水防本部、及び氾濫が見込まれる他の水防管理団体に連絡するものとする。

イ 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体及び水防団等は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害の拡大しないよう努めるものとする。

ウ 避難のための立退き

知事及びその命令を受けた県の職員又は水防管理団体は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し水防法第29条の

規定による立退き又はその準備を指示するものとする。なお、水防管理団体が指示する場合はその旨を南会津警察署長に通知するものとする。

なお、水防管理団体は、予定立退き先、経路をあらかじめ定めておくものとする。

(10) 水防活動の報告

- ア 水防管理団体は、洪水等により水防活動を実施したときは、水防活動終了後、速やかに前記「水防活動状況報告書」の様式により地方本部へ報告するものとする。
- イ 水防管理団体は、水防資材受払簿、資材購入の際の証拠書類及び水防活動を行った現地の写真等を整備しておくものとする。
- ウ 本報告書は、水防資材に関する国庫補助申請、並びに「激甚災害に関する特別の財政援助に関する法律」の運用の有無等種々の折衝上必要となるので、報告漏れのないようにすること。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

5 kmメッシュごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「C L」という）を設定し、当該区域に係る 60 分間積算雨量及び土壤雨量指数の予測が C L を超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難勧告又は避難指示（緊急）の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、町に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努める。

(2) 町の情報伝達について

町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難勧告等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、町の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。伝達経路は第3章 第3節「防災気象情報の伝達系統図」による。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

ア 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、町長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的とする。

イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により

福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内の全ての市町村を発表対象とする。

エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- (ア) 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- (イ) 市町村長が避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- (ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- (エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- (オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。
- (カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

(ア) 発表基準

大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取扱うものとする。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合（通常基準に乘じる割合）	8割	7割

(イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壤の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

カ 利用に当たっての留意点

- (ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。
- (イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等に

による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(ウ) 町長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難勧告等の対象区域などを踏まえ総合的な判断をして避難勧告等の発令を行うものとする。

キ 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により町長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

(ア) 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を防災情報提供システム等により、県（危機管理総室）等関係機関、NHK福島放送局等報道機関へ伝達する。

(イ) 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、建設事務所を経由して電話・FAXによる伝達確認を行う。

(ウ) 町は、町地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

(エ) その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

2 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

ア 町は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という）を確認したときは、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

町は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 土砂災害等の調査

ア 国、県（河川港湾総室）、町は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。被害拡大の可能性が低い場合は、被

災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。

イ 町は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県（河川港湾総室）、町は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難勧告・指示等の実施

町は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 町の土砂災害緊急情報の伝達について

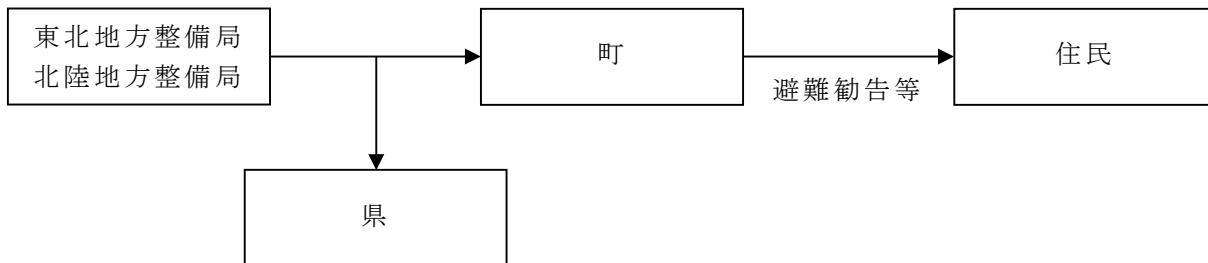
町は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(3) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県、町に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、町に通知する。

イ 県（河川港湾総室）は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を町に通知する。河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策（全班）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第1 災害復旧事業計画の作成

県及び町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧の事業期間の短縮

被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

県又は町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、この節において「激甚法」という）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、「激甚災害」という）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。激甚災害の指定については、第3に示す通りである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - (ア) 公共土木施設災害復旧事業
 - (イ) 公共土木施設災害関連事業
 - (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
 - (エ) 公営住宅災害復旧事業
 - (オ) 生活保護施設災害復旧事業
 - (カ) 児童福祉施設災害復旧事業

- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
 - (ク) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - (ケ) 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
 - (モ) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - (シ) 感染症予防事業
 - (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内の排除事業
 - b 公共的施設区域外の排除事業
 - (セ) たん水排除事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
 - (ケ) 治山施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- (ア) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び寡婦福祉資金貸付の特例
 - (オ) 水防資器材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第3 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査

(1) 県の措置等

県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると認める事業について、激甚法に定める事項に関して速やかに調査し、早期に激甚

災害の指定を受けられるよう必要な措置を講ずる。

(2) 町の責務

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 激甚災害指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。激甚災害が発生した場合、町及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

第4 災害復旧事業の実施

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定（全班）

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分（出納班）

1 義援金の受入れ配分

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集団体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分することとなっている。

町に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

2 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活確保（工務管理班・総合政策班・運送調達班）

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

- (ア) 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。
- (イ) 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。
- (ウ) 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

(ア) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- a 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
- b 居住する住宅がない者であること。
- c 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。
- d 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

e これらに準ずる者であること。

(イ) 一時使用対象者の選定

- a 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する町長が行うものとする。
- b 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

(ウ) 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として町が次の事項に留意し定めるものとする。

- a 一時使用の期間
- b 家賃及び敷金の負担者
- c 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- d 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに下郷町町営住宅管理条例を準用する。

(エ) 一時使用させる住宅の戸数

- a 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- b 町は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又は県（建築総室）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。
- c b の依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（建築総室）は被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(オ) 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

エ 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

4 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に関する災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込みの料金の免除の取扱いを実施する。

第3 被災者生活再建支援法に基づく支援（本部班）

1 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

2 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る）における自然災害（施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

3 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という）（法第2条第2号イ）
- イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく

高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という）（法第2条第2号ロ）

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という）（法第2条第2号ハ）

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という）
(法第2条第2号ニ)

4 支援法の適用手続き

(1) 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

5 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊世帯	解体世帯 (半壊・敷地被害)	長期避難世帯	大規模半壊世帯
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

再建方法	建設・購入する世帯	補修する世帯	賃貸する世帯 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

6 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

イ 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半

壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様)

ウ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

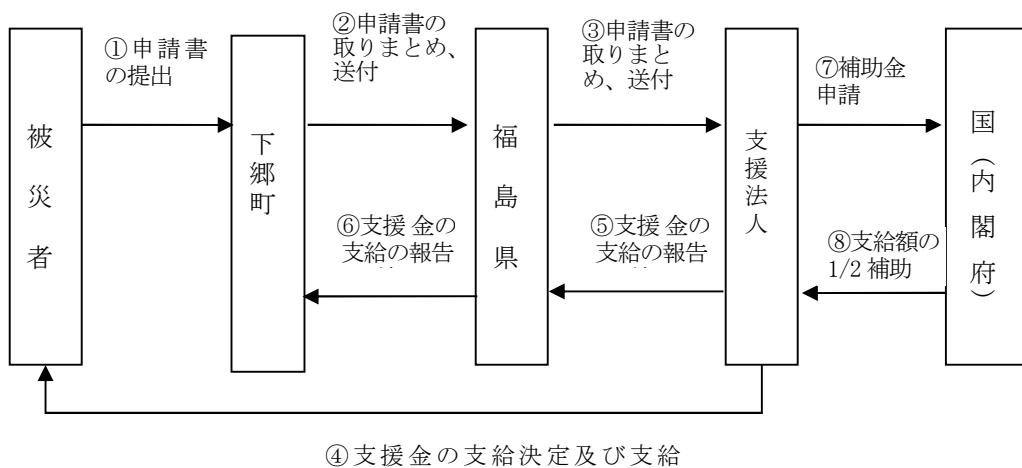
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

7 支援金支給事務の基本的な流れ



第4 災害弔慰金の支給（財政管財班）

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

1 対象災害

- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

2 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合は500万円、その他の者の場合は250万円を限度として支給する。

第5 被災者への融資（農政班・総合政策班・福祉介護班）

被災者支援のための各種融資制度の活用を図るため、町は各種制度の周知と運用を推進する。

1 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合等に対し、機を逸せずに必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

イ 貯金の払い戻し及び中途解約に関する措置

(ア) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払い戻しの利便を図る。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

3 住宅関係

県は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、罹災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を融資する。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第6 罹災証明書等の交付（町民班・消防本部）

1 町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

2 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

3 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方

公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じる。

- 4 罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。
- 5 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

第7 被災者台帳の作成（町民班）

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

1 被災者台帳に記載する内容

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

（1）台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- オ 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第8 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については、火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県（建築総室）、町等は、その制度の普及促進に努める。

第5章 火山対策計画

福島県地域防災計画の火山対策計画の中では、下郷町は那須岳の火山地域市町村及び火山災害警戒地域に該当し、町南部に位置する那須岳の噴煙が常時目視できる。2014年9月27日11時52分頃、長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山（標高3,067m）が噴火し多数の登山者が死傷した。

火山対策計画は、御嶽山噴火の教訓等を活かし、県の火山対策計画に沿って対策を掲載するとともに、那須岳に関わる噴火予測資料等を参考し、県の火山対策計画と連携した町の火山対策計画の樹立に資するものである。

第1 火山の概況及び基本方針

本県には、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢の五活火山があるほか、那須岳にも隣接しており、「火と山と湖のくに」の名のとおり、その自然環境は県民生活に限りない豊かさと安らぎをもたらしている。一方、吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしているところである。

全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度以内に噴火が発生する可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている。気象庁は、これら50火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター（以下「仙台管区気象台」という。）及び気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター（以下「気象庁地震火山部」という。）で火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

文部科学省の地震火山部会は、平成26年11月20日、重点的に観測研究に取り組む火山の対象に9火山を加える案をまとめた。福島県内では、吾妻山が加えられ隣接する那須岳も加えられた。

県は、火山災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、噴火警報等の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、もって県、市町村その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

1 火山地域市町村

火山対策計画における下郷町の位置づけは、表のとおりである。

那須岳	西郷村、下郷町
-----	---------

2 火山災害警戒地域

活火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

那須岳に係る警戒地域は以下のとおりである。

常時観測火山	火山災害警戒地域	
	県	市町村
那須岳	栃木県 福島県	那須塩原市・那須町 下郷町・西郷村

第2 防災のための体制整備及び事業等の推進

1 防災体制の整備

(1) 町

ア 災害対策本部及び現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部を設置して、災害対策に万全を期すものとする。

イ 火山情報の伝達

関係機関及び住民に対し、県から通報される気象庁が発表した火山現象に関する情報の周知徹底を図るものとする。

ウ 避難勧告等の伝達及び監視

火山現象により市町村長が発する避難の勧告又は指示を、住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

なお、伝達に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) その他の防災関係機関

県及び市町村以外の防災関係機関は、火山災害の特殊性を考慮して、県及び市町村と緊密な連携を図りながら人命の安全確保を最優先に必要な措置を講ずるものとする。

2 防災事業等の推進

町は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事業等を推進するものとする。

県が行う事業等は次のとおり。

ア 避難計画等の策定

イ 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備

ウ 防災営農施設の整備

エ 降灰除去作業

オ 治山治水事業

カ 砂防事業

キ 河川の水質汚濁防止措置

ク 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

ケ 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

なお、避難施設緊急整備地域等の指定を受けた場合は、活火山法第14条及び第19条の規定に基づく整備計画の策定などを行うものとする。

第3 噴火警報等

1 噴火警報等の種類

活火山である那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

仙台管区気象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火碎流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）を付して発表する。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

仙台管区気象台及び気象庁地震火山部が、噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標であり、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

下郷町が隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベル運用火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

下郷町が隣接する活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	那須岳

噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

那須岳の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル・キーワード	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5・避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生し火碎流、融雪型泥流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 また、噴石が概ね4km程度の範囲に飛散する噴火が切迫、あるいは発生 <p>【過去事例】 1410年：ブルカノ式噴火発生、その後火碎流が約8km流下、泥流の発生</p>
			4・避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小～中規模噴火が頻発し、火碎流、融雪型泥流（冬季の場合）が居住地域まで到達するような噴火、又は噴石が4km程度の範囲まで飛散するような噴火の発生が予想される <p>【過去事例】 1408～1410年：水蒸気噴火が頻発</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3・入山規	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 山頂付近から中規模噴火が発生し、半径2.5km程度まで大きな噴石が飛散 <p>【過去事例】 1881年：水蒸気噴火が発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 中規模噴火の発生が予想される <p>【過去事例】なし</p>
		火口周辺	2・火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 山頂付近から小規模噴火が発生し、半径1.5km程度まで大きな噴石が飛散 <p>【過去事例】なし</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生が予想されるごく小規模の噴火 <p>【過去事例】1953年の噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	1・活火山であること留意	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きなものとする。

(4) 降灰予報

住民に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定時的に「降灰予報（定時）」を、噴火発生直後速やかに「降灰予報（速報）」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報（詳細）」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。

(5) 火山ガス予報

火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表される。

注) 該当する火山は、現在はなし。

発表基準： 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合

発表時期： 原則として定時

(6) 火山に関する情報

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部及び仙台管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを見端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

オ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

カ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

2 伝達気象官署

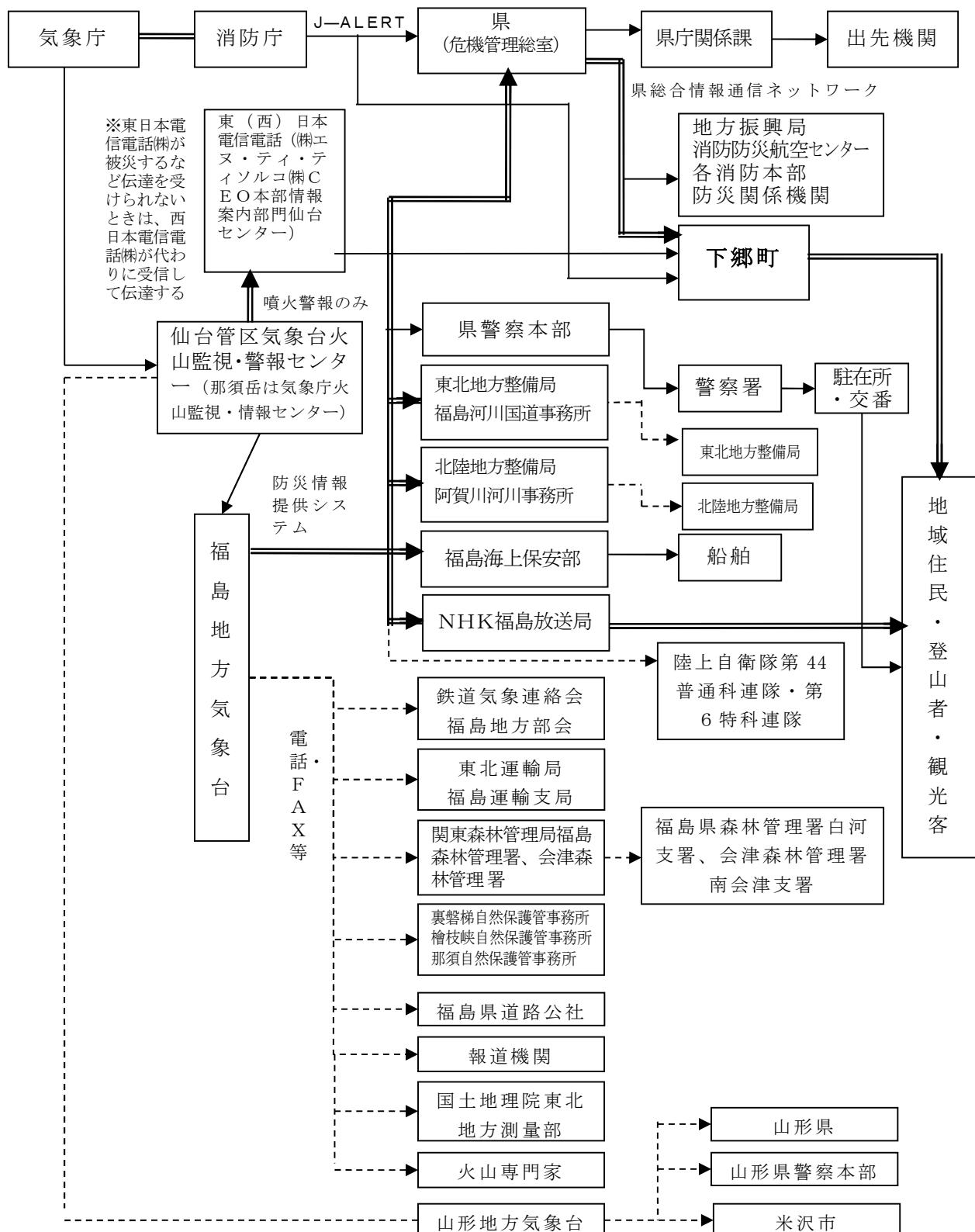
噴火警報等は、吾妻山、安達太良山、磐梯山、燧ヶ岳及び沼沢については仙台管区気象台が、また、那須岳については状況により気象庁地震火山部と仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

3 伝達系等

噴火警報等は、次の関係機関に伝達し、系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するため通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については迅速かつ的確に取扱うものとする。

噴火警報等伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

(1) 県の措置

県は、噴火警報等を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行うものとする。

また、噴火警報によって規制される範囲へ至る道路及び登山道等に対しては、噴火警報の内容に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置をとるものとする。

(2) 町の措置

町は、県から噴火警報等を受理したときは、町地域防災計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民等に対して伝達するとともに、火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県警察本部の措置

県警察本部は、噴火警報等を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講ずるものとする。

(4) 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報等を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民に対して当該情報の周知に努めるものとする。

(5) その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、県又は町等から噴火警報等を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第4 災害予防対策

1 火山防災協議会等の設置

火山災害は、噴石、泥流等様々な現象をもたらす災害であることから、防災関係機関と専門家が、平常時から連携し、事前の十分な研究や効果的な予防・応急対策の検討を行っておくことが重要である。

このため、警戒地域の指定を受けた県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、防災関係機関、火山専門家等を構成員とし、火山防災協議会を共同で設置する。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した、「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (3) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (4) 「火山防災マップ」に関する事項
- (5) 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (6) 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項

- (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
- (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
- (9) その他必要と認められる事項

2 避難計画等の策定

火山防災協議会等における共同検討などを通して、次の事項及び避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難手段などを「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」に定め、町の地域防災計画に位置づけるものとする。なお、避難計画は、今後の国の取組みや防災訓練による検証を踏まえ、隨時、修正するものとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者施設での噴火等の火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

3 危険防止設備の整備

町は、火山地域において、危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板を設置し、又は当該地域に立入りを規制する設備等の整備を図るものとする。

4 火山現象の知識の啓発

(1) 住民等に関する啓発

県及び町は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うとともに、（公財）福島県観光物産交流協会、県道路公社、町観光協会及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に啓発について協力を要請するものとする。特に町は、異常気象を発見した場合の通報義務についての啓発を図るものとする。

また、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立看板を設置するなど、住民、登山者及び観光客等へ周知を図るものとする。

(2) 防災関係機関の協力

県及び町以外の防災関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配布、車内放送等その所掌業務につき、住民、登山者及び観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、県又は町から啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

5 訓練の実施

(1) 防災訓練

町は、防災関係機関及び住民等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため防災訓練を実施するものとする。訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件

を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 通信訓練

町は、火山災害の特殊性を考慮して、防災関係機関等に参加を求める、各種情報の収集及び通信等に係る通信体制の確立を期するため、通信訓練を実施するものとする。

6 危険区域の明示

県及び町は連携し、過去の噴火の状況等に基づき、災害の発生が予想される区域を把握するとともに、火山災害に関する火山災害予想区域図（ハザードマップ）等を作成し、住民等への情報提供を効果的に行うものとする。

第5 災害応急対策

1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。従って、県、町、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって情報の収集及び伝達に努めるものとする。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救護者の確認
- ウ 住民等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

2 監視

町長は、火山の現象により、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。但し平常時においては、（公財）福島県観光物産交流協会、県道路公社及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請することができるものとする。

3 入山規制

噴石の飛散や降灰により、登山者に危険が及ぶおそれがある場合に、関係機関と連携して危険範囲方面の山への立入りを規制する。登山道入口には入山規制の看板及び柵等を設置する。

噴火警戒レベル		規制ポイント
レベル3 (入山規制)	那須岳山頂から 2.5km 程度内の立入規制	・音金地区稻荷神社付近 ・観音沼駐車場付近の林道

4 避難

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

町長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

町長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。

火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認めるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、住民等に避難を勧告又は指示するものとする。その際は、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

避難勧告又は指示の伝達に当たっては、緊急である旨及び避難場所を付言し、諸対策に優先して行うものとする。

(3) 二次避難等

町長は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障害者等の災害弱者に十分配慮するものとする。

この場合、町長は、危機管理総室、福島地方気象台、県警察本部その他の関係機関と十分に協議するものとする。

(4) 収容

町長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

(5) その他

避難について、「那須岳の噴火活動が活発化した場合の避難計画」で定めるものによる。

5 救出

火山災害の現場において要救出者があるときは、町その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出に当たるものとする。

(1) 救助隊の編成

町長は、消防団等による救助隊を編成するほか、県警察又は災害派遣による自衛隊（派

遣要請先は、県知事（危機管理総室）その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。

特に山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議するものとする。

(2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

6 救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第3章 第13節 医療（助産）」によるものとするが、町は、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編成等について下郷町地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

7 交通

(1) 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第3章 第12節 緊急輸送対策」、「第3章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」及び「第3章 第17節 被災地の応急対策」によるものとする。

第6 災害復旧

火山による災害の復旧については、県及び町はそれぞれの地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、またその他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行うものとする。

第7 緊急減災対策

火山噴火時に発生が想定される火山災害の被害をできる限り軽減（減災）するために緊急的に実施する火山防災対策のうち、砂防に関することについては、国及び県は火山噴火緊急減災対策砂防計画に定めるところにより行うものとする。

また、町は、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整えるものとする。

さらに、火山の専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

第6章 雪害対策計画

第1節 雪害対策の概要

第1 雪害対策について

1 本章の目的

平成26年2月の豪雪による被害を踏まえ、雪害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、雪害予防計画、雪害応急対策及び雪害復旧・復興に関する事項を定め、もって町、県、その他防災関係機関の防災体制の確立を期するものとする。

2 本町の特徴

本町では、12月になり、シベリア高気圧が優勢になって冬型の気圧配置が続くようになると、季節風が雪をもたらす。

会津では、年間降水量のほぼ半分が雪によるもので、日本屈指の豪雪地帯となっている。特に奥会津では一晩で1m以上の降雪となることもあり、最深積雪が5～6mにも達する。なお、冬の会津では、日本海に低気圧がある場合に晴れるという特徴がある。

第2 過去の雪害被害

(1) 平成13年大雪（平成12年12月13日～平成13年2月28日）

福島県内では死者3名、負傷者38名、住家一部破損10棟、床上浸水1棟、床下浸水32棟の被害が発生した。

(2) 平成18年豪雪（平成17年12月1日～平成18年3月31日）

12月から1月上旬にかけて非常に強い寒気が日本付近に南下し、強い冬型の気圧配置が断続的に現れたため、日本海側では記録的な大雪となった。福島県内では死者3名、重傷者27名、軽傷者38名、住家半壊1棟、住家一部破損68棟、床下浸水19棟の被害が発生した。

(3) 平成22年11月からの大雪等（平成22年11月1日～平成23年3月7日）

福島県内では死者4名、重傷者6名、軽傷者20名、住家半壊1棟、住家一部破損16棟、床下浸水12棟の被害が発生した。

(4) 平成26年豪雪（平成26年2月14日～2月16日）

2月13日に発生した低気圧の影響で、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に広い範囲で雪が降り、特に14日夜から15日にかけて、関東甲信及び東北地方で記録的な大雪となったところがあった。福島県内では重傷者2名、軽傷者9名、住家全壊1棟、住家一部破損3棟、床下浸水5棟、非住家公共建物7棟、非住家その他34棟の被害が発生した。

第2節 雪害予防対策

降積雪期においても町民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

なお、町、県及び防災関係機関が行う雪害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2章各節を参照する。

第1 雪害予防体制の整備（建設課・町民課）

町は、「下郷町豪雪対策本部設置要項」において、異常降雪、積雪時における警戒体制及び緊急体制を定めており、職員に対し、その周知徹底を図る。また、豪雪時においては関係機関との連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害対策を行うため、平常時よりその連絡体制（夜間・休日等における連絡窓口の確認等）を整備しておく。

第2 生活基盤の耐雪化（総務課・健康福祉課・教育委員会・建設課・町民課）

1 建築物の安全確保

（1）公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

（2）一般建築物

ア 住宅・建築物の安全性に対する周知

町は、所有者に対して建築物等の新築、改良工事等に対し、市街地の状況や敷地の状況等周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理について周知する。

イ 豪雪地帯の要配慮者世帯に対する除雪援助

高齢者世帯等の要配慮者世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

また、これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的

な取組みがなされるよう努める。

ウ 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について、住民に対する啓発に努める。

(ア) こまめな雪下ろし励行

(イ) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

(ウ) 雪下ろし中の転落による事故防止

(エ) 非常時における出入り口の確保

2 ライフライン施設の雪害対策

(1) 電力施設

ア 豪雪時の給電網の管理体制

(ア) 雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「非常災害対策実施基準」を定め、応急・復旧体制の確立を図る。

(イ) 平常時から「需給・系統運用基準」等に基づき、事故の未然防止を図る。

イ 雪害防止施設の整備

(ア) 降積雪時に事故を防止するため、電力機器カバーの取付、融雪装置の設置、雪崩防止柵の設置、その他関連の防雪対策を行う。

(イ) 特別高圧送電線の雪害事故を防止するため、電線の難着雪化を推進するとともに、事故回線の選択には、保護継電装置の高速度高度化を図る。なお、降雪期前に支持物及び電線等の巡視、点検改修を実施する。

(ウ) 高低压配電線の雪害事故を防止するため、難着雪電線を使用し、複合柱、コンクリート柱の使用、倒木ガードワイラー又は融雪用ヒートパイプの取付、冠雪防止装柱の推進など支持物の恒久化を図る。なお、降雪期前に積雪地域の配電路線について、巡視・点検改修を実施する。

(2) 通信施設

ア 雪害時の管理体制

雪害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、「災害等対策実施細則」を定め、応急・復旧体制の早期確立を図る。

イ 訓練及び演習

(ア) 県や町の防災訓練等の参加や独自訓練を通じ、災害対応機器を用いた回線復旧演習を行うことにより、災害時に対応できる技術向上を図る。

(イ) 年2回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

ウ 設備の改善

(ア) 雪崩やがけ崩れ等の危険箇所の架空ケーブルをスノーシェッドや地下へ敷設替えする。

(イ) 電話引込線の支持線を太くし、被覆の材質を寒さに強い材質に改良する。

(ウ) 主要な伝送路を2ルート構成とし、通信網の整備を図る。

(エ) 災害時における通信網の確保のため、移動電源車、衛星通信システム、移動無線機等を配置する。

(3) ガス施設

ア L P ガス

(ア) 安定供給の確保

- ・降積雪時におけるLPGガスの安定供給のため、LPGガス容器の大型化、複数化を進め、一般家庭におけるLPGガス設備の供給能力の向上に努める。

- ・冬期LPGガス容器配送計画を策定し、円滑な供給体制の確立を図る。

(イ) 設備の保護対策

- ・屋外配管は極力短くし、屋外配管部分は軒下など雪の影響を受けにくい場所又は雪面以上となる高い位置とする。

- ・ガス容器、調整器及びメーターは、雪の影響を受けにくい軒下に設置し、雪囲いや収納庫に納めるなど屋根からの落雪対策を行うこととする。なお、新たに容器を設置する場合は、危険を発見しやすい場所を選定するものとする。

(ウ) 消費者に対する周知啓発活動

- ・消費者に対し除排雪や雪降ろしの際の注意事項や異常時の使用禁止等、消費者がとるべき行動について啓発活動に努める。

- ・冬期間は、暖房等のため部屋が密閉されることが多く、一酸化炭素中毒事故の発生が懸念されるので、部屋の換気や排気筒の損傷の点検等について、周知啓発に努める。

3 道路交通対策

各道路管理者は、冬期間の道路交通を確保するため迅速かつ的確な除排雪体制の推進を図るとともに、雪崩等による交通災害を防止するため、雪崩防止柵やスノーシェッド等の雪害防止施設の整備を進める必要がある。

また、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される地域においては、凍結抑制剤の散布による凍結の防止や道路情報板等により気温、路面状況並びに道路管理者の行う通行規制状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

特に、集中的な大雪に対しては、各道路管理者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、各道路管理者は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

(1) 道路の整備

各道路管理者は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するためには除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設、待避所等の整備を進める。特に、山間地道路においては、雪崩防止柵、スノーシェッド等の雪崩対策施設の整備を進める。

(2) 除排雪用施設及び資機材の整備

各道路管理者は、各路線や地域の実情に応じ、除排雪用施設及び資機材の整備を図る。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう、平常時から各道路管理者を中心に国、県、町で協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するために、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図る。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりができやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備するとともに、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設、並びにオペレータの詰め所及び積雪計等の気象観測施設の整備を図る。また、チェーン着脱所の整備を進める。

(3) 除排雪計画

各道路管理者は、次の点に留意してそれぞれ道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに十分連携し策定する。

イ 除排雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画する。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図る。

エ 過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(4) 除雪計画書の見直し

県（道路総室）は、平成26年2月豪雪により、交通障害や除雪の遅れなど除雪に関する様々な問題が顕在化したことから、除雪機械の能力不足・応援体制の不備、道路管理者間の除雪における連携不足などといった問題点を解決するため、平成26年8月に策定した「除雪業務改善のためのアクション・プラン」、平成26年12月に見直した除雪計画書に基づき、以下の対策を講じるものとする。

ア 地域の重要路線を優先的に除雪し、早期交通確保を図る。

イ 早期除雪対応に向けた基準や仕組みを整える。

ウ 除雪効率化に向けた対策工事を実施する。

エ 市街地部や歩道の除排雪を実施する。

オ 住民の理解促進のため、迅速かつきめ細やかな広報に努める。

カ 除雪関係者の育成や事務改善で除雪体制を維持・確保する。

(5) タイムラインの策定

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ他の防災関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努めるものとする。

(6) 実動訓練の実施

道路管理者は、関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための実動訓練を

実施する。

4 公共交通機関対策

(1) 鉄道交通の確保（会津鉄道㈱）

会津鉄道㈱は、冬期間の鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の整備・保守点検及び除排雪要員の確保等について計画的な推進を図る。

ア 除排雪体制の整備及び強化

会津鉄道㈱は、積雪量等の状況に応じた除排雪車両の出動について、出動基準を定めるとともに、除排雪要員を確保し、緊急時に備えあらかじめ必要人員の確保を行う。

イ 沿線関係者との協力

(ア) 踏切事故防止

踏切除排雪については、あらかじめ責任者を定め、除排雪体制を強化する。

また、踏切事故防止のため、町等を通じ沿線住民に広報する。

(イ) 道路管理者等との協力体制

道路管理者と事前協議を行い、冬期間の踏切使用並びに、除排雪協力体制の確立に努める。

(ウ) 沿線住民への協力依頼

沿線の樹木の倒壊を防止するため、支障のおそれのあるものを事前に調査し、関係者の協力を得て伐採を推進し、事故防止に努める。

ウ 情報連絡体制の整備

会津鉄道㈱は、運行状況の把握と迅速、的確な利用者への情報提供を行うため情報連絡体制の整備を推進する。

エ 雪崩予防

雪崩止め柵、防雪柵等の防雪設備の整備を推進する。

オ 交通手段の確保

通院患者や要治療者等が医療機関への受診手段等を確保できるよう、他の機関と連携をとり、交通手段の確保に努める。

(2) バス交通対策（会津バス）

バス事業者は、道路管理者と事前協議し、除排雪協力体制を確立しておく。

また、全線の運行を把握し、利用者に対して的確に情報提供できるよう情報収集連絡体制の整備と報道機関との連携体制を図っておく。

第3 雪崩対策の推進（建設課・町民課）

1 雪崩危険箇所の指定

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、既存資料の収集・整理のほか、県の協力を得て、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を指定する。

2 雪崩危険箇所の周知及び危険防止

地形的に雪崩の発生しやすい危険箇所について、雪崩による災害を未然に防止するため、雪崩対策事業等を推進するとともに、県、関係機関と相互に連携を図り、雪崩危険区域等

を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡回を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

また、町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡回結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について、住民に適宜広報を行い、注意を喚起するとともに、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難勧告等を行う。住民が自主的に避難した場合は、直ちに避難所への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

さらに、雪崩防止施設等の適切な維持管理を図るため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努める

3 雪崩防止施設等の整備

雪崩防止施設等の機能を十分に発揮できるよう、関係機関の協力を得て、発生区、走路、堆雪区の各位における勾配、地形、地質、雪崩の種類等の条件を考慮し、対象物及び被防護物により適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を図る。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、関係機関と協議し、雪崩防止林、階段工・予防柵等の雪崩予防施設を整備する。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、関係機関と協議し、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等は、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設を整備する。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的に整備・点検を行う。

4 警戒避難体制の確立

町は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、町地域防災計画において、次の事項を定める。

(1) 雪崩災害危険箇所

(2) 避難の準備情報提供、勧告又は指示（以下「避難勧告等」という）の発令判断基準の設定

(3) 適切な避難方法、避難場所の選定及び周知

(4) 予警報及び避難勧告等の伝達方法

5 融雪期における土砂災害対策

融雪期には雪崩発生の危険性に加え、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩落危険箇所及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

各関係機関においては、雪崩対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図る。

第4 救済体制の整備（町民課・健康福祉課）

1 孤立集落の防止

(1) 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。

(2) 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

(3) 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と役場との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

(4) 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

なお、孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターの活用が有効であることから、県（危機管理総室）及び県警察本部はヘリコプターの冬期間の運航体制を確立しておくとともに、町は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

(5) 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

2 ボランティアの活動支援

(1) 体制

町は、ボランティアの受入れ体制として、「第3章第23節 ボランティアとの連携」に定める体制を整備する。

(2) 受入れ

ボランティアの受入れは、町及び町社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入れ窓口は、町及び町社会福祉協議会が協議して一本化に努める。また、県はこれを広報等により支援する。

3 避難行動要支援者の安全確保

(1) 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

(2) 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人ひとりの避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。
必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

4 支援体制

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、県、町及び防災関係機関の防災対策だけではなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合は、地域住民だけでは十分に対応できないことから、町は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努めるものとする。

第5 広報活動（町民課・総務課）

1 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、町民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていく。

2 町民に対する防災知識の普及

町は、町民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する。

また、県、町及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・普及の道路利用を控える等、主観的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であるとの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。

公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備等について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第6 豪雪地帯の教育条件の整備対策（町民課・建設課・教育委員会）

1 雪崩危険箇所の標識

通学路において雪崩発生のおそれのある箇所については、事前に防止策を講ずるとともに、児童生徒にはつきりわかるよう標識を立て、う回路を通るような指導をする。

2 児童生徒の安全対策

- (1) 学校においては、児童生徒に対して雪害に対する予備知識を与えるとともに、避難訓練を行う。
- (2) 各学校長は、気象状況に留意し、早退・休校等の適切な処置をとる。

第3節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

なお、県、町及び防災関係機関が行う雪害応急対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第3章各節を参照するものとする。

第1 防災活動体制（工務管理班・事業者・運送調達班・総務部・財政管財班）

1 応急対策

(1) 道路交通確保対策

ア 町道路除排雪対策

町は道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し処理する。

イ 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行う。

ウ 交通情報の収集及び提供

県警察本部は、道路管理者と連携し、交通情報の収集を行うとともに、交通情報版等により情報提供を行う。

エ 交通規制等

- ・県警察本部又は道路管理者は、通行止め等の必要な交通規制を行う。
- ・県警察本部は、隣接県警察と連携し、広域的な交通管制を実施する。

オ 道路除排雪の実施

道路管理者は、各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供するものとする。

カ 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、道路管理者、町等は、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置するものとし、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うものとする。

また、道路管理者は、立ち往生車両を速やかに移動できるよう、リスク箇所にレッカーカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。

キ バス運行の安全対策

- (ア) 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行う。状況によっては運行を休止する。
- (イ) 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関

係機関と連絡を取りつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努める。

(2) 鉄道交通確保対策

会津鉄道㈱は以下に留意し、列車の輸送確保に努める。

- ア 降積雪の状況及び気象状況を判断し、除排雪体制をとり、列車の輸送確保に努める。
- イ 排雪列車、排雪モーターカー等を当日の降積雪状況により、必要な都度運転する。
- ウ 雪崩が発生するおそれのある箇所を発見した場合は、当該区間の列車、車両の通行を一時停止し、雪崩予防作業を行う等雪崩発生の事前回避に努める。
- エ 通学及びバス路線の踏切道は、早朝からの除排雪に努める。また、道路管理者及び県警察本部と協議して選定した踏切道は、冬期間自動車の通行を禁止する。
- オ 駅前広場及びホームの除排雪に努める。

(3) 通信確保対策

ア 通信の確保

- (ア) 雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図る。
- (イ) 報道機関に対して、通信施設被害状況、復旧の見通しなどについて情報提供を行う。
- イ 孤立集落等への情報提供

県及び町は、孤立した集落及び孤立可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

ウ 郵便の確保

積雪により平常の集配業務に支障を来すおそれのある支店は、降雪期に集配要員を増強する。また、積雪時の集配運送業務の確保を図るため、全輪駆動車を配備する。

(4) 電力供給確保対策

- ア 雪害による事故被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の確立等を図る。
- イ テレビ、ラジオ、新聞等を利用して、電力施設被害状況、復旧の見通し、公衆感電事故防止などについて広報活動を行う。

2 被害状況等の収集、報告

町及び防災関係機関は「第3章第3節 第2 被害状況等の収集、報告」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制の整備（本部班・工務管理班・総務班）

1 町の活動体制

町は、大規模な雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次により雪害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく下郷町災害対策本部を設置する（詳細については、「下郷町豪雪対策本部要項」を参照のこと）。

(1) 事前回避措置

町は、気象状況、積雪状況、危険箇所の巡視等による情報収集により、雪崩の発生の可能性について住民に広報し、注意を喚起する。

また、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の交通規制を実施し、雪

庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(2) 雪崩発生時の応急措置

ア 被害状況の把握及び被災者の救助

雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害状況を把握し、県へ報告する。住民が被災した場合には、直ちに消防本部、消防団、警察署と連携し、救助活動を行う。

イ 道路等施設の応急措置

雪崩により、道路等が被災したときには、県及び警察署等と連携し、直ちに当該区間の交通規制を実施するとともに、当該箇所の応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

ウ 孤立集落住民の救助

雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶ場合は、ヘリコプターの派遣要請により、医師の派遣、必要な物資等の運搬、救急患者の救助を行い、状況によっては集落の住民全員の避難移送を行う。

2 県の支援体制

(1) 町への支援

県は、以下の状況となり、町だけで雪害対策を行うことは不可能となった場合は、町と協議を行い、意向を踏まえた上で、雪害対策の一部を実施するものとする。

- ・平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- ・平年孤立したことのない集落が交通途絶し、孤立化した場合
- ・雪崩発生により、人的被害及び住家被害が発生した場合
- ・除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- ・特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、雪害対策が困難である場合

(2) 職員の派遣体制

県は、町から要請があった場合、職員を派遣して雪害対策を行う。

これに対応するため、県は町からの要望をとりまとめ、調整を図りながら派遣計画を作成するものとする。

第3 地域ぐるみの除排雪（本部班・工務管理班・総務班・自主防災組織）

1 地域ぐるみの除排雪の効率的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整の上、自主防災組織と緊密な連携をとり、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。
- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

2 住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

第4 避難勧告等の発令及び避難誘導等

(本部班・福祉介護班・保健保育班・自主防災組織・消防団・社会福祉施設管理者)

1 避難の準備情報提供、勧告及び指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の設置

避難の準備情報提供、勧告及び指示については、「第3章第9節 第1 避難の準備情報提供、勧告、指示及び「屋内安全確保」」に定めるところによる。

警戒区域の設定については、「第3章第9節 第2 警戒区域の設定」に定めるところによる。

避難の誘導については、「第3章第9節 第3 避難の誘導」に定めるところによる。

避難所の設置については、「第3章第10節 第1 避難所の設置」に定めるところによる。

2 避難行動要支援者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

イ 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

エ 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 町は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安全感をいたかせることのないよう配慮する。

第5 災害復旧（全班）

雪害による災害の復旧については、県及び町はそれぞれの地域防災計画に定める「災害復旧計画」により、また、その他の防災関係機関はそれぞれが有する防災業務計画等に定めるところにより行う。